

第百十二回国会 大蔵委員会 議 録 第十三号

昭和六十三年四月二十二日(金曜日)
午前九時三十分開議

出席委員

委員長 越智 通雄君

理事 大島 理森君 理事 太田 誠一君

理事 中川 昭一君 理事 中西 啓介君

理事 中村正三郎君 理事 中村 正男君

理事 富地 正介君 理事 玉置 一弥君

理事 新井 将敬君 理事 井上 喜一君

理事 石破 茂君 理事 今枝 敬雄君

理事 江口 一雄君 理事 衛藤征士郎君

理事 遠藤 武彦君 理事 片岡 武司君

理事 金子 一義君 理事 小泉純一郎君

理事 笹川 堯君 理事 杉山 憲夫君

理事 谷垣 禎一君 理事 戸塚 進也君

理事 鳩山由紀夫君 理事 堀之内久男君

理事 村井 仁君 理事 村上誠一郎君

理事 山中 貞則君 理事 山本 幸雄君

理事 上田 卓三君 理事 上田 利正君

理事 田並 胤明君 理事 野口 幸一君

理事 早川 勝君 理事 堀 昌雄君

理事 武藤 山治君 理事 橋本 文彦君

理事 日笠 勝之君 理事 森田 景一君

理事 矢追 秀彦君 理事 山田 英介君

理事 安倍 基雄君 理事 佐藤 祐弘君

理事 正森 成二君 理事 矢島 恒夫君

出席國務大臣

内閣総理大臣 竹下 登君

大蔵大臣 宮澤 喜一君

厚生大臣 藤本 孝雄君

郵政大臣 中山 正暉君

出席政府委員

外務省中近東ア
フリカ局長 恩田 宗君

外務省経済局次
長 内田 勝久君

外務省情報調査
局長 山下新太郎君

大蔵政務次官 平沼 赳夫君

大蔵大臣官房総
務審議官 角谷 正彦君

大蔵省主計局次
長 斎藤 次郎君

大蔵省主計局次
長 篠沢 恭助君

大蔵省主税局長 水野 勝君

大蔵省理財局長 足立 和基君

大蔵省銀行局長 平澤 貞昭君

国税庁次長 日向 隆君

厚生省保健医療
局老人保健部長 岸本 正裕君

厚生省保健医療
局老人保健部長 下村 健君

厚生省年金局長 水田 努君

農林水産省経済
局長 塩飽 二郎君

運輸大臣官房国
有鉄道改革推進
部長 井山 嗣夫君

郵政省貯金局長 中村 泰三君

自治省行政局選
挙部長 浅野大三郎君

厚生省健康政策
局総務課長 田中 健次君

郵政省簡易保険
局長 吉高 廣邦君

参考人 杉浦 喬也君

参考人 矢島錦一郎君

委員外の出席者

委員の異動
四月二十二日

辞任

笹川 堯君

葉梨 信行君

藤波 孝生君

沢田 広君

野口 幸一君

橋本 文彦君

正森 成二君

同日

辞任

石破 茂君

片岡 武司君

谷垣 禎一君

上田 利正君

田並 胤明君

山田 英介君

佐藤 祐弘君

同日

辞任

衛藤征士郎君

補欠選任

石破 茂君

谷垣 禎一君

片岡 武司君

上田 利正君

田並 胤明君

山田 英介君

佐藤 祐弘君

同日

補欠選任

笹川 堯君

藤波 孝生君

衛藤征士郎君

沢田 広君

野口 幸一君

橋本 文彦君

正森 成二君

同日

補欠選任

葉梨 信行君

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保

を図るための特別措置に関する法律案(内閣提

出第三号)

○越智委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、昭和六十三年度の財政運営に必要な

財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。堀昌雄君。

○堀委員 本日は、二時間ばかり時間をいただき

まして財源確保に関する法律、要するにこれは日

本の財政に対する対応でございますので、広義に

おける財政対応の問題について、まず最初の二時

間質問をさせていただきます。

最初は、大変お忙しい中を中山郵政大臣御出席

をいただきまして、どうもありがとうございます。

今から八年前になりますか、昭和五十五年、

当時私はグリーンカードの問題をやっております。

そのグリーンカードによって税の把握をされ

るのではないかと、そうすると郵便貯金は非課税な

のでグリーンカードには直接関係がないからとい

うこともあり、同時に大変金利が高かったため

に、この昭和五十五年というのは定額貯金が大

変急増をしたときに当たるわけであります。それ

から、定額貯金は御承知のように十年で満期にな

りますから、十年というところは昭和六十五年に、

この大変金利の高かった定額貯金が満期を迎える

ことになるのであります。この問題は単に郵便貯

金特別会計だけの問題ではなくて、郵便貯金に原

資を仰いでおりますところの資金運用部、ひいて

は財政投融資計画にも大きな影響をもたらす財政

上の問題でもございますので、きょうは最初にこ

の問題を取り上げさせていただきますかと思いま

す。

そこで、郵政省の事務当局に、まずこの背景と

なっておりますところの三年以上の定額貯金の金利の

動きを、一番高くなつたときの少し前から説明を

してください。

○中村(泰)政府委員 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、五十五年四月から十一月

までは八%ということでございましたが、その二

年ほど前から申し上げますと、一番低いときが五

十三年四月でございますので、このときの定額貯金

の最高利率は四・七五。五十四年に入りまして五月に五・五%、八月に六・二五というふうにならなうてまいっております。五十五年三月になりまして七・二五%、そして四月から八%といったような状況でございます。

○堀委員 今お聞きになりましたように、その二年ぐらゐ前には四・七五%でございました金利が、全体の金利が引き上げられた結果でございませうけれども、郵便貯金は五十五年三月に七・二五%、四月に八%、こういうふうになりました。この七・二五%というのは、ちょうど池田総理が所得増計画を出したとき年率七・二%で、十年で所得倍増ということでありまして、私たちにこの七・二%というのは大変よく頭に入っている数字であります。この七・二五%は八%で金利がついておりまして、御承知のように定額貯金は複利でございまして、大体十年たつと百万円預金をした人は二百万円で返ってくるというのが今の情勢だと思ふのであります。これが約一年経ておりました、六・五%というところへ下がったのが五十六年四月でありますから、約一年一カ月倍になるような金利が続いていたのであります。

そこで、このときには預け入れが大変ふえたのでありまして、このときの定額貯金の預入の金額は幾らか、事務当局で答えていただきたい。

○中村(泰)政府委員 五十五年度の定額貯金の預入額は三十三兆八千億円でございまして、

○堀委員 今お聞きのように三十三兆八千億。ちよつと前後を申し上げると、五十四年は十五兆四千億、五十六年は十一兆二千億ということでありまして、いずれもそう大して大きくないのではありませんけれども、ここだけが三倍近くに膨れ上がった。これは国民が金利選好について非常に敏感だったということ、一つはさつき申し上げましたグリーンカードの関係があつたと思うのであります。

そこで、これが満期を迎えることになりまして、一体三十三兆八千億というものは、もちろん

五十五年に貯金をしたのであります。必要に応じて皆さん出しておられるでしょうから、十年といえども一体どれだけ残つておられるかはちよつとよくわからないのであります。恐らく郵政省もこの間からいろいろ話を聞いてみまして、そういう預金の管理は必ずしもきちんとやつておられないようでありまして、今の三十三兆八千億が例えば六十五年度に幾ら残つて満期を迎えるかということ、必ずしも正確ではないと思ふのであります。しかし、これは重要な問題でありますので、それなりの推計をしていただきたい、こう考えておりますので、これも事務当局から、六十五年に満期を迎えるであろう定額貯金の金額は大体どの程度か、推計で結構ですからお答えをいただきたいと思ひます。

○中村(泰)政府委員 郵便貯金は大勢のお客様からお預かりしている大切なお金でありますので、その管理につきましては私も万全を期してやつておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

先生御指摘のとおり、五十五年には三十三兆を超える預入があつたわけでありまして、この五十五年に預入された定額貯金が現在のところどのくらい元本として残つていられるかということにつきましては、私も直接その年度別の元本を把握する手段はとっておりません。毎年入ってくる定額貯金を各預入月別に原簿を管理しまして、その利率を六カ月ごとに計算をするということで正確を期しているわけでありまして、先生も先ほどおっしゃいましたように、定額貯金は預け入れるとすれば十年間預入ができるわけでありまして、その間に払い戻されるものも大分あるわけでありまして、預入期間が平均的にどのくらいになるかということにつきましては、過去の例から見ますと、定額貯金につきましては大体四年前後といった数字が出ております。しかし、これは預入時の適用利率がどのくらいであつたかということにもよりますので確定的なことは申し上げられませんが、十年間預入されたままになっているもの

の割合は大体二割でございます。

しかし、五十五年は先ほど御指摘のありましたとおり、金利が八%という天井を打ったときでございまして、この残存の割合はそれを超えるものであろうというふうにも私も思つておりました。預入時の四割近いものが残つておられるのではないかというふうな推察をいたしておりました。

○堀委員 今お答えをいただきましたように、普通のときは大体二割ぐらゐが最後に残る。しかし、これは例外的に大変高い金利でございましたので、ここにふえたというのは、一つはやはりそういう金利選好でふえたという問題が大ききうございまして、今貯金局長のお話のように四割程度くらいが残つていられるのではないかと。私が管理が云々と言いましたのは、そういうのが一体幾ら残つてきているかというふうな、そういう管理が必ずしも十分でないというので、郵便貯金の管理がおかしいということを言つた意味ではございませんので、そこは理解をしていただきたいので

そういうことで、四割もしも残つておるといたしますと、三十三兆八千億の四割というのは十三兆六千億ですね、十三兆六千億が残つていられることになる。そうすると、これが倍になつていられるわけですから、二十七兆二千万という巨額な資金を昭和六十五年中に郵便貯金特会から国民が引き出すということが起こるわけでありまして、

実は私、この後で社会保障やいろいろの問題をやらせていただくのであります。この昭和六十五年という年は、いろいろなものがある。一つ一つの節目の年になるような気がいたします。一九九〇年でありまして、そこで、この二十兆七兆二千万というものが流出をいたします。ということについて、郵政省としてやはり何らかの対策をお講じになるのだらうと思ふので、これは前後にちよつと例のないことではございません。こういう事態を六十五年に控えて、まだ時間があるわけでありまして、郵政省としてこれに對する対策を大臣からひとつお聞きをしたいと思います。

います。

○中山国務大臣 まづもつて、貯金事業に對しまして大変御心配をいただく先生に心から敬意を表し、感謝を申し上げます。

あと二年でございますが、集中的に満期を迎えます定額貯金の問題というのは私も大変憂慮をいたしております。とにかく継続勧奨を何とかいたしまして、特に貯金局を中心にしたしまして、我が郵政省挙げて新商品の開発をいたしましていろいろの対策を練つてまいりたい、かように考えております。

あと六十五年といひますと花の博覧会の年でございまして、そのときに花がしほむようなことにならないようにひとつ、花の博覧会の後援という事業が中心になるようでございますけれども、とにかく財投の原資を支えます貯金が衰えることのないように我々懸命の努力をいたしたいと存じますので、何とぞまた御支援をお願いをいたしたいと思ひます。

○堀委員 やはり私は、郵政省をいたしまして郵政特会が急激に減るようなことのないように、今お話しした国民のニーズに合ったところの商品を開発をされて、これだけの巨額のものでありますからそれを埋め合わせるは大変であります。できるだけカバーができるようにされることを期待をいたしたいと思ひます。それでは郵政大臣、結構でございます。

そこで、今度は大蔵省にお尋ねをするわけでありまして、六十五年に今申し上げたような巨額な流出が郵政特会で起こる。そうすると、それは当然資金運用部で処理をしなければならぬわけでありまして、この点について事務当局の方では、こういう事態が起きることについてはどういふ対応を考えておられますか。

○足立政府委員 ただいま郵政大臣あるいは貯金局長からお話がありましたように、六十五年度に満期が到来いたします定額貯金というのはかなりの額に上るようでございますが、それが果たしてどの程度郵便貯金の減少として生ずるか

ということは大変難しい問題でございまして、私どもも軽々にはなかなか申し上げられないと思っております。しかし、ただいまの郵政省のお話を聞いておきますと、そういう問題を抱えておるといふことは事実のようでございまして、私も現在財政投融資計画の一つの大きな原資として郵便貯金がございますので、それが大きく動くというようなことがございました場合どのように対処するかということについては、今後財政投融資計画の策定に当たりまして、一層の効率化あるいは重点化というものを図りつつ現実の推移に対処して考え、検討していきたいと考えております。

○堀委員 今のは大変事務的な話でございまして、当然だと思っておりますが、大臣、私は実は昭和五十六年の二月に、渡辺美智雄さんが大蔵大臣になられたときに、大蔵委員会で三つの問題の提起をいたしました。一つは当時国債特別会計、こう言っておりますが、今は国債資金特別会計という方が適当なように思っております。この問題を取り上げたわけでありまして、あわせて財政投融資の見直しをやる必要はないのかという問題を取り上げました。昭和五十六年でございすから、もう既に七年間経過をしておるわけでございす。

そこで、国債特別会計の問題はちよつと後で論議をさせていただいたしまして、私はこのときに、財政投融資計画というものを少し基本的に見直したらどうかという問題提起をさせていただきまして、それはどこに問題があるかといひますと、財政投融資計画というものが非常に役に立ったのは、日本経済の中でまだ資金が非常に不足をいたしておりました、池田さんの長期にわたる低金利管理政策の結果、国民や中小企業その他の方に資金が必ずしも十分に回らない、あるいはいろいろな点で国がそういうお手伝いをしなければいかぬ時期にありましたから、財政投融資というものがそれなりに大きな役割を果たしてきたことは私は評価をいたしておるわけでございす。

その後、また財政をゼロシーリング、マイナスシーリングで抑えていきましてときには、今度は形をかえて予算の部分が財投という格好で行われるという、ですからそういう意味でまた財投もそれなりの新しい役割を果たしてきまして私は思うのでありますが、ここへ参りますと財政もようやく大體正常な形に、今特別債が出ておりますから完全には正常ではありませんがやや正常な方向に戻りつつありますし、また資金はもう大蔵市中に余つておりました、政府関係金融機関がそれを手当てをしなければならぬという情勢はもうかなり弱くなつておる。そういうふうな考えをしますと、私は大蔵大臣と同じで競争原理、市場経済論でありますから、何としても経済というのは効率化が必要だと思つておるのでありますが、財政投融資を見ておりますとどうも余り効率的な運用がされてない。ですから、五十六年に申しましたのは、もう少し効率的な運用をこの中に導入することができないのだろうかという問題を取り上げました。

そうして、たしかあのときには二兆円でございますが、その金が実は四月にリザーブされておりました、それが翌年までいくわけなんです。こんな金をじつと抱いていてもむだではないかという話をしましたら、当時の渡辺喜一理財局長が、実はこれは地方自治体が四月、五月に、それまでは短期で泳いでいて、ここで長期に乗りかえて資金を持つていくものですから、どうしてもここはリザーブしておかなければいかぬ、要するに資金運用部にはラストリゾートはないんだ、そこでそういうものを持つていなければならぬ、こうおっしゃいますので、それはおかしいのではないでしようか、四月、五月に要るとわかつておるものをずつと一年間持つてきてためて置いておくという必要はなく、それはそれで運用をして、そのところが必要があれば民間資金を調達して処理してもいいだろうし、新たな国債特別会計というところで資金調達をしてもいいのではないでしようかという話をしたのが五十六年二月でございす。

その後、今そのときは情勢が変わつておりますけれども、六十五年には幾ら減るかはわかりません。さっきの私が言つておりますように二十兆二千億に近いものが減るだろう。それが二十兆になるのか、あるいは場合によつては三十兆になるかも知れませんが、そうすると今から六十四年の財政投融資計画、六十五年の財政投融資計画というのは、そういう減収があるということを見通して実は財政投融資計画を組んでいかなければ、六十四年はこれまでどおりについて、そこでがたんと落ちるなんというのでは、財政投融資計画のような大きな資金の問題をうまく運営することは難しいのではないだろうか。

そういたしますと、今細かいことをここでどうしろという問題提起をするのではありませんけれども、財政投融資そのものを六十五年の一つのギヤップを契機に新しい段階にレベルアップするといふ効率化を図る、こういうことが今日から考えられていいのではないだろうか、こういうふうな考えののでありますけれども、大蔵大臣いかがでございましょうか。

○宮澤国務大臣 かねて堀委員が、国債資金について特別会計のようなものを考えてみてはどうかと言つておられることはよく存じ上げており、また傾聴すべきお話として私自身も関心を払つてまいりました。ただいまはまた、財政計画といつたようなものが戦後四十年の間に果たしたそのときどきの役割について、またその変化についてお話をあつたわけでございますが、私も正直を申し上げて毎日毎日の仕事に追われておりますし、また前年度対比で今年度はという考え方をどうしてもするものでございすから、過去にさかのぼつて制度の果たしてまいりました役割、またその今日的な意義というものを一遍将来を展望して考えるというふうな余裕と申しますか、そういう発想に欠けがちでございす。恐らく役所の中におきましては、専門家の諸君がいろいろ研究はしておると思うのでございすけれども、いろいろ忙しいものですから、行政の課題として取り上げるのには

大きな問題であるだけに、なかなか取り上げにくいと言つておるままに毎日をごしておるといふようなことは、とかくありがちなことであると思ひます。

そこで、今六十五年という年をお取り上げになつて、これはたまたま五十五年に非常に高い金利がありましたことから、定額貯金が満期になるといふ時期でございす、その時期をお取り上げになつて資金がどうなるのか、たまたま六十五年といふのはいろいろな意味で一つの区切りになる時期ではないか、そうおっしゃいますと私も、六十五年度には特例公債は脱却できるかといふ努力目標を持っておりますし、国鉄共済とかいろいろ問題が確かにございまして、そういうことも考えながら考えてみてはどうかということ、私は大蔵大臣に富んだお話だと思ひます。先ほど申しましたようなことで、その日その日追われておる嫌いがございすから、いいときにいいお話をしていただいたと思ひます。将来の展望を考えながら、それならば果たしてどういふことがよろしいのかということについては、またいろいろな意見がございましていろいろいたしますが、一遍その問題を考え直してみようというところは大切なことであると思つております。

○堀委員 大臣の御答弁で結構なものでございす、ですから、私がお話をする中でどうしても今の役所の機構が、御承知のように日本全体で見まして、厚生省それから大蔵省、農林省、文部省といふふうな縦割りでございす。そして、これは一昨年の十二月にこの委員会が申したことがあるのであります、私は昭和三十三年に、きよう後で質問させていただきます、当時社会党は百六十六名当選をいたしました。余りたくさん予想以上に当選したものですから、委員会の配分について強制的におまへはどこへ行け、おまへはどこへ行け、こうやられまして、私は文教委員会に参りました。そこで、文教委員会ではいろいろ質問をいたしておりますと、文部省

の当局は、いや、先生の御提案は私ども全く賛成でございますが、なかなか財政当局の同意が得られませんので、残念ながら実は実現が大変難しいのでございます。何回か、こう答弁があるわけです。はあ、財政当局というのは大変な力があるな。

私は、それだからというのではありませんけれども、昭和三十五年一月から大蔵委員会と公職選挙の特別委員会を志望いたしました。それ以来大蔵委員会におるわけでございますけれども、実は縦割りになつてゐるものですから、大蔵省の皆さんにとっては私はちよつとこの間からこういう話をし、気分を害さないように聞いていただきたいのですけれども、今、国というのは、国土はありますけれども、国というものをあらわしておるのは国民だ、私はこう思うのでございます。国民の集合体というのが国だ、こう見てゐるわけでありまゝ。そうすると、私たちにとつての一番の基本は何かといへば国民が基本である、こう考えるわけでございます。

後で、引き続き厚生省からいろいろお尋ねをするのでありますけれども、要するに厚生省の人たちといふ話をし、また私どもの党の関係者の社労委員の皆さんとお話をしておりましたも、やはり話の節々に何となく、一つの枠があるやうな感じが私はしてならない。その枠というのは何かといふと、さっきの長い間の厚生、大蔵の折衝の過程を通じて、大体このくらの財政の枠の中でこういうことをやらなければいかぬのじやないかといふやうな、はっきり明示されたものはないのであります。暗黙の枠のやうなものがあつて、その枠の中で厚生省は厚生省なりにいろいろとやつてゐる。

そこで、私はきょう、後で厚生省の皆さんに答弁をいたしたときに、きのうちよつとこういうことを言つてゐるわけ。きょうは私がお尋ねをするので、だから要するに大蔵省の人は、あんなことを言つたらちよつと今の暗黙の枠組みを越えるじやないかといふやうな感じを持つ方がそちら

におられるかもしれないけれども、きょうはひとつ遠慮をしないでやつてくだされ、国民を中心とした立場でかくあるべしといふ意見を出してもらつて、我々財政を含めてそれを政治家としてどう判断するか、それは私一人が判断するのではなくて、こちらにおられる自民党の皆さんもこちらにおられる野党の皆さんも、みんなで国会で判断するといふことになつてこなければ、本当の意味の国民のための政治といふことにならないのではないかと、私はこういう感じがいたしております。

しかし、大蔵省の皆さんは大変使命感を持つておられますから、その使命感を持つて、悪い表現なんですけれども、きょう主計の方が大分おられるのですけれども、主計の方は金をつけるときは、自分の懐から金を出してつけるやうな気持ちでできるだけ少なくという、それは一定のあれがあるんでしようが、という気持ちでベースにあるやうな気がします。今度は主税局になりますと、何とか一番取りやすいところからできるだけ無理なく取ればよいなといふことで、これは何も主税局の方が自分の懐へ入れるわけじやないのです、まさに気持ちちはそういう気持ちで国民から税金をお取りになる。

しかし、私に言わせると、実はさっきの主体が国民であるといふことであるならば、この国民のために最も望ましい政策を実現するためには、これはやはり一定の必要な費用といふものが要ります。その必要な費用といふのを主計局は全体の財政を見ながらそこに渡す、その財政といふのは国民がそういうことをやつてもらふために実は国に払ふ、こういうことをやりますから、それを取られる皆さん、使われる皆さんは、私に言わせればある意味でプロローグのやうなものであつて、こつちが主体があつては困る。常に国民の側に主体があつて、国民にとつて望ましい政策をするために税は必要になるのであつて、その取つてきたお金で主計はそれを最も効率的にむだなく目的に合うやうにこちらから持つていくといふことでありますから、私は、本来政府といふのはそういう意

味の役割を果たすものではないのか、こういう認識に立つておるわけでありまゝ、大臣いかがでございましょうか。

○宮澤國務大臣 それは、もうおつしやるのとおりのことだと思ひます。

御觀察のように、日本の公務員制度といふのは非常にしつかりできておりました、これが我が国の戦後の今日までの繁栄に非常に大きな貢献をいたしましたことは疑いのないことだと思ひますけれども、同時にそれはお互いの間の役割の分担と申しますか、そういうことが大変にはつきり、かつちりできておりますものだから、攻める方であるとか守る方であるとかお互いの権限の分界であるとかいろいろなことがございまして、そういう中で全体としては、大数觀察ではうまくいつてゐると申しましても、やはりそういう役割が固定してまいりますと全体として硬直化しやす。新しい事態に新しく対処するといふときに、必ずしも上手にいかないといふことはまたございします。何事にもメリットとデメリットは私はあるのだからと思ひますが、そういう嫌ひはございまして、絶えずおつしやしましたやうな反省はしていかなければならない。

ただいまのやうなお話も、実は長い間そういうことをごらんになつておられて、大所高所からいろいろ御発言をいただいております。堀委員のお話でございしますものだから、みんな虚心にお話を承つておる、私もさやうでございします。

○堀委員 そこで、厚生省入つていますね。実は最近いろいろな資料を読んでおります過程を通じて、今国会で国民健康保険法の改正案が審議されておるわけでありまゝ、この法律は二年で一応時限立法のやうになつておりました、そうすると二年といふのはことしから二年でございしますから、六十二年、六十四年をやる、六十五年には新しい問題にかかわらなければならぬといふ問題がどうも一つあるやうでございします。もう一つは、最近健康保険組合が、老人保健法の改正が行われまして、按分率が六十五年は一〇〇になると

いうことで、大変な負担になつてこれは大変だといふやうな問題が起きておりました、そこで要するに医療といふものが六十五年に對して一つの新しい壁といひますか、変革が求められておる状態が一つございします。

それから、私が六十年の二月の予算委員会で、ですからもうちよつと三年になりますか、実は国鉄共済年金の問題を取り上げまして、当時の仁杉總裁に、現在は四百五十億程度を国家公務員共済組合、電電、専売の共済組合で協力をしておりますが、六十五年からはもうこういう体系ではとても対応できないといふ運営委員会の答申を讀み上げて、どうなるのでしようかと仁杉總裁に伺ひましたら、六十五年からの収支差額は三千億円になります、こういうお答えをいただいたわけでありまゝ。その共済年金の問題が六十五年に参るわけでありまゝ、厚生行政としては今の医療保障、所得保障の両面にわたつて大変大きな変革のときが六十五年に来る、こう考えておるわけでありまゝ。

そこで、まずその背景になつておりますところの老人保健法と国民健康保険、そして今の按分率との関係について、厚生省の方からひとつ答弁をしてもらひたいと思ひます。

○下村政府委員 お話にございましたやうに、国民健康保険につきましては六十二年、六十四年の暫定措置といつたやうな形で、国民健康保険の対策をお願いしてゐるわけでございします。したがつて、その改正法の実施状況も見ながら、またさらにほかの新しい問題も踏まえまして、国民健康保険制度の長期的安定のための改革を六十五年に考えていくといふことになるだらう、このやうに思つております。

それから老人保健法につきましては、これは先年老人保健制度の改革をお願いいたしました、按分率の引き上げといふことで御議論をお願いしたわけでございします。その際に、六十五年に一応一〇〇といふことが決まつておりますが、単純に一〇〇に移行するといふことではなくて、按分率の

問題以外の問題も含めて幅広い見直しをやるべきだ、こんなふうな国会御議論であつたというふうな厚生省としては考えております。したがって、この二つの問題を中心にして六十五年度には医療保険制度の改革をお願いすることになるのではないかと、このように考えておるところでございます。

○堀委員 それについて、実は健保の連合会でありまして、あるいは国保の中央会というところからいろいろ意見を出されておるようでありまして、それもちよつとあわせてひとつ御紹介をいただきたいと思ひます。

○下村政府委員 健康保険組合連合会は、ことしの二月に医療保険制度の今後のあり方についての提言を出してございまして、その中で、今後のあり方について、従来どおり被用者保険と地域保険の二本立てでやってほしい、それから老人保健制度については医療保険制度から切り離し、間接税による新税制によつてその財源を賄う制度への再編成をやつてほしい。これは、現在の医療の状況からしますと、医療費のうちで特に老人医療費の伸びが非常に大きいということになっております。したがつて、その老人医療費の負担について、現在も公費負担と保険料負担と両面をやつておるわけでございますが、そういう形で新財源で賄う方がより公平で安定した負担ができる、こういう主張をいたしておるわけでございます。

それから、国民健康保険中央会も大体同じような考え方、六十五歳以上の高齢者というところまで老人医療の年齢引き下げをやつてほしい、その財源として、目的税を財源として高齢者福祉医療制度をつくつてはどうか、このような主張をいたしております。

また、保険者団体ではございせんが、全国市長会は昨年十一月に、医療保険制度の一元化については現行制度の枠組みを維持しつつ給付と負担の公平を図るといふ観点から、老人保健制度については対象者の年齢を六十五歳まで引き下げてほしいといふような主張をいたしております。

○堀委員 今のは一番の肝心なところでありますけれども、たしか健康保険組合連合会の方では、ある意味で老人保健に対する支払い方式の転換を求めていたと思つておるのではありません。ちよつとそれについて、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○下村政府委員 大変失礼をいたしました。たゞいまは負担面のことだけを申し上げてしまひましたけれども、医療費の支出という面から現行の出来高払い制度を老人医療については改めて、定額払い等の方式を検討すべきではないか、そういう方向に移行すべきではないか、こういうことを健保連は言つておるわけでございます。

○堀委員 私はかつて、これは二十年ぐらゐ前にあります、内田さんが厚生大臣のときに、実は健康保険の支払い方式を予算委員会でも問題提起をいたしました。私は実は、尼崎の医師会で役員をいたしておりました、若いときからみんなにやれと言つて、理事をやつて副会長をやつて県の代議員をやつて日本医師会代議員をやつておることで、いろいろな役をしておりましたのでありますが、どうもその当時に私は、現在の出来高払いという健康保険の支払い方式というのは、医療の本質と経済的な問題がうまくマッチしてない、ミスマッチのシステムだということを私なりに診療しながら感じたものでありますから、そこで新しい提案をしたわけでありまして、

どういふ提案をしたかといふと、今の出来高払いというのは、保険医の場合には、大学出たての医師も大変経験を積んだ医師も、単価というのと点数で決まつておるから報酬は皆同じでございます。そうすると、患者さんが来まして、余りの確に診断できない人がこつとつて薬をやつてみるけれども治らない、では、これをやつてみるか、これもなかなかうまくいかない、だんだん時間がたつて、時間がたつと収入がふえるという仕組みになつておる。ですから、能力がないとか少し収入を上げようとかということになると、患者さんが早く治らない方がそういう方にとつては

プラスになる。医療というのは基本的に、疾病状態から医療を行うことによつて健康状態に回復させるというのが本質でありますから、そういう医療の本質と支払いのシステムがマッチしてないければむだが起こるのは当然だというのが、まだ三十代の若いころの医師会員としての私の考えでございます。

私はその後、日本医師会から中央医療協議会の専門委員、日本医師会の保険委員というふうな仕事をやつておる中で、ちよつと岡山県に加賀先生という、当時岡山県医師会長をやつた方が私と同じ考えで、堀さん、私もそう思うというお話で、これを私たちは総称して件数定額払いという一つのシステムを案は考へていたわけでございます。それはどういふことかといふと、御承知のように医師の中には、内科、外科、産婦人科、耳鼻科、眼科というふうな科目が非常にたくさんございます。そこで治療内容によつておのおの一定のパターンがあるわけでありまして、今の健康保険のシステムというのは、毎月一人の患者について一枚の請求書を支払い基金に請求する、こうなつておるわけでありまして、

そこで、この一枚のレセプトを例えば内科の病類のものについて全国統計の中で計算してみますと、外来患者では一件当たり幾らが平均点だといふことが出せるわけでありまして、内科の患者については、全国同じでありますけれども幾ら幾ら、その一件当たり平均点で医師は請け負ひます、外科の病類は何、というのは、病類を挙げてください、標準を内科としておりまして、外科の患者さんが飛び込んできて、けがしたからやつてくれと言われればやらなければならぬといふこととございまして、外科へも風邪引きの患者は行きますから、内科とか外科という病類で區別をして、そうして全国平均の点数が一カ月に幾らという件数の定額が出ますので、この定額で請け負ひますという一つの請負方式です。そういういたしますと、まず第一にどういふことが起こるかといふと、できるだけ患者さんを早く治

して費用を減らせばネットインカムがふえるわけでありまして、経済的に自分のプラスになる。だからやつていたらどんだんお金がかつちやつて、平均点は丸々薬代になつてしまつたのでは、患者を診たけれどもネットインカムはほとんどないということになりかねないわけでありまして、そういうことになりまして、医師の能力がそこで発揮できるわけですから、能力がある人は最も確かな診断をして的確な治療をすれば早く治る、早く治れば、要するにコストが少ないからネットインカムがふえる。ここで初めて医師の希望と患者の希望とがばつとマッチするということ、本来健康保険はそういう形であるべきだ。

ただし、重い患者さんが来る場合がありまして、それは今言つた定額請負の例えれば二倍とか三倍とか、どこにするかは専門家が決めればよいのであります。そういうものを越えるものは従来どおり出来高払いで請求していいですよ、しかしその他は患者の氏名と保険の番号と病名とを出して、一覧カードで請求をしよう。お医者さんは、今この請求をするのに大変な負担がかかるのです。私のころは五日に基金へ出すとなつて、四日の夜は家内と二人で大体徹夜をして保険の請求書を書いておるというふうなことでございまして、それを今度は基金でたくさん人間が計算について調べ、いろいろな審査をしていく。全国で基金だけでも大変な人間がいるのですが、今言つたような処理をすれば、お医者さんは、患者が来た、患者の住所、氏名あるいは病名、保険番号を一覧表にして、内科はこれ、外科はこれといふふうにして、そしてそれを一枚の紙にして基金に出せば、基金は機械的に計算してほんと来る。

だから問題は、どこをチェックしなければいぬかといふと、来ていない患者を来たように請求されては困りますからね。これは詐欺ですからね。だから、そういうことの起きないようにはきちつとコントロールしなければいけません。患者さんが来て診療を一月に一回でも受け

たら、それで一枚の請求書ということになるわけでありまして、そういう式の提案を内田厚生大臣のときいたしました。そうしたら、鳩山さんが当時主計局長が何かだったと思うのですが、私に、いやあ堀先生、あれは大変いいですねと言われるので、いいですねじゃなくて、それをちゃんと医師会と話をして、それが実行できるようにしなければだめじゃないですかと言ったのですが、実は今日もまだそうならないわけでありまして。

私も医者であります、これは医療というものの本質とそういう経済的な問題がマツチしたときがやはり一番いいのであって、今の老人保健の問題というのは、そういう意味では私は、一番最初で、そういうものを導入してもいいところじゃないだろうかなという私なりの感じがしております。健保連もそういう式の提案をしておられるようにございます。ですからこの医療問題というのは、確かに負担の面がありますが、要するに今の支払のあり方という問題がよほど解決をされないとい、国民医療というものにむだができはせつかく、国民の負担が大きくなるだけではよくないと思はるわけであります、そういう問題を私は一種の医療哲学としてかねて若いころから持っておりますし、今もその考えに変わりはないのであります。

そこで、そういう話はそこまでいたしておきまして、私は、今の老人保健の問題、全部国で持てという話はちよつと極端だと思ひます。既に現在五兆一千億からあるものを全部国で持つ話は、財政にかかわつておりますとすればこれは余り常識的でございせんが、しかし、それでは国が二割で地方一割で、あと七割は皆そちらで持つという話私は余り正常でないという感じがするのです。なぜかといいますと、大体健康保険のようなのは、御承知のように、被用者保険でございまして半分は被保険者が保険料を出しておりますが、半分は雇用主の方が、保険者の方が出ておるわけでありまして。ファイブティール・ファイブティール

一になつてゐるわけでありまして。老健法のようなものは、当然国及び地方で五〇％を持つていいのじゃないか。ある意味で国が五〇％持つて、あと一〇％を地方が持つて、残りの四〇％を保険の方で案分を持つていうくらいであつてもいいのじゃないかというふうな思つておるわけでありまして。

というの、私は、これはちよつと税制に關係するものでありますけれども、いろいろなデータを見ておきますと、今この税制問題というのが、必ずしも政府の皆さんが考えておられるような評価を国民の側からしてないというふうな、実はこの資料で感じておるわけでありまして、日本経済新聞が三月二十八日に世論調査をやりました、「税制改革 直間見直し賛否半ば 新聞接税支持三割 四割が「不公平是正が先」というのが実は日本経済新聞。そして朝日新聞は、これは三月十六日、十七日の調査で、「政府は説明不足」が八割、こういうことになつてゐるわけでありまして。

そこで、私がちよつとさつき申しました政治のあり方という問題からしますと、主体である国民が必要だと思ふことをきちんとやつて、その主体である国民がこういうことをやつてほしいということについて費用が要するから、それはどういふうな形で国民に負担してもらいましょうかという話になるのが、税というものの基本的なあり方ではないのか。国民の理解と納得を得ると総理も大臣もおつちやつてゐる。国民の理解と納得を得るということとは、税金の仕組みを納得してもらふといふのは簡単じゃないわけでありまして。しかし、国民皆さんが、これからこういうところにお金が必要のじゃないでしょうか、そのお金は、天から金が降つてくるわけではありせんから、どうやつて皆で負担を考えましょうかという話から入らないと、私は国民の理解と納得は得られないのじゃないか、こういう感じがいたしてならないわけでありまして。

そこで厚生省にお伺いをいたしますけれども、今私が言った、最初の段階では半々という格好

で、国は五〇％、地方一〇％、そしてその他の健保その他国保で四〇％という負担をするとなると、現状に比べてどのくらい財政が膨らむのか、ちよつと答えていただきたいと思います。

○岸本政府委員 先生のお話をちよつと前にお聞きいたしました、国の負担割合を五〇％に引き上げたケースというところで試算をさせていただきます、国の負担を現行の二〇％から五〇％に引き上げる、そして地方負担は一〇のまま据え置く、こうなりますと、六十三年度の予算ベースをいたしまして、国庫負担額は一兆一千億円増加するという見込みになります。

○堀委員 大臣、今お聞きになりましたように、今医療保険で問題になっておりますのは何として老健法でございませう。そしてこの老健法の問題というのは、これはもう確かに我々の寿命が非常に延びてまいりましたから高齢化になる、高齢化になれば疾病率は高くなる。同時に、高くなるだけではなくて、その疾病そのものがなかなか回復しにくいということ、医療費が大変かかることは間違いないとございませう。いろいろなところにそういうの資料が出ておるわけではございませう、たしか資料を持ってきたのですけれども、ちよつと今どこに入つてゐるかわからないのです、老人の一人当たりというのは普通の一般の人の四倍ぐらゐかるのじゃないかという資料があったように思ふのですが、ちよつと厚生省、答えでくれませんか。

○岸本政府委員 ちよつと手持ちの資料が昭和六十年度の実績になつておるのでございませうけれども、老人と老人以外の方の一人当たりの医療費では、トータルいたしますと五・五倍老人がかかる、こういうことになつております。

○堀委員 大臣、お聞きのように一般の患者と老人患者で五・五倍違うということは、これはもう保険システムでこの処理をするというのは限界があると思ふのです。ただし、そうだからといって、健保連の言われるように、これは全部国で

持てということも、これまた私はちよつと極端だと、こう考えておりますので、まず最初の段階で厚生省の方に言つたのは、私は五〇％というので、国が五〇％、地方一〇％、あと四〇％という計算をする、まあ一兆一千億というのがふえるわけではございます。この一兆一千億というのは、現状で少なくとも五兆一千億ぐらゐかつておるもののこの配分になるわけではございまして、外枠は同じなんですけれども、健保連だとかその他の負担の部分を国が肩がわりする、こういう意味でございまして。

これを私は、やはり六十五年から今の医療保障をどうするかというのは、今厚生大臣お入りいただきましてありますけれども、ここからひとつ長期の展望に立つた社会保障プログラム、要するに医療保障は、老健法で国が五〇％持つということ、安定的に、非常に長期には別ですが、十年、二十年は私はそれで十分いけるんじゃないかと思ひますし、あと年金がございませう、ちよつとその年金に触れるわけではございませう、最近非常に問題がございませうのは、いろいろなデータを見ておりますと、公的年金が信用ならないというデータが非常にあちこちに出てゐるわけでありまして。ひとつ厚生省の方から、今の厚生年金の信頼の問題についてお答えをいただきたいと思います。

○水田政府委員 長期化し、多様化します老後生活の中で、その生活資金を主として何に依存して設計していくかというの、かなり個人々々によつて差もあつたと思ひます。言うならば意識調査ということにならうかと思ひます。と同時に、客観的に老後生活の中でどういふ資金に依存してゐるか、両面から見てみる必要があるのではないかと私も思つておるわけではございませう。

まず、私も厚生省の持つておりますデータによりますと、最近の年金改革を行いますときに、二十一世紀の年金ということで有識者の意識調査をいたしましたわけではございませう、これは五十七年に実施をいたしておりますが、その九割の方の御

意見としては、公的年金を基礎とし、これに企業年金等の自助努力を組み合わせる老後に備えるべきだというのが、有識者の九割の方の御意見でございました。

また、その翌年の五十八年にやはり厚生省の社会保障総合調査報告というものが、これを見ますと、これは五十八年に実施しておりますが、六十年代後半以降で、収入源で一番頼りにするものとして挙げております中で、七割の方が公的年金、こういうことになっております。

また、実態面から見ますと、厚生省が実施いたしております国民生活実態調査の結果によりますと、高齢者世帯の所得の中に占めますところの公的年金の割合は、昭和五十五年四〇・三%から五年後の五十九年五一・四%に、年金に対する依存度が現実の生活の中で高まっております。

一方、民間におきましては、読売新聞が昨年の七月に意識調査をいたしております、「頼りにしている老後の生活資金」というものに対して、「国の年金」と答えた方が五九・五%で第二位で、第一位が、若干上でございますが、「預貯金」と答えた方が五九・八%である、大体このように把握をいたしております。

○堀委員 実は、今お話がありましたけれども、これは八八年四月十日の週刊読売に読売新聞社調査研究本部主任研究員の大野さんという方が書かれたものを私読んで、大変的確に述べられておりますのでちょっと読み上げますと、

総理府が六十二年五月に行った「国民生活に関する世論調査」で、「今後してみたいと思う生活」を聞いたところ、最も多かったのは「老後に安心できる生活」で五二%を占めていた。

男女とも年齢層が上がるにつれて、この回答を選んだ者の比率が高くなっているのは当然としても、三十代後半層でさえ、男性の四〇%弱、女性では五〇%以上がこの答えを選択している。

ですから、非常に若い人たちでも老後の生活について非常に大きな関心を持っておられるというこ

とがまず第一点で、これでわかります。

その後

厚生省が発表した昭和六十一年簡易生命表によると、平均寿命は男性の場合、初めて七十五歳代にのせて七十五・二三歳となり、女性もさらに伸びて八十・九三歳となっている。

ということ、かつて我々は、大抵人生五十年というのが昭和二十二年の時点でございましたから、実は大変な長生きができるようになったわけでございます。そこで実は、

老後生活に対する不安が、老後への関心をさらに高めている一面があることだ。各種の調査をみると、老後に對する不安は、六十一年四月から実施された公的年金制度の抜本改正を契機に、かなり顕著な変化を示している。

例えば経済企画庁が昨年九月に発表した「国民生活選好度調査」をみてみよう。「自分の老後の見通し」の項目では六九・三%の人が、「暗い」「まあ暗い」と悲観的な見方をしている。前回（五十九年）の五二・八%からみれば、きわめて大幅な上昇であり、年金制度改正をはさんで、この不安感の増大は注目される。

こういうふうなことがございます。

さらにもう一つ、これは日本生活協同組合連合会が組合員九千六百五人を対象に行った我が家の社会保障調べでこういうことがわかったということ、将来の公的年金の受給が老後生活の支えとして非常に頼れる、また頼れると考えている世帯はわずか七・六%とあり、頼れないが五七・二%と半数以上だ。個人年金については、役に立つ七・九%、少しは役に立つ七〇・三%と、公的年金とは対照的に信頼度は高い、こうなっているわけでございます。厚生省としては、さつき申し上げたように公的年金を中心に行っているところですが、できるだけ信頼度の高い方の話が出るのです、私の方はそういうあれで客観的に見ると、公的年金よりもやや私的年金に国民のニーズが移動してきているということが一つはつきりしているわけですね。

これがこの次に恐らく変わってくると思うのですが、年金局長さん、次に六十五歳に支給年齢を引き上げる、この間も基礎年金のときに給付が下がったわけですが、六十五歳に引き上げるときというのは、年金としては大体いつごろになるのでしょうか。

○水田政府委員 まず、公的年金の給付水準は私も引き下げたつもりはないわけでございます。年金制度の加入期間が延びてきたことに対応して給付水準の合理化をしたつもりでございます。いままだかつて公的年金は給付をカットしたことはないということだけは、お答えをする前に一応説明させていただきます。

次に、六十五歳開始年齢の繰り下げの問題でございますが、公的年金、なかなか民間サラリーマンの入っております厚生年金は、戦後の第一次ベビーブーム時代に生まれたいわゆる団塊の世代の方々が六十歳に到達します八十年代に、年金受給者が大変急増するわけございまして、それにかつて加えて国民の寿命が大変延びてまいっております。七十年代から繰り越してくる老人の上に新規に発生する新規加入の老人が加わるということで、厚生年金にとつては昭和八十年代

が、私はよく心臓破りの丘に差しかかる、こういうことを申し上げているわけございまして、これをどう乗り切るかということがまず最大の課題になっているわけでございます。

この心臓破りの丘を乗り越えるのは、四つしか方法がないと思っております。一つは、文字どおり給付水準を切り下げるといふやり方があるかと思ひます。第二番目には、現在から積立金をふやして、後代の負担の方に御迷惑をかけないように保険料率をかなり思い切つて引き上げて準備をしておくというやり方と、三番目が、いわゆる就業構造が今後変わっていくわけございまして、雇用状況の変化に際して、いわゆるリタイア年齢が延びていくことに伴つて開始年齢を繰り下げるといふ問題、四番目は、今申し上げました一から三までのコンピネーションを考

える、この四つの方法があり得ようかと思ひます。

いずれにしても、私も、これは国民の皆様は率直に現状を申し上げて、選択をさせていただく問題であらうかと思ひますが、この問題をどう処理するかということにつきましては、現在年金審議会におきまして前広に御検討願つているところでございます。

○堀委員 今の年金局長の答弁によりまして、やがて保険給付率の切り下げ、保険料率を引き上げるか、開始年齢の引き下げ、いずれにしても公的年金に入っている人たちにとつて望ましい選択ではないわけでございます。これは、老齢化がふえるのですから必然的にやむを得ないことでございます。それから、それはそれのいずれかの選択ということになるんですが、そのときに一体国との関係がどうなるのかという問題が、私はこれから今の一般の国民の中に非常に大きな関心があるだろう、こう思うのでございます。

そうすると、要するに公的年金オンリーでやるというよりも、やはり今世界ではかなり広い範囲で実は私的年金にシフトしつつある。これは西欧先進諸国、皆いづれも今そういう傾向になってきておるわけでございます。時間を節約するために私の方で少し申し上げますと、これは、きょうはやはり税に關係をしますが、

欧米諸国は、税制による個人年金の育成には、いづれも力を入れている。

例えばカナダでは、個人終身年金を買う場合、五千五百カナダドルを限度に、年間所得の二〇%まで控除されている。

アメリカでは、IRA（個人退職勘定）と呼ばれる有名な制度がある。本人分として年間二千ドル、配偶者分で二百五十ドルまで所得から控除されるという優遇策だ。共働き夫婦には一人二千ドルずつ、計四千ドルが控除され、非課税となる。

イギリスも手厚い。終身年金を買う場合、年間所得の一七・五%まで控除される仕組みだ。

そしてこの控除限度ワクは、六年間通算することである。保険料を納める期間が短い高齢者に対しては、高額の税金を集中して支払うことができるように、この限度ワクが年間所得の二六・五%まで拡大されるといった具合に、まさに至れり尽くせりである。

財形制度を生み出した西ドイツも、個人年金税制には十分な配慮をしている。生命保険料と同ワクで、単身者六千五百マルク、既婚者一万三千二百マルクまで控除できる。既婚者の場合、その優遇ワクは、わが国のほぼ十倍に相当する。

これら諸国と比較して、わが国の場合を見てみよう。五十九年になって、個人年金保険料控除が創設されたものの、その控除ワクは、わずか五千円にすぎない。一般の生命保険料控除を加えたところで、年間五万五千円にとどまる。

こういうことで、今欧州、アメリカ、カナダを含めて非常に個人年金にフエバーを与えて、自助努力によってひとつ老後を考えてくださいという方向が実は開かれておるわけでありませう。しかし、やはりこの年金、社会保障という問題には、シビルミニマム、ナショナルミニマムを確保しておくことである、私たちは、日本の憲法が保障しておることである、これはやはりきちつとナショナルミニマムは確保していきたい。ナショナルミニマムを確保した以上は、さらに自助努力によつてそういう道を開くというのが、大変日本は貯蓄率が高いわけでありませうから、それがそういう方向に自分の人生の設計で行われることになることは大変望ましい、こう考えておるわけでございます。

大蔵省主税局にちよつとこのことについて調べていただくようお願いしておきましたが、大体今私が時間の節約でさらつと読みましたのと違ひがないかどうか、主税局長、答弁していただきたいと思います。

○水野政府委員 諸外国におきまふところの個人年金の扱い、ただいま委員御指摘の外国の諸制

度、おおむね私どもそのようなものとお聞きしているところでございます。

○堀委員 そこで、個人の年金をこまめにいたしまして、厚生大臣にお伺いをいたしたいのは、実は七十年に年金一元化というのが大体厚生省の御方針のように承つておるのでありますけれども、私はさつきからお話をしておるうちに、この六十五年というところに今の七十年の年金一元化というのは前倒しができないだろうか。そういったしますと、実はちよつと国鉄共済年金の問題も、今の年金一元化という大きなスケールの中で無理なく処理ができていくようになるのではないかと、六十五年から国鉄共済年金三千億、これは当分ずつと二十年くらい続くわけでございますので、ここでやはり部分的な細かい操作では年間三千億というのは大変な金額でございますから、そこで、この問題を含めてひとつ閣僚会議、閣僚懇談会でございますけれども、持たれておるようでございますが、私の希望は、今の一元化を七十年から六十五年に五年間前倒ししていただいて、ここでひとつ年金、医療保障、要するに社会保障関係を一通全部をシステムとして構築をするということにしたいだけば、今の社会保障、望ましいナショナルミニマムを保障した医療保障、所得保障についての日本の今後の中期的な展望の上に立つて、一体財源は本当は幾ら要するのだろうかという問題がこれから給がけるのではないだろうか。

この前、厚生省、大蔵省で試算をしていただきました。しかし、実際にはこの試算は、現在のシステムを延ばす形になつておるわけでございます。人間の数、高齢化の数はちゃんとここにベースに入つておるのでございますが、問題は行き詰まる老健法の問題あるいは国鉄共済年金の三千億の問題、こういう問題を含めて全体をシステムの構築をするとなると、かなりまだ負担はあの線よりはふえてくるということが間違いないと思ひます。そういう予想される六十五年から七十年、七十五年に対しての今の社会保障の負担分、これには私は、老人福祉の措置費だけはこの中にひと

つ当然入つていいのじゃないかと思ひますから、そういう意味では、医療、年金、老人福祉のトータルとしての社会保障の構図を国民の前に提示しながら、皆さんの将来についてナショナルミニマムは医療においても年金においても確保いたします、そしてそれを補完する分についてはこういう制度で税の措置を講じて、ひとつ皆さんの自助努力がより行いやすいような格好で将来像を明るくものにしたいと思ひます、そういう全体像についてどう考えますかという問題が先に出れば、私は、いろいろな問題が国民の中でコンセンサスが得られる道が非常に広がるのではないかと、こういう感じがしておるわけでありませう。

厚生大臣、いかがでございますか、年金の七十年一元化を六十五年に前倒しをするという、これは私の個人的提案でございますが、それについての御感想をひとつ承りたいと思ひます。

○水田政府委員 七十年に公的年金の一元化を完了させるということとは、政府の方針として既に決まつておることでございませうが、御案内のとおり一階部分については、給付も負担も基礎年金の導入ということで私どもは完了したと見ております。二階部分につきましては、給付の面につきましてはは共済組合の方が厚生年金に整合性を将来に向かつて合はしていただいたということ、基本的な解決を見ていると思つております。残された課題は負担の不均衡をどのように是正していくか、この問題が今後残された七十年までの課題である、私どもこのように受けとめております。

私も、七十年まで手をこまねいてこの問題に手をつけないというわけにはいかないと、このこと、実は昨年の九月に公的年金の閣僚会議を開いていただきました、七十年に公的年金の一元化を完了させるという政府の方針を関係閣僚相互間できつちりと確認をしていただいたのが第一点でございます。

それから第二点は、その中間地点に、六十四年に被用者各制度が年金の再計算期を迎えますので、その再計算期に七十年の一元化に向けて負担

の不均衡の是正について、いわゆる私どもの言葉によりまふと地ならしできるものは極力地ならしをしようという申し合わせをしていただきました。公的年金閣僚懇談の下部機構でございますところの関係各省の局長で構成されております調整連絡会議におきまして、既に作業を鋭意検討をいたしておるわけでございますので、ある意味におきましては、先生のさつき御指摘のとおり前倒しということではないかと思ひますが、負担の不均衡を是正するという観点で被用者年金制度を持つておる各制度が相集まつて、寄り集まりまして、今知恵を絞つておる最中である、このようにお受けとめ願ひたいと思ひます。

○堀委員 今の方向、私も大蔵委員会に在るわけですから、社会保障のことをそう常につまびらかにしてはいるわけではありませうですけれども、要するに私は、この前六十年の二月の予算委員会、実は国民年金について非常に問題があるという指摘をしておるわけでありませう。

それはどういふことかといふと、要するに今の基礎年金の部分というのは被用者年金は皆五万円きちんとできるのであります、二階建ちがある。ところが、国民年金だけは基礎年金だけなんです。実は、二階建ち部分がないわけなんです。どうしてないんですかと私は増岡厚生大臣に伺つたのです。そうしたら、実は定額で十分費用がないので、こういうお話で、どうして定額ですかと言つたら所得が正確につかめないから、こういうお話でした。私は、そのときは今の問題は二の次で、全体の税制の話をしておりまして、それからこまめにしたのですけれども、要するに憲法十四条は法のもとに平等をうたつておるのでありますから、被用者の皆さんにはそれなりのプラスがあるのに国民年金対象者だけは、国が基礎年金の三分の一を持つてあつたの三分の二が、今の定額の自分たちの持つたのが基礎年金で二階建ちはない、これは私は憲法十四条に違反する、こう思つておるわけでありまして、そのためにはやはりこの基礎年金だけは私はナショナルミニマムと

して国で責任を持つべきだということを、実は六十年二月の予算委員会でも問題を提起しているわけでありまして、この方向は我が党としての社会保障、年金対策に対する基本的な認識でございます。

そこで私は、今の六十五年の改革の方向に向けて国が負担しなければできない問題がございますから、そういう国が基礎年金の部分については、国民年金については負担をいたしましょう、そのかわり皆さんもともかくも所得を正確に把握して、その把握されたのひとつ年金を払っていただきたい、報酬比例部分にして、それは二階建てにいたしましょう、皆さんの掛けられたものは二階建てにいたしましょう、そうすれば被用者とこちらとがバランスがとれる。被用者の方は、全体として雇い主の側の費用が入っているけれども、国民年金は全体の三分の一というのは、いかようにも私は国民年金対象者の老後に対しての適切な処置を欠いている、こう考えるわけでございます。

ですから、要するに国民健康保険は御承知のように逓増制になっているのに、どうして年金はそうならなかったのか、いろいろな経過があるのでありますけれども、私はそういう新しいシステムを導入することによって所得が正確に把握されるようなことが仮に行われるようになれば、その時点であわせて基礎年金をひとつナショナルミニマムとして処理をする、そうやって形での今の社会保障費用というものは、六十五年以降にはどういう形になるかというのをひとつ政府として御検討をいただきたい。それはまさに私は、現在の皆さんがいろいろ重要視しておられる税制改革について国民の理解と納得が得られる最も正しい選択ではないだろうか、こう考えておるわけでございします。厚生大臣、そういう意味で、さつき年金局長の答弁をいただきましたが、ちよつとあわせて医療保障の問題も、六十五年には大改革を基本的になさるというふうにお考えかどうかをお答えいただきたいのでございます。

○藤本国務大臣 御指摘のように医療制度につきましては、六十五年度までに老人保健それから国保の改革を予定をいたしておるところでございます。

○堀委員 厚生大臣、結構でございます。どうもありがとうございます。

要するに、今厚生大臣がお答えのように、医療保障の方は六十五年決まっておるようでございします。年金の方はさつきのような経過でございします、中身としてはそういう点ではかなり問題が、国庫負担がどうなるかというところだけ、これは厚生省だけではどうにもならぬこととございまして、どうしてもこちらの財政の側で判断しなければいかぬことだ、こう私は考えておりますので、今の新しい制度に所得が明確化されるような制度が導入されたとするならば、それに基づいて二階建ての方に、皆さんは年金の負担を段階的に所得に応じて払ってくださいます、それは報酬比例部分と同じような格好の処理にして、基礎年金部分の今三分の二に当たる部分を国で負担をするというようにいたしますと、今の年金と医療との将来像、そうして今盛んに出ておりますところの公的年金に対する不安の問題等もかなり改善されるのではないかと。ですから、片方では、私はちよつと申し上げて主税局長も大体各国そうなっているというところでございしますが、減税というのは何も所得減税だけやればいいという話ではないと私は思うのでございまして、今のそういう各国が私的年金に対して配慮しておることも、当然税の抜本改革の中の重要な一つのテーマとして取り上げられてしかるべきだと思っておりますが、大蔵大臣、いかがでございしましょうか。

○宮澤国務大臣 大変に時間をかけて、基礎のところからずつとお話をいたしておりますもので、すから、御説に大変説得力がありまして、謹んで注意深く承っておりますのでございします。

今のたまたま途中でのお尋ねのように思うのでございしますが、個人年金の問題でございします。保

険料、生命保険分とあと五千元でございしますから五万五千元でございしますが、当然今の状況を、堀委員の言っておられますような全体構想の中で、先まで考えて御答弁を申し上げるような環境になつていないと思つてございしますが、一応今役所として申し上げようと思つておりますことは、個人年金というのは家計上余裕のある者ほど多額に行い得る、それはそれでございします。そういう意味では任意的なものであるし、それから中途解約すれば元利金を受けてこれは一般的な貯蓄みたいなものになる、そういう事情がありますから、個人年金の保険料控除の控除額の引き上げについては負担の公平とかあるいは課税の公平でございしましょうか、そういう観点からいえば、これは慎重であるべきであるというのが用意されたお答えになつておる。しかし、今ずつとお述べになられましたこと、これは一つの構想をずつと次々お述べになつておられるわけなのでございしますから、そういう全体の問題の一端として個人年金について税制がどういう恩恵を与えるべきかという

のは、将来の展望がはつきり政府としても決まりますと、またその展望の上で考えるべき部分があるのではないかと思ひながら、お話を伺つております。

○堀委員 簡易保険局長はいますね。さつきは貯金の問題をやりましたけれども、実はあなたのところがこししの二月に郵便年金が何かに関する調査をやつていますね。ちよつとその調査結果を報告してください。

○吉高説明員 お話にございました個人年金の市場調査ということで、昨年の九月に全国六千世帯を対象に調査を実施したところでございします。その目的は、老後生活に対する意識あるいは個人年金の加入状況あるいは加入意向等について調査をしたわけでございしますが、個人年金の世帯加入率は、その調査によりますと一三・五％、三年前の調査に比べまして四・六ポイントくらい伸びております。一方、個人年金に対する加入意向、「近いうちに加入したい」あるいは「余裕ができたなら

加入したい」といった意向は、それぞれ四・二％あるいは四八・四％、合わせて約五割を超えるという要望が出されておるところでございします。

○堀委員 実は、この個人年金はいいと思うけれども、現状はまだ余裕がない人の方が多いのです。ね。そこまで手が届かないというのが現状ですけれども、私は今の日本の個人貯蓄の増加状況を見ておきますと、日本経済全体が少しくなりつつございしますから、やがてはそういう個人年金を期待する者の人数は多いのですが、しかし払い得ないということなんでしょうから、これは、今大臣おっしゃったように、今私はかなり長期の問題のシステム論をやつておりますので、そこでやはり今の公的年金だけで問題を処理するという発想は将来問題があるだろう、要するに、二階建てにしろ何にしろ、ナショナルミニマムのところだけは国が責任を持ちましょう、あとは皆さん自助努力で、どうしてもそういう形の方向に移行せざるを得ない将来像があるという私の認識なものですから、そのところを調整しながら全体像を考えているということなのでございします。

ですから、そういう意味で、きょうここで社会保障の問題をやらせていただいたのは、この一月に税の問題について入り口と出口を決めないでいただきたいという話をしておりますが、どうも少し政府税調もそれから自民党税調も、あわせて政府そのものも党もということかも知れませんが、少し急いでおられるのではないかと。金丸さんとこの間話しておりましたときに、金丸さんが、堀君、大事なことは急がば回れと言ふからなと言われるので、私は、いや、金丸さん、あなたの意見と私は全く同感です、要するに国民の理解と納得ができない限り、新しい税制をやることは事実上不可能だと私は思ひます。

それでは、国民の理解と納得というのはどうやたらわかるか。私は、やはりこの大蔵委員会の中で与野党の皆さんがそういう問題について共通認識が持てるようになる、賛成、反対は党の方針がありますから別でありまされども、ある一定

の共通認識を持てるような順序と手立てとそのバックグラウンドが整備をされない限り、ともかく臨時国会を七月に召集してなんぞおっしゃった、私は絶対反対です。そんなことでやるようだったら、私はそういう税制改革には先頭に立つて反対します。そういう決意です。ですから、そういう意味で、この問題はどうかひとつ自民党の皆さんも、それから政府の皆さんも、慎重の上にも慎重に。そして、今のように国民が主体だ、こう申し上げておきますのは、主体たる国民にとって何が一番将来にとって大切かという問題を浮き彫りに国民の前にくり出して、それは必然的にこういう経過を通じてこういう形になります、それについて皆さんその選択はどうなさいますかという形をやはり私は踏んでいただかなければ、そういう過程が私は国民の理解と納得という問題じゃないだろうか、実はこういうふうな認識でございます。

ともかく私は、六十五年にはいろいろな問題が起こってきますから、その六十五年に対処するためには今から準備をしなければならぬことは、財政投資計画でもそうありますが、全体の日本財政についての見通しをやはり今日考える、その日本財政の見通しというのは、歳入歳出全体を通じて将来にたえ得るようなシステムを構築する、こういうことになるべきだ、こう考えておりますので、それについての大臣の御見解をひとつ承りたいと思います。

○宮澤内閣大臣 かなり長時間にわたりまして、基本的な考え方から御所信を拝聴いたしまして、私としては、率直に申しまして大変啓蒙を受けることが多うございました。

ただいま、いろいろお尋ねを交えながらお述べになりましたことから明らかになっておりますように、将来における政府の医療政策あるいは年金の問題、老人の問題、福祉一般について将来にいろいろ問題が多い、それとの関連で保険料負担なりあるいは国の負担というものをやはり考えていく、そういう観点でなければならぬというこ

とを結局仰せられたのだと思います。それに対して政府側としては、例えば医療につきまして六十五年あるいは年金につきまして七十年といったような計画を持ちつつ、しかし年金の方は、先ほども政府委員が申し上げましたように、六十四年の再計算を機会にひとつなるべく詰めていこう、こういう考えも政府は持っておるということをお申し上げたところでございまして、医療の方は、六十五年でございまして、厚生大臣がいろいろお考えということをおっしゃいました。が、いづれの場合でも、いざば将来に向かっての施策が今の段階ではきちっと最終的に決められていない、いろいろ計画、プログラムはあるわけでございまして、最終的に決められていないといえますけれども、最終的に決まらなければならぬのが現状でございまして。それに対して政府は、いわゆる二十一世紀の問題としてこの税制改正の問題を、そればかりが目的ではございませぬけれども、御提案をしようといふいろいろな準備をしておる。

それで、堀委員の言われますことは、その片方の問題をもう少し明確にして、それが国民にわかつた上で、したがって将来の負担はと、こうでなければならぬというところをおっしゃっておられます。それはまさにおっしゃることは、筋はそれとおりであります。私に思っておりますけれども、ただ、いろいろな事情から一足飛びにそこまで、最終的にそこまで今プログラムをつくり得ないという段階であり、他方で、過去からのシャウプ税制というものを改めるべき時期がほかの事情からも来ておるについて、将来を展望して考えたというところを申し上げておる。政府としては、結局、二十一世紀に近づきますに従って日本の社会が老齢化をして、そしてそういう状況において社会の共通な灯をともしておられます意味は、もうとりもなおさず、堀委員の言われましたような幾つかの要素を頭に置いて申し上げておることは明らかなのでございますが、それを今から国民に広く薄く負担していただけるような制度を考えたい、こう申し上げておるわけでございまして。

ですから、政府が考えておりますことは、堀委員がおっしゃっておられることと方向できつとそんなに変わっていない、ただ、もつと明確に問題の所在を言わなければ国民がなかなか理解できないではないか、こうおっしゃっていらつしやるのだというふうに私は承りました。そういう努力は、これからも十分いたさなければならぬと存じております。

いろいろ示唆の多いお話を伺いまして、大変啓蒙を受けました。

○堀委員 そこで、残り時間があと二十分ぐらいでございますので、最後に、懸案の国債特別会計の問題をひとつ取り上げたいと思います。

厚生省その他関係の各省、ありがとうございます。郵政省も御苦労さまでした。

実は私、この問題を五十六年二月に提起をいたしまして、その後大蔵省では、実は大変精力的にこの構想の実現のために努力をいただいたのでありますけれども、八四年十一月に、私ちようどボストンに行つておりましたときに、当時の先任次長でございました平澤さんから電話がございまして、いろいろと努力をしてやってみただけども、法制局は、どうしても財政法にさわるらないと今のこの制度は難しいということなので、財政法を変えるのにはちよつと時間がかかるので、短期国債——この中では、私は短期国債の問題を含めて提案をいたしておりますので、その短期国債の部分だけ法制化をしたいという御連絡がありましたので、それはもう結構です、ぜひそうしてくださいというので、実は現在短期国債ができておるわけでございまして。

この短期国債は、私はこの委員会の中で、もうはつきりとアメリカのTBというものを例示をいたしまして申しておるわけでございまして、もう一つは、限度は設けておかなければならぬ国債です。これは公募によるところの短期国債の発行、言うなればアメリカのTBのようなものをこの国債特別会計で発行させる。いま特別

会計は、食糧特別会計も外為特別会計も資金の必要があるときは証券が発行できる、それは一年以内、こういうふうに法律に書いてある。だから国債特別会計も一年以内と限度を限って短期国債の発行ができる。一年以内ということは年度とは別なものですから。発行したところから一年ということですからね。ただし、一年は長過ぎるから、そこで六カ月程度の国債証券を発行させて、これは市中公募で、要するにアメリカのTBのようなものにつけてしまふ。

そういうアメリカのTBのようなものを短期国債として発行するというところをお願いしたのであります。これが実は源泉徴収がついたものでありますからアメリカから大変問題が出ました。私八六年ですか、アメリカでペーカール長官の後でマルフォードに会いましたときに彼が、堀さん、どうしてこの短期国債に源泉徴収がついておるのですか、こういう話でございまして、アメリカも西ドイツも既に源泉徴収を外しておるわけでございまして。

私は、五十六年の二月にこの短期国債のボールを投げ、五十六年の五月に銀行法改正の中の附帯決議でCPの法制化の整備を急いでやってください、要するに、日本に短期金融市場を早くつくらないとまずいという考えから、実は五十六年にボールを二つ投げたわけでございまして。ですから、今の短期国債の方は八五年に法律ができておりますが、実は今日依然として源泉徴収がある。これはもう日本銀行にブックエントリーしてございまして、証券会社の方も、主税の皆さんに説明していることで、証券会社から先がわからぬと言われますから、それはそんなことはない、要するに個人に売ったような場合には、公募資格を取り消しますよということと理財局ではちゃんと証券会社に言つてありますから、今国債の公募に参加できないようなことではこの人は仕事にならないわけですが、そんなことは起きないと言つていられるのですが、実はそういうことになっております。これは今国際金融経済研究所というのをつくるのも、それによって超党派で皆さんで御一緒にや

つてひとつ国会で物を決めようという話になって今やっておりますが、そういう経過を通じて、今の国債特別会計というのがまだできておりません。どこにネックがあるのか、ひとつ主計局の方で答えてください。

○斎藤(次)政府委員　ただいま御指摘のように、私も実はずっと研究をしておりますが、相当な議論を重ねたわけでございます。その結果が昭和六十年度、一九八五年でございますか、例の短期国債の発行と年度越しの借換国債の発行ということになったわけでございます。私も当時、いわばその議論の一員として参画しておりました。

基本的な一番の問題は、財政法の四条が非募債主義、例外としては建設国債という、いわば非募債主義を貫いております。それから、その関係で、国債の発行、償還を一元的にある会計でやるということになりますと、恒常的に国債発行を前提にするということになるので、その財政法の基本的な非募債主義との関係をどう考えるかというのが基本問題としてまずあつたわけでございます。

そのほか発行面で申しますと、この資金構想によりまして、国債の発行は国債特会で一元的にやるということになりますと、国債整理基金特会法の基本的仕組みを変えなければならぬという、特会法の大改正になるという問題が一つ。それから一般会計は、その場合には国債特会からの繰り入れないしは借り入れということになるわけでございますが、そういたしますと、これは一般会計がいわば国債を出すという前提で仕組まれていふということでございますので、今申しました財政法第四条の問題は出てくるであろう。それから資金繰り資金もその場合には、構想いかにによりまして、一般会計が発行するということになりまして、一般会計が発行ということとを前提で考えておりますから、今度は七条の改正の問題になるだろうというのがいわば発行面の問題としてあつたわけでございます。

それから償還面について申し上げますと、今の

減債制度というのが一般会計から特会へいろいろな財源を繰り入れる。これは、例の前年度期首の一・六％とか二分の一繰り入れとか必要に応じて予算繰り入れと、三本立てで構成されているわけでございますが、そういうことでその制度が基本的に一般会計の繰り入れを前提に考えているところが、片方で発行、償還を一元的にやるというその関係、減債制度との関係をどう仕組むかという問題がございまして。これは国債整理基金特会法の二条とか二条ノ二とか二条ノ三の問題になりますけれども、そういう償還面の問題があつた。

それからもう一つは、現行の財政法の規定では償還計画書というのを出すことになっておりまして、この償還計画書というものが、国債特会で自由に行、償還をやるということになると、一体どういうぐあいにつくるのかという技術的な問題が非常にネックとなつてあつたのでございまして。それは財政法四条の二項というところに償還計画を出せと書いてありますので、その関係で財政法の改正に要するのかなという議論があつた。

そういういろいろ、いわば財政法の四条という財政制度の基幹になつていふような法律にどうしてもさならなければならぬという問題があつたというものが基本であらうかと思ひます。

○堀委員　私は、六十一年十二月十二日に大蔵大臣に質問させていただいた中で、

そこで、これから本論に入るのであります。宮澤大臣が総務会長でいらしたころの御議論をちょっと振り返つてみたわけでございまして。そうしますと、これがまた、最初に申し上げましたけれども、宮澤さんと私の考えの一致しているところが実にたくさんございまして。古くところ、六十一年三月二十四日の「当面の政策について」ということで、「予算成立後サミットまでの間に、左の諸点についてご検討願ひたく提言致します。」こう書いていらしていろいろ書いてございまして、この中の二番目に、「今日のような低金利の時代には既発国債をもつと低利なものに借換えれば大きな国益になる

はずであるが、このような発想が浮かばないのは、現在の財政制度が大福帖式で、金利の観念がないからである(関係法令はほとんど終戦直後のもの)。将来制度を改め国債の発行や管理を景気動向、金利、税収などを勘案して経済法則に則つて弾力的に行なうこととすれば金利支払などかなりの節約が可能になる。」こういうふうには実はお述べになつていらつしやる。

ということで、おっしゃつていらつしやるのを既に引用しておるわけでございまして、さつき財投の問題でも触れましてけれども、やはり大臣御指摘のように、今の国の会計は複式簿記になつてないもので、今から、大福帳方式なものですから、そういうところで非常にリジッドな形がそのまま残つていふ。少なくとも近代的な会計原則に立てば、複式簿記などということとは実は当然の会計原則だと思ふのでありますから、やはり国がそういうことについて目を開きながらこの問題の処理をすべきではないのか。

実は、これはきょう総理と、あと一時間十八分ちようだいしている中で国鉄清算事業団の問題をやらせていただきますが、この中でも、十三兆八千億というのは最終的には国の負担になるであろうということ、十九兆九千億でございまして、これが実は七％の金利を払つておる、こういうことでございまして。私は、少なくともこの十三兆八千億のうちで金利の高い部分を、約十兆余りになりまして計算をしておりますが、午後には問題を提起させていただきますが、清算事業団で政府保証債が発行できますから、政府保証債を発行してその資金を調達して、それで繰り上げ償還をしてやりますと、大体現在清算事業団が九千億でございますが、そのうち三千億が今の九千億の金利と七％から最高八％、九％近いものがある、そういうものを借りかえ償還をすれば、実は年間三千億清算事業団は助かるわけでありまして。そこが助かるかわりに、民間もありまして、資金運用部もせつかくの高利回りのものが減りますから、総体的にはその分は何か損したよう

な形になるかも知れませんが、しかし私は、清算事業団というものを何だか廃棄物処理場みたいなことにして、ともかく日の当たることだけにしつかり手当てをしておるといふ今の政府のやり方には大変不満がございまして。

これの効率的運用の問題を竹下総理のときに提案させていただいたのでありますけれども、どっちにしてもそういうことがもつと積極的な当たり前のことだといふふうにならない限り、私は国民は大変大きな負担を背負わされている、こういう認識でございまして、どうしても今の財政法を改めて結構でございまして。財政法は当委員会にかかるとありますから、当委員会の中で私どもは、そういう国民の負担を減らす方向について財政法を改めるのは当然のことだしいたしますので、ぜひひとつ大蔵大臣に御配慮をいただいて、大蔵大臣の指導のもとに大蔵省事務当局も一丸となつて、財政法改正のために取り組んでいただくようお願いをしたいと思います。大臣が、大臣いかがでございましょうか。

○宮澤国務大臣　この点も従来から堀委員が御指摘になつておられることで、基本的なお考えには私は共感を覚える点が多いわけでございまして。

一般に政府が仕事をいたしますときに、国民の税金あるいは料金等々、いわば金利のつかない金で仕事をするというのが基本の部分なものでございまして、その金利という觀念が、全くこの点は民間の企業と違つた立場に立つておるといふことが私は根本にあるのだらうと思ひます。しかし、実際にはこういう世の中になつておるの、現実には借金をしておるということになつておるのでございまして、金利ということに無関心であつてはならないのだと思ひますが、なかなかそのところの全体の仕組みが、まさに会計の制度からそうなるおらないというところに問題があると思ひます。御指摘のとおりだと思ひます。

そこで、今度財政法にいろいろ問題がある。従来からの御指摘の問題は、先ほど銀行局長も申し上げておりましたように、借換債のところでは

前発行あるいは繰り延べ発行等々の弾力性を持たしていただきましたが、このところは、結局今の財政法というものが戦争中のこともあり御承知のような経緯で、建設国債はともかく、借金というのはいかぬものだという基本に立つておると思うのでございます。

そういうことですべてのことが動いておりますから、多分借換債のときにはこれは法制局といういろいろな話があったのだと思いますが、これは借金をふやすものではない、ふやすのじゃないのだというところで、きつとああいふ読み方ができるということになったのだと思いますが、堀委員の言われるように物を考えていきますと、借金はしてはならないという原則の法律から、いかにして借金を経済的にやるかということへ、ふつと考えをある程度シフトさせていくという部分がどうしても私は出てくるのだと思います。それにつきまして、当委員会におかれましては委員各位がそういうことについての御造詣が深いございますので、そのことの意味なり国民経済あるいは国民福祉に与える寄与なりをよく御存じでございますが、ふと問題を、今度借金をしてもいいようになったのだというふうに財政法を変えていくというふうな大変に短絡的な理解というのは、また世の中で一方でありそうでございまして、その辺のところがさしてどういうものだろうか。大蔵省という役所は、そういう点は実は一番保守的に考える役所でございますから、そういったところで従来この問題が基本的になかなか解決していかないのだと思ひます。

しかし、他方で、幸いにして昭和六十五年度に特別公債を脱却できるといたしますと、いわばそういう歳入補てんの意味での公債ということは一週そこで離れられるかもしれない。建設公債をどうするかということはまた別の議論があるかと思ひますので、おっしゃいますような問題はやはり常に私どもも考えていかなければならないし、また、特別公債を脱却しますような時期にもう一度考えてみるべき問題であらうかと思ひます。

○堀委員 これも大臣、六十五年というのが特別公債をやめる一つの目途になっておるわけでありまして、今私は日本の経済成長の様子を見ますと、六十三年度だけでなく六十四年度もまだかなり成長は可能だ、こう見ておりますから、そういうあれをやるためには今日から少し準備にかかっていただいで、来年の六十四年に、これらの法律改正が処理できまして、もう大臣もお触れになっておりますし私なんかもどうして「財テク」といって、民間企業は最も効率よくいろいろやっている。国はそんなことをやる必要はありませんが、五十六年にも言っていますけれども、高い金利のときにはひとつ短期の国債を発行して泳いでいて、金利が下がってきたらそこで乗りかえる。自治体はそれをやっているのですから、自治体は今年間短期の資金で回しておいて、そうして四月から五月にかけて資金運用部から長期の資金に乗りかえていく。だから自治体がついていて国は全然受け身でできないなどという話は全く、優秀な大蔵官僚の皆さんが勇気を持ってもらわなければいけないのじゃないか。残っているのは勇気だけだと私は思うのです。

どうかひとつ、そういう意味で国民のためになる、負担を軽減するための問題提起をしておるわけでございますので、大臣の一層の御協力をお願いして、午前中の質問を終わらせていただきます。

どうも長時間ありがとうございました。

○越智委員長 次に、日笠勝之君。

○日笠委員 堀先生が年金、医療そしてまた財政を、野球でいえば四百五十キロから五百五十キロのスピードボールを投げられましたので、私はソフトボールぐらいのつもりでひとつ質問をしたいと思ひうわけでございます。

私の場合は一部と二部と分かれておりまして、午前中十二時までとそれから本会議終わってからの二部と分断作戦に出られまして分かれておりますが、第一部の方は雑件と申しましうか、一般質問の機会も余りございませんので、そういう観

点から何点か伺いたいと思ひます。

まず、睡眠預金という言葉がございまして。春眠を覚えずではございませぬが、睡眠預金というのは、定義というのがあるようでないようございまして、いわゆる何年間も塩漬けになっているといひまじうか、一たん預け入れはしたけれども何年間かはずと取引がない、出し入れがない、こういうものを睡眠預金と申し上げるようございまして。この睡眠預金の取り扱いについてはどのようになっておりますまいか、まず伺いたいと思ひます。

○平澤政府委員 お答えいたします。

金融機関の睡眠預金につきましては、現在全銀協の自主基準というのがございまして、これは六十年十二月に出しております。「睡眠預金に係る預金者に対する通知および利益金処理等の取扱について」というふうになっております。中身の主なものは、一つが、先ほど委員が言っておられました睡眠預金の定義がございまして、あとそれを処理する場合の預金者に対する通知、それから利益金の処理に当たつてどのような処理をするかという三つの内容になっておるわけでございます。

○日笠委員 その全銀協の自主基準によりまして、「最終取引日以降遅くとも十年を経過した残高一百万円以上の睡眠預金については、その経過した日から六か月以内に、各預金者の届出住所宛に郵送による通知を行う」、そして通知を行ひまして連絡等がない場合は、いわゆる雑益ということとして利益金の処理をする、このようになっておりますが、これでよろしいのでしょうか。

○平澤政府委員 そのとおりでございます。

○日笠委員 委員長、ここでちょっと資料を配付することを御許しをいただきますと思ひます。

○越智委員長 はい。

○日笠委員 お手元に届きました資料でございますが、これは都銀十二行、二回にわたって調べてもらったものでございまして、これによりまして、例えばこれは銀行名を固有名詞で出しましていろいろと御迷惑をかけてはいけませんので、武士の

情けで一応AからLまでにいたしました。A銀行は預金者への通知はしない、こうなっております。おまけに利益金対象となる睡眠年数は三年だ。千円未満を三年で利益金に計上する。これはちよつとコメントが足りませんが、千円以上はいつまでも利益金に計上しないということだそうでございます。I銀行、一万円以上に通知はされまゐす。しかし、千円未満のものは五年で利益金に計上、千円以上は十年という、自主基準どおりでございます。これは実際二度にわたって調べたものでございまして、こういうことを銀行局として、自主基準の後、実際にそのとおりやっているかどうかというのを調査されたことはございませぬか。

○平澤政府委員 この問題につきましては、これまで二、三回委員会を取り上げられた経緯がございまして、この中身につきましては、委員から御質問があるということで我が方でも調査をいたしております。

○日笠委員 調査結果はいかがでございますか。都銀で結構です、十二行。

○平澤政府委員 今委員からいただきました資料のうち、具体的な名前は申し上げられないわけでございますが、各行調べましたところによりまして、A行のように三年、千円未満という処理をしているところはない。したがって、このA行が先生の御質問に対してなぜこのように答えたか、その辺は我々も理解できないところでございまして。

○日笠委員 必要最小限度のことしかおっしゃらないので、要は、二回にわたって調べまして、相手がだれかという名前まで全部わかつております。こうなりますと、もしこのことと、こちらの調べた結果のとりの事実であるとするならば、三年でたとえ千円未満であろうとも雑益として計上することは、経理上何ら問題ございませぬですか。

○平澤政府委員 御存じのように、このような金銭債権につきましては、商事の場合には五年の時

効になつております。それから民法上は十年ということになつております。したがつて、商事の五年から見ても三年でこれを利益計上するということは、経理処理として問題があるかと存じます。

○日笠委員 そのとおりでございます。いわゆる粉飾決算、利益金でないものを利益に計上したということに相なるわけでございます。これが都銀の十二行のうちの二行が千円未満で五年、千円未満で三年、こういうことでございます。おまけに、公表の必要なしという銀行もございまして。返答なしという銀行もございまして。こうなつてきまして、何か後ろめたいことをしているのではないかと、このようにげすの勘ぐりで思うわけでございます。

そこで伺ひたいしますが、この睡眠預金で雑益に計上されておる金額はここ数年間、各年度大体どのぐらゐると推計されておられますか。

○平澤政府委員 これにつきましてはすべて現在調べているわけではございませんが、委員からのお話もございまして電話等で調べた計数がございまして。ただし、全部にわたつてではございませぬが、おおよその感じでございます。年によつて違ひますが、数十億から百億の単位でございます。

○日笠委員 数十億から百億と五十億圓ぐらゐの差があるので、さすがは銀行局で、単位が五十億ぐらゐの誤差があつても別に意識は余りないようでございます。

これは郵貯はどうなつておりますか。きようは郵政省来ていたいておりませんが、私の方から申しますと、郵貯の方は十年たちますと全員に通知をいたします。そして、十年たつて全然取引ない、通知しても連絡ないということになれば、これは郵貯特会の方へ計上いたしますが、その年々の金額も、例えば昭和五十六年は二十七億五千万、昭和五十七年は二十五億九千万、飛んで六十一年は三十五億九千万と、はつきりとした金額をつかんでおります。特に最近、平和相互銀行の間

題であるとか第一相互銀行の問題であるとか、また第一勧業銀行の問題であるとか、いわゆる金融機関に対する不信感というものは国民の中に大変強いものがあると思うのです。こういう睡眠預金というものを、遺失物といひましようか、落としたやうなものでございませぬ、こういうものを銀行局として全銀協の自主基準だけに任せとおる、そしてそれを雑益で計上する、その金額もわからない、これはいかかと思つてございまして。

私は、ひとつここで大臣にお伺ひいたします。私、せめて郵政省のようにならば金融機関と横並びというところで、全銀協の自主基準でいきますと一万円以上しか通知をいたしません。郵政省は一万円以上というところでございまして。経費の問題もございまして。費用対効果の問題もありまして。一つはせめてこれを五千万圓ぐらゐに落とす。それからもう一つは、年々どれぐらゐあるかという雑益計上額をきちつと掌握する。三つ目は、自主基準があるにもかかわらず、私の調査によるとそのとおりになつていない銀行も、わずかに十二行のうちにも二、三行あるわけでございますから、きちつとした処理の仕方を銀行局から通達を出す。この三つのことをお願いしたいと思ひますが、大臣いかがでしょうか。

○宮澤国務大臣 私も、実はうかつでよく詳細は存じませんでしたので、詳細をまず銀行局長から聞いてみることにいたします。

○平澤政府委員 順序が御質問の順序と逆になります。一つが先ほど三年という点は、恐らく銀行側の回答が違つてゐるのではないかと思ひますが、それから五年というのが一行ございまして、これは全銀協の先ほどの自主基準におきまして、最終取引日以降遅くとも十年を経過したということでございます。この銀行は商事の効力である五年をとつてやつてゐるわけでございます。先ほどの自主基準から外れてゐるというわけではございません。

それから次が郵貯との関係でございますが、郵貯の場合は十年たちますと、法律の規定に従ひまして国庫に即座に帰属するわけでございますが、金融機関の場合は十年たちますと、金融機関に当然には帰属しないわけでございます。一応経理上は通知した後に雑益に上げますが、金融機関にいたしましては、その後預金者から請求があれば維持したしまして支払つてゐるわけでございます。したがつて、預金者の立場から見れば、いつまでも請求できる仕組みになつてゐるわけでありまして。したがつて、仮にこれを国庫に十年たつたら納付するということになりますと、その後請求してきた預金者に支払う金がないという問題もあるわけでございます。かつまたこの問題は、民事上の契約の問題でございまして、公的な機関である金融機関が扱つてゐるわけでございます。けれども、預金というのはあくまで民事契約に基づいて預金が預けられるわけでございます。したがつて、民法の規定に従つて処理するというのが法律上の建前になつてゐるのでございまして。

○日笠委員 それは、郵便貯金も郵便貯金法でたしかそうなつてゐます。だけれども、これも支払の請求があれば、時効の弾力的援用ということではないかと支払つておられます。だから、その郵便貯金の方は、一方的に取り上げて後は返さないというのではありません。銀行と一緒です。ですから私が言ひたいのは、私が調べてもらつたわずから十二行のうちでも、こういうあやふやな広報室の返答が出てくるということは、ほかに何千、何万とある支店を含めてどういふうな計上をしてゐるかわからないという、公的な面もある銀行のことでございます。自主基準ではなくてせめてひとつ銀行局から、数段上からの通達ということではつきりというふうにしなさいというものを出すべきではないか。それから、通知する金額を一万円以上ではなくて五千圓ぐらゐまで落とすかどうか。郵便局は全部やつておるわけでありまして、こういうことを言つておるわけでございます。これについては局長はどうですか。この二つだけ。

○平澤政府委員 郵便局の場合、委員のおっしゃるのと我々の理解とちよつと食い違つておりますが、郵貯の場合には、十年たちますと当然権利が消滅いたしますので、したがつて全員に通知するという手続をとつてゐる。我々は理解してゐるわけでございます。金融機関の場合は、その後引き続き請求があれば支払うという建前になつておりますので、とりあえず十年目には大きいものだけ通知するというところで処理してゐるわけでございます。一件ごとの金額でいいますと、平均的には二千円、三千円というところでございまして、それまで十年間これを管理する費用というのは、その二千円、三千円に比べて、金融機関としては非常に大きな費用がかつております。しかも、通知に当たつてもいろいろ費用がかかるということでございます。したがつてそういうコスト面の点もやはり考えまふと、結局そのかかるといふコストはほかの預金者から得た利益で賄うという面もあるわけでございます。したがつて、金融機関としては全銀協の通達に従つて、今申し上げたやうなことも考えながら処理してゐるというのが現実の姿でございます。ただ、委員からいろいろ御指摘もございまして、我々としては、引き続きこの問題については新たな観点から検討を加えてみたいと思ひております。

○日笠委員 郵貯を敵のやうにおつしやいます。郵貯は十年たつて通知をする、それで請求がなければさらに十年間は保管もする、その間利息もつかるというところから、もう少し郵貯とよく話し合つて横並びにするようにお願いしたいと思ひます。ですから私はもう少し、一万円以上の通知を五千圓ぐらゐに下げるといふこと、それからばらばらの処理をしてゐるというところが都銀のわずかに十二行の調査でも、私の調査でございましてけれどもありますので、銀行局としてこれを統一していかねばいけません。三つ目は、雑益として幾ら計上されておるかということ、三つ目は、やはり銀行局として当然掌握すべき問題だと思ひます。以上三点を御要望申し上げて、時間があ

りませんので、睡眠預金の件はこれで終わりたいと思います。

それから、国税庁さんに来ていただいておりますが、紙おむつの購入代、それから賃借料については非常に前向きに取り組んでいただきまして、本年から医者の同意書があれば医療費控除に加えていただける、こういうことになりまして、私の地元の新聞の見出しはこうなっております。

「温情ある国税庁」 こういう見出しが躍っております。マルサで怖いところばかりかと思っております。意外や意外そうじゃない、非常に話がわかる、こういうふうな国税庁さんであるわけでございますが、私が前に言いましたところのB型肝炎のワクチンの接種でございます。

実は、昨日も武蔵野市にございます赤十字病院に行つてまいりました。その中に、いとすき学級という小学校と中学校の学級がございます。先生が四名いらつしやいます。その先生方は、やはり感染症の子供もおりますので、ちゃんとワクチンを接種しておるようでございます。事ほどさように、このB型肝炎というものは、一説によりますとウイルス保有者が三百万人ぐらいらつしやるといふふうなデータも出ておりますし、その家族となればもう何百万、一千万という単位になるわけでございます。これに一人かかりますとなかなか特効薬がございませんで、医療費も、先ほどの堀先生ではございませんけれども、相当かかる病氣にもなるわけでございます。

そこで、どうでございませうか、医療費控除も五万から十万に上がったことでもございまして、予防ということになるのかもしれないけれども、学校の先生も、そういう感染症の子供がなければ危ないからワクチンの接種をしなければいけない。それも医者の指導ですね、やった方がよろしいよ、こういうことでやっておられるということをお聞きしましたが、この点、B型肝炎のワクチン接種代は医療費控除で認める、このようにはならないでしようか。

○日向政府委員 医療費控除の対象となります医療費の範囲につきましては、既に御承知と思ひますが、所得税法施行令の第二百七条におきまして「医師又は歯科医師による診療又は治療」の対価、「治療又は療養に必要な医薬品の購入」の対価等々、この規定されております。したがって、御指摘のB型肝炎のワクチンの接種に係る費用につきまして、それがすべて疾病等の予防のために使用される場合には、その費用を医療費控除の対象とするのは難しいことについては御理解を賜りたいと思つております。

しかしながら、B型肝炎の患者が医師による治療を受けておられて、その治療の必要性から現にその介護に当たる家族がいる場合、その家族に感染する蓋然性が非常に高いというふうな聞いておられますので、その家族にB型肝炎のワクチン接種をするようなケースにありましては、医師の診療または治療の一環としてその接種を受けるということも考えることができまして、このような場合には、御指摘を踏まえてB型肝炎のワクチンの接種の費用を医療費控除の対象とすることについて前向きに検討してまいりたい、かように考えております。

○日笠委員 では、前向きに検討していただくというところで、次の質問に移りたいと思ひます。これは私の熟読をする雑誌でございまして「時の動き」政府の窓、総理府編集でございまして。この一番最後の投書欄にこういうのがございまして「支払のたびに病院の領収証発行を望む」、長野県の主婦、三十八歳の方の投書でございまして。時間がありませんが、要はどういうことかというのと、とにかく病院で料金を支払つたら、たとえ少額でも支払いのたびに病院名の入った領収証をもらいたい、こういう投書でございまして。これは、この方だけじゃございせん。これは、総理府編集の権威ある「時の動き」というのに出ておるわけですよ。

これだけじゃありません。もう毎年確定申告の時期になってきますと、そぞろそぞろいろいろな新聞に、その医療費の確定申告するのに領収証をもらつてないとか領収証を発行してもらいたいとか義務づけをしてもらいたいとか、こういう投書が何回も、毎年毎年出てきておるわけでございまして。そこで、厚生省さんにお伺いをしたいと思ひますが、さやわか行政という竹下内閣の大きな柱でございまして、全国の医療機関に領収証の発行を義務づける、これを明確にしたいかがかと思ひます。こういう投書欄なんかにもつともないことを出させない。これはもう民法の世界でございまして。請求すればもらえるのですと、こう言うけれども、千円や二千元かかったものを領収証くざいと言いくいのですよ、お医者さんに。取る医者というものは最近脱税しておる。脱税ワースト十五位の中に病院、整形外科、外科医など必ず出てくる。どうも脱税しているのじゃないか。そしてまた、医道審議会を見ますと、毎年毎年処罰をされておるお医者さんもおる。そういうのがマスコミで絶えず目につくわけですから、お医者に対する信頼感がもう全然なくなつてきた。全然という言葉悪いですが、相当なくなつてきた。そこへ持つてきて脱税までやつておるのじゃないか、なぜ領収証をくれないのかと、実は私の弟も医者で開業医をやつておられますので本当は言ひにくいのですが、あえて国家国民のために言つておるわけでございます。ですから、ひとつこれは厚生省さんの方で、何らか必ず窓口で領収証を出せ、こういうことを義務づけるという何か方策をお考えいただきたいと思ひますが、いかがでしようか。

○越智委員長 厚生省健康政策局田中総務課長。なお、時間の都合上、的確、簡潔に御答弁願ひます。

○田中説明員 今先生からお話がありましたように、一般に領収証の発行につきましては、民法の規定で処理されておるわけでございまして、患者から求めがあれば、医療機関は領収証を発行するというところになっております。

ですが、これにつきましては規則等設けて領収証を発行されております。それから公的医療機関あるいは民間の医療機関につきましても、患者の求めがあれば領収証を発行しておる、私どもはそういうふうな考えております。

それで保険医療機関についてでございますが、これは保健医療行政の立場から領収証の発行を強く行政指導をしておりまして、また、お話には出ませんでしたが、自由診療部分につきましても、私どもは保険診療に準じて取り扱われている、このように考えておられて、保険医療機関の指導につきましては、適時、私どもは強力に指導しております。

それで、今先生お話がございました発行を義務づけるという点につきましては、やはり事務負担も大きくなりますし、ほかの分野とのバランスの問題もありませんし、一律に義務づけるということにはなかなか難しいと考えております。

○日笠委員 五十六年五月に、厚生省保険局長名で都道府県知事に通達が出ておりますね。あれから七年が来ようとしておるにもかかわらず、毎年毎年こういう投書が出てくるということは、徹底されていないといふ言ひようがないわけですね。事務負担、事務負担といひますが、今簡単なレシート、ちよんちよんではと出る、そういうものがあるのです。これは時間もありませんが、国税庁次長さん、どうですか、こういうものを発行していただいた方がいろいろと、確定申告のときに医療費控除の計算をする、そしてまた全部そういうレシートがあれば、せめて脱税ということもなくなる抑止力にもなるかもしれないし、ひとつ国税庁の方から厚生省さんの方に義務づけるをお願いしたらどうでしようか。いかがですか。

○日向政府委員 所得税法施行令第二百六十二条第一項二号によりまして、確定申告において医療費控除を受ける場合には医療費の領収証を添付するがまたは提示しなければならぬ、こうされております。したがって、領収証が必要でございまして、これがどうしても入手できない場合には、

その支払った医療費の額について、それにかわるべきものによってやむを得ず判断することになるわけでございますけれども、現在医療費控除の申告書が、御案内のように二百七十万前後税務署に出しておりますので、実際には領収証のない場合には手間がかかっています。したがって、こういう現状であります。したがって、この点の事情について詳しく厚生省に御説明させていただきたいと思っております。

○日笠委員 では、午前中の部は終わります。

○越智委員長 午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時二十分再開

○越智委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。日笠勝之君。

○日笠委員 大分時間が予定よりなくなるようでございますから、ちよつと飛ばしまして、大型間接税のことを一問だけお聞きしたいと思ひます。

今政府税調の方でも、精力的に審議が進んでおるようでございます。それで、大臣の認識で、日本の物価、物の値段、これは世界各国から見まして、特に先進国と比べて、日本の物の値段は非常に高いところにあるのか、安いと思われるのか、どう御認識ですか。感想でいいです。

○宮澤国務大臣 住宅関連及び食糧品が比較的高く、工業製品は安い、そんな認識をしております。

○日笠委員 確かに、おっしゃるとおり、経済統計年鑑を見ても、ニューヨークの生計費を一〇〇としますと日本は一四二でございます。住宅費を除いても一二七でございます。時間、時間がありませぬから、パリがどうだ、ロンドンがどうだとかということは比較いたしませんけれども、しかしこの経済統計年鑑で見ますと、住居費を除きましても、これはもう先進国ではずば抜けて高いわけでございます。そこで、この大型間接

税を導入しますと、過日の本会議で大蔵大臣も、価格の転嫁をやるわけでございますから、一度は物価は上昇するのはやむを得ない、こういう御答弁をされております。それはそれでいいのではありませんか。一度は価格転嫁のために物価は上昇するということです。

○宮澤国務大臣 そういふふうにお答え申し上げます。

○日笠委員 そうしますと、例えば入国管理局の統計によりますと、外国人の入国者総数は六十二年中に二百六十六万でございます。また、文部省の調べによりますと、留学生は二万二千名でございます。こういう方々は、非常に物の値段が高い日本、大型間接税が導入されますと間違いなくこれは上がります。特に、留学生の方なんかは円高で非常に生活も厳しい。経団連とかいろいろ経済団体も社宅を開放してあげましようとか、そこまて言っておくわけでございます。こういう方々は、幾ら減税をしようと言つても減税の効果はありませぬ。一方的に円高のこと、それからまたこの物価が上がることでますます生活が苦しくなってくる。そして、日本というのは非常に住みにくいから、もう日本へ留学するのはやめようじゃないか、こういうことにも相なる可能性もあるわけでございます。

ひとつそういうことも考えまして、私は国際化ということが、今度の税制改正の基本理念の中にあるかと思う。簡素、選択、公平とか中立とか国際化とか、そういうことを考えますと、国際化ということを考えればいかになものであろうか。外国人の方の入国も多い、特に留学生は厳しくなってくるだろう、こういうふうに思います。いかがですか。

○宮澤国務大臣 住宅、食費関連が高い、工業製品は安いというふうに申し上げまして、まあそんなところだろうと思うのでございますが、東京は確かに比較的暮らしにくいところだと言われておりますことは、この間接税いかにかわらずさようでございますが、前回廃案になりました、御

提案いたしましたときのあの売上税の物価水準に対する影響が、たしか初年度で〇・四、平年度一・六でございますが、計算したことがあったと思ひます。それは前回の廃案になりました分でございますけれども、ですから、だから何でもないと云つてはいけませんけれども、その程度のことが一過限りあるということでございます。私は今の問題にそんなにさしたる影響はない。東京は住みにくいという評判はやはり残るでございましょうけれども、この税のためというふうなふうに私は考えておりません。

○日笠委員 そういふ国際的ということもあるわけでございます。いづれや私は新聞で、外国人のスチュワーデスが成田へ宿泊しますと、それまでは買い物に行つたり外のレストランで食事をしておつた。しかし、こんなに物価が高くてはとて買い物にも行けない、食事も部屋の中でサンドイッチをとり、あたふたとまた次の飛行機に乗つて香港あたりで買い物をして帰る、こういうことが言われているわけですね。ですから、物価が上昇する、便乗値上げもあるでありまして、う、そういうようなことで、私は国際化という観点からも、この大型間接税を導入するということは、その辺も真剣に考えて検討しなければならぬ、こう思ふわけでございます。

それで、もう時間がないので、いろいろやろうと思つたのですが、次の質問に移りたいと思ひます。

大蔵省が出しましたところの「財政改革を進めるに当たつての基本的考え方」というのがございまして、出された当局ですから、よく御存じのこととございまして、これを読みますと、「昭和六十三年度予算と今後の財政改革」という項目の中にこのようにございまして、「昭和六十三年度予算において特に経常経費を厳しく抑制するた、歳出面において特に経常経費を厳しく抑制する等経費の徹底した節減合理化を行う」。徹底した経費の節減合理化、抑制をするというふうなまづ出てくるわけですね。では、本日に経費を厳し

く抑制し、徹底した節減合理化を行つておるかどうかということ、きょうは一つだけ例を出してお伺いしたいと思います。

それは、一つは僻地手当というのがございましてね。きょうは文部省を呼んでおりましたので、大蔵省さんの方で答えたいだきたいと思うのですが、この僻地手当というのは、御存じのように、過疎地域の学校から郵便局まで何キロであれば何点、停留所まで何キロであれば何点ということ、ずつと積算しまして、一級から五級までの等級をつけるわけでございます。それによつて、そこに赴任しております学校の先生方の僻地手当というのが加算をされるわけでございます。最高百分の二十五でございます。そういうことになつてまいりますと、この僻地手当というのは、これは国庫から相当出しているわけでございますが、本日に、社会情勢が変わつた中であつて、まさに一級から五級までいわゆる間違ったカウンタされ、適正に級数が認定されておるか、こういうことでございまして、残念ながら、これは会計検査院で二年間にわたつて指摘をされておるわけでございます。

この僻地手当でございますが、私が聞きますと、非常に金額は小さいのだ、こういうことでございまして。金額が小さいから、ではどうなのかと大蔵省の方に聞きますと、そんな小さい金額を集めても、もつとつと制度改正の方に目が向いて、なかなか目がいけない、こうおっしゃるのです。その方は、私がちりも積もれば山となるんじゃないですか、一円たりとも国税だからむだにしたいけない、こう言いましたら、先生、ちりは積もつてもちりで、山とはなりませんよと、こういう名言を吐かれてましてね。確かにちりは積もつてもちりで、山にはならないのでしよう。が、しかし、三十年近くへき地教育振興法施行ということ、当時の社会的ないろいろな観点から決められた等級はずつと変わつていない、そのとおり毎年毎加算をしてきておる、こういうことが会計検査院で厳しく指摘されておるわけでございます。

これについては、今各都道府県に指示をされて、一生懸命教職員組合の方々と、手当が減るのですから、給料が減ってしまうわけですから、事前調整をやっておられるという事はよく知っておりますが、このようないわゆる補助金、こういうようなものが何年間も同じままの制度でずっと続いてくる。何らそこで見直しをしようという。また見直しのことを指示もしない。こういうふうなことで、一説によりますと、金類的にはわずかな金額のことしか指摘はされておられません。推計すると十九億四千万くらいそれだけでおだか省ける、こういうふうな文部省は言っておりますけれども、こういうふうな、例えば一つの補助金にしても、本当にこれが僻地ということを考えれば、十年も二十年もほつておいて、今もって僻地なんだろうかということを厳しく主計局の方で査定をしなければ、出てくるものは全部オーケー、もうずっと二十年、三十年前の基準のとおりだから間違いないだろうというのじゃなくて、これを厳しく査定をしなければ、先ほど私が申し上げました、経常経費を厳しく抑制し、経費の徹底した削減合理化を行うということに反するのじゃないか。わずかに十九億四千万からそんなものはどうということありません、五十六兆の規模から見ればとおっしゃるかもしれませんが、そういうことで、今後の経常経費なんかを厳しく本当に見直すのならば、制度の仕組みから主計官が勉強して、そして本当にこれだ、いいのだから、今の社会のニーズに合っているのかどうかというところで次の概算要求基準として年末の予算の編成等やっていかなければならぬのではなからうかと思ひますが、次長、どうですか。

○斎藤(次)政府委員 先生にどなたが御説明をしたのかわかりませんが、仮にもおしは積もつておちりであるというようにおしを申し上げるべきではないと思ひます。私も実は一生懸命やっておりますのでございまして、この僻地手当につきましても、六十一年に検査院からそういう指摘があったということを踏まえまして、見直し

をしてくれということを実は申し上げております。文部省は、そういう私どもの要請も受けまして、六十三年度において、初めてでございましてけれども、今年度の予算で僻地指定を見直ししております。それから、今後は六年ごとに見直しを行うということになっておまして、これで、削減額は一億五千万というふうなわずかなものであります。緒についておられます。また、今先生からも御指摘がございましたように、いわゆる僻地基準、これは省令でございまして、これにつきましてもいろいろの見直しをやつて、六十四年度には改定を行うという段階取りで今進めていただいております。今後とも経常経費の削減には全力を挙げて取り組む所存でございまして、御理解をいただきますと思ひます。

○日笠委員 ぜひひとつ抜本的な見直しをしていただいた上で、これだけ削減できるというのを見せていただかなければ、文字だけが踊つておる。おまけにこの僻地手当のことも会計検査院に指摘をされて、それこそ十年も二十年もずっとそのまゝ来ていたものを慌てて今やつておられるわけですね。会計検査院の使命は使命であるわけでございますが、指摘をされなくても、一つ一つの項目、補助金なら補助金について精査をしていく。お聞きしますと、何か出張費が少ないうで現場へなかなか行けないで難しんだというふうなこともおっしゃつておりましたけれども、その辺はひとつ財政当局でございましてその辺の出張費ぐらいいしつかり取つていただいて、本当に国民に、よく経費の削減合理化に励んでおる、会計検査院の指摘をまつまでもなくこうやって自主的にやつておられますというのを見せたいだと思ひます。わけてございします。

それで、実は私もかつて商工委員会で質問をしたことがございします。それは電力料金の不経済に支出されているというところでございまして、いわゆる基本電力料金の契約の見直しをすればそれだけで相当の金額が不経済なものが改善されるというところで、実はこれも昭和五十二年決算報告書に

載っております。昭和五十三年、五十四年、五十五年、六十年と何と昭和五十二年から五回にわたつて指摘をされておるわけでございます。一回指摘をされれば、こういうことは各省庁に関連をしておるんだ、たつたこれだけの見直しをしただけでこれだけの不経済が改善されるというふうなことが、一回指摘すれば、一事が万事でございまして、すぐそれを省庁に流し、先ほどから言いましたように、査定のときに厳しく見直しをさせていく、やつたのかというのを聞いていく、こういうふうなことが非常に大切なことだと思ひます。

ところで、これは決算委員会が五十九年に大蔵省の方から各省庁を取りまとめて十一月二日に提出をされておられます。しかし、そのときに、これは藤波官房長官でございまして、調査対象以外の官署につきましても調査対象機関に準じ、改善措置を要するものにつきましましては、その措置内容を昭和五十九年度末までに所属の上位機関の長に報告させる等の処理を行う、こうあるわけですね。この五十九年十一月二日に大蔵省がまとめたものを決算委員会に提出をされて、それからその後も、調査対象以外のものもやる、こうおっしゃつておられますが、具体的にやられましたか。やられたらば、いつそれはどこで報告されたか、お聞きしたいと思ひます。

○斎藤(次)政府委員 これにつきましては、内閣の方で取りまとめをされて、私も調査のお手伝いをしていただいておりますが、官房長官からそのような御答弁をなすつております。前回五十九年に行った調査は、五十キロワット以上というふうな施設についていわばサンプリング的に調査しまして、それ以外の施設については各省で責任を持って、例えば実績見直しによる改善とか、コンデenserの施設等実質的な改善措置をとるというぐあいに、各省の責任においてやつてくださいます。このことを指示したわけでございます。したがって、特段のフォローを私どもとしてはしておりませんけれども、当然にそのような改善措置が購

じられておると思ひます。それから、会計検査院のその後の検査によりまして、そういう非違事項というのか、特段の事項はまだ指摘されていないと伺つております。

○日笠委員 上位機関の長まで報告が行つておるようでございますが、一度取りまとめていただければと思ひます。おととも、内閣官房にきていただきますと、どうせ取りまとめていただくのは大蔵省さんになると思ひますと言つておりましたので、ひとつお願いを申し上げたいと思ひます。時間も大分たちましたけれども、本題でございまず財務法の審議を少しやりたいと思ひます。

大臣、おともとも武蔵委員が日本の国のいわゆる借金が増えたとおつていろいろと数字を挙げられてやられたようでございますが、この予算書等々を見まして、どこを見れば、今の日本の国の国債が幾ら、借入金等を含めた長期債務が幾ら、後年度へのツケ回しが幾ら、どのどれを見たらばつとわかるのですか。それがわからずして財政当局として何も物言えないと思ひます。どこを見たらわかりますか。見たらつとわかるものがありますか。

○斎藤(次)政府委員 予算書というのは、御承知のように、組織、所管、項、目ということで各個別の経費をそれぞれ御審議していただくというところで実はでき上がつております。いろいろな予算添付書類は財政法二十八条に規定がございまして、けれども、それぞれ限定列挙というところになっております。したがって、今申し上げた二百五十兆になんなんとする、これは地方も入り、いろいろな経費が入つておられますけれども、それについて一覧性のものがないわけでございますが、それぞれに各予算書の予算総則あるいは二十八条書類にそれぞれ応じて計上しておるわけでございます。それから、御審議の際にそういうものが必要であるというところであれば、私もその際にそういうものをおつくりして提出している、そういう手続になつておるわけでございます。

○日笠委員 審議のときに請求があれば出すとい

そこで私がつききょうは御提案申し上げたいのは、予算書の「参考」というところがありますが、一番最後のコード番号のところがございますね、そのところで結構でございますから、予算書に、例えば一般会計のこの一ページ目、「国債等債務状況調」ということで、これは決算書には必ず出てきます、これは決算書と同じパターンで書きましたけれども、こういうものをつけていただくということは非常にわかりやすいのではないかと。国債に抱かれた財政、いわゆる借金財政運営が近い将来すぐにも解決するとは想像できないわけでございますね。そういうふうな財政状態から勘案いたしますと、国の債務の実態を予算審議の際に十分考慮してやるべきだ、こう思うのですね。そういう意味では、決算書にもある書類を、見込みでいいわけでございますから、こういう書類を

それぞ一般會計分、特別會計分、政府關係機關として財政法で言うところの政府が出資している事業団、公団、こういうものがどこか一覽にございますと非常にわかりやすい、このように思うのですが、いかがでしょうか。

○斎藤(次)政府委員 御指摘の資料でございますけれども、実はこの資料の中身でございますけれども、それぞれに予算書では予算総則あるいは二十八条書類というところでそれぞれの額を明らかにしております。これを一覽性のものとして出しますことの難点は、いわば予算書上の重複が出るのではないかという点が第一点。それから、これはそれぞれに係る債務負担額そのものを書いていけるものもございますし、債務保証の限度額を書いているものもございますし、性格を異にするものもございます。したがって、一覽性のある者にするののいかかというのが第二点ということとで、お出しをしないわけでございます。

それから決算書について出しておりますのは、

それぞれ保証額、負担額、それが年度が終わりま
して実際にどれだけの債務負担をしたかというこ
とが明らかになった段階で出すということで、予
算の段階とはおのずから性格を異にする、それは

実は財政法にもはつきり規定がございまして、財政法三十七条には国の債務に関する計算書を作成して、財政法上も予算と決算では対応を異にしているわけでございまして、決算書について債務の内容を明らかにしておりますのは、そういう意味で実際に年度を経過いたしますとどほどの債務を負担したかということが明らかにするという趣旨で、したがって財政法もそういう規定を置いていまして、うぐあいに私どもは考えているわけでございませう。

○日笠委員 その財政法二十八条の精神をそなたくすれば、予算書に国の債務残高表をつけるのはこれは必要なことであると思ひますね。

それから、今次長いろいろ言われましたけれども、予算を審議する場合、過去の債務保証限度の実績を参考にしながら、当該年度の見積もりがどうだったか、こういうことも判断するのは極めて重要だと思ひますね。それから、例えばもし保証限度額の予算段階と実績と余り違うような場合は、これはやはり保証限度額そのものがどうだったのか、こういうことも推しはかる材料にもなるわけでございませう。そういうようなことを考えますと、私は、こういうふうな資料はぜひつけて、もう少し財政というものがわかりやすく明朗でなければいけない、かように思ひますね。この点はどうかでしょうか。

○斎藤(次)政府委員 財政法の規定は、いわば予算がなされるべく早期に国会に提出されるというような要請、それからなるべく内容の重複を避けて簡明にするというような要請から一応でき上がっているわけでございませう。したがって、予算の公式の添付書類と決算のいわば添付書類とは財政法上も書き分けていまして、これは先ほど御説明したとおりでございまして、私もどなたも御説明は、いわば予算の公式の添付書類という形ではなくて、何らかの参考資料としてお出しすることは今後とも努力を続けてまいりたいというぐあいに考えておるわけでございませう。

○日笠委員 いわゆる歳出削減に伴う後年度への負担の繰り延べも、これは資料請求して初めて出てきておる分ですね。御存じのとおり、例えば今度の政管健保の国庫補助の繰り入れ特例などの分、六百五十億円控除してという分ですね、こういうものの一覧表も言わないと出てこない。どこを見ても予算書を見ても全然出てこない。これは合計すると一兆幾らあるのでしょうか。これは債権と債務の関係がまだはつきりしていないから、こうおっしゃるのではありませんか、請求したら出てくる。しかし請求しなければ出てこない。予算書だけ見て一生懸命勉強してみたら何らそういうものはないと見えてこない。これではいかぬということなんです。財政民主主義でありますから、せめて審議する我々のところにははつきりとしたものを初めから提示してもらいたい。そして、決算と予算で、先ほど言っておりますように、政府の所要額もそんなに使うかどうかからぬわけですが、それが使い切れないということであればこの保証限度額をこのように設定したのは間違ひではないか、反対に使い切つてなおかつオーバーすれば見積もりが少なかったのではないか、そういうようにチェックできるわけですね。

そういう意味では、私何回も言ひますけれども、こういうものがそれぞれ、「参考」ところのコード番号がありますので、あのコード番号なんかまさに要らないわけですから、そのところへ一枚ずつ特別会計分、一般会計分とあれば非常に見やすい。そして、先ほどから言ひましたところの八ページのところも一般会計分と特別会計分に区分けをするとか、そしてその下に、先ほど言ひました後年度への負担の繰り延べはこうなんだ、こういう一覧表を出していかぬというわけではないでしよう。出してもいいわけですね。そういう意味で、かたくなな行政側の論理ではなくて審議する私たちの側に立つてそういうものを出していただく、そして日本の本当の財政再建をお互いに考えていく、こういうことが重要なのではないかと私は思ひます、大臣、今のお話を聞いていましてどうですか。

○宮澤国務大臣 私は難しいことはよくわかりませんけれども、一般に予算と言われているものは、国会の議決の対象になるものでありますので、そういう意味では私も法律案といったものと同じ性格のものと考えております。したがって、そこに重複があるといったようなことは本来許されないことであるし、わかりやすいために厳密さを欠くということも許されないものである。したがって、その要件というものをかなり厳格に考えておりました、そういう意味では法律案というものがわかりにくいといつて世間からときどき言われます、というやうな意味であの予算書というものはある程度わかりにくいものになつておりますことはお許しをいただかなければならぬ要素があると思ひます。だから、だから不親切でいいと申し上げておるのではございませぬけれども、そういう議決の対象となるものとして私も考えておるものでございませうから、言つてみれば、全然これと別個に、いわば予算書の全部の解説と申しますか、そういうものでもできますとただいまの御審議の御便宜には役立つと思ひますが、これが時間的になかなか事実問題として間に合わないという要素がまたございませう。したがって、御要求の資料等々はできるだけ誠実に詳しく提出を申し上げることをいたしておるわけでございませう。

○日笠委員 我が党の矢追委員が国債の償還表を添付するというので、これは一枚入っているわけですね、特別会計のところへ。だからできないことじゃないと思ひますね。

それから、念のためにお見せしますと、政府関係予算の一番最後に「参考」というのがありまして、これはコード番号だけですね。こんなものは別に国会の議決に基づかなくなつていいわけですから、ちゃんと「参考」というのがあるわけですから、このところだけでいいわけですね。これに入れるかどうかということは検討いたしたくいたしまして、要はもう少しわかりやすい資料、例えば、

ば、私内閣委員会におつたところは、恩給法というのは非常に難しいですね。それも恩給の早わかりというちゃんとしたパンフレットが審議する前に出てくるわけですよ。そういうものが全然ないじゃないですか、こは。それをちょっと聞くと、こういうものも残つておりました、こういうものも残つておりました、全部ツケ回しで、これはまだ債権と債務の関係がはつきりしておりませんので借金とも言えませんが、こういうことばかり言われて、財政当局の最高の責任者である大臣ですら、日本の借金と称するものは幾らあるか、潜在的債務を含めて幾らかと言われたつて、それはですと恐らくわからないと思ひますよ。これじゃ審議しろと言つたつて資料を集めるだけで日がたつてしまふ。濃密な審議ができない。

そういうことで、私はぜひこれは委員長にもお願いを申し上げたいのですが、恩給の早わかりみたいな、恩給法の早わかりというやうなパンフレットが出来ますから、必ず毎年恩給法を改正していただきますから、財政の早わかりというやうな何か一覧表をつくつていただいて、審議する前に全部渡していただいて、それを見れば全部そういうものが丁寧に入つてゐる。一々ここで、日本の国債幾らですか、理財局長は、幾らです、では先ほど申し上げました政管健保の国庫補助の繰り入れ特例は累計で幾らか、幾らでございませう、トータル幾ら、こんなことをやっていたら濃密な審議にならないわけでございませう。ぱつと見ればわかる、そういうやうなものをぜひ用意していただいて、この財政法は毎年上るのじゃないかと思ひますから、そういう意味でぜひ前向きにそういう資料をつくつていただいてこういうものは出していただく、こういうことで大臣、お考えはいただけたでしょうか。検討していただけますか。

○宮澤国務大臣 なるべく御審議に役立ちますやうにいろいろ工夫をいたしてまいります。

○日笠委員 以上です。

○越智委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として日本国有鉄道清算事業団理事長杉浦喬也君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○越智委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○越智委員長 これより内閣総理大臣に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。堀田雄君。

○堀田雄君 久しぶりで竹下総理大臣と質疑を交わさせていただける機会を得まして、大変ありがたと思っています。

きょうは、午前中二時間、宮澤大蔵大臣との間で、郵便貯金の昭和五十五年の預入が三十三兆八千億ありまして、それがちょうど十年たちますと六十五年になります。そのときに一体幾ら残っているかというの、これは推測の範囲でありますけれども、貯金局長の方で、ふだんは大体十年の満期を迎えるのは二割程度であるけれども、このときは七・五％、続いて八％という高い金利でありましたので、四割くらい残っているだろう。そういういたしますと、三十三兆八千億の四割という十三兆八千億くらいで、それがちょうど倍になりますから、二十七兆六千億くらいという大変な満期を迎える資金が六十五年には実は郵便貯金から払い出される。それは必然的に資金運用部に影響を与える。ふだんには大体そういう七兆九千億ぐらいの郵貯から資金が入っておりますが、今度は逆流をするわけでありますから、これは資金運用部にとっても大きな問題であります。ひとつ財政投融資計画をより効率的に考え直す必要があるのではないかという問題を論議いたしました。

二番目は、今政府税調あるいは自民党税調で間接税の問題についていろいろと御検討が進んでおるようでありまして、私は、国民の側からすると、ただ直間比率の見直しから税金をもらいますよと言われても、これはどうも納得ができません。これは各紙の調査であります。政府の説明も十分というものが八割、これは朝日新聞の調査でございます。さらに日本経済新聞におきましても、賛成三割、不公平税制は正優先四割というようなことで、必ずしも今の三月の段階において国民がそれは大変結構だというふうな雰囲気にはなっていないというふうには私は感じております。

それには、やはり日本のこれからの社会保障、特に昭和六十五年に向かって、医療保障、老人保健、国民健康保険等の抜本的な改革、あわせて国鉄共済が六十五年から三千億の収支差額が出るという問題、これは昭和六十二年二月の予算委員会での当時の仁杉総裁にお尋ねをして三千億という答えをいただいたのであります。今日も三千億という問題は、それも約二十年以上続くという大変な国鉄共済問題もありませんので、七十年年金の一元化という問題を少し前倒しをして、六十五年に今の国鉄共済を含めた全般的な対応を必要とするのではないだろうかというふうな問題を含めて、今後の年金、医療、老人福祉について、この前は既に試算が出されましたけれども、あの試算はもうろん現在の制度をベースにしておりますけれども、やはり私は、国民年金についても、あるいは医療の老人保健法についても、国の負担を一層ふやすことにならなければ望ましい社会保障の像は描けないのではないかと、そういう望ましい社会保障の像を描いた上で税の論議をすることなくしては国民の理解と納得は得られないのではないかと、この問題を実は約二時間大蔵大臣との間で質疑を進めさせていただきました。

大蔵大臣にも大変前向きな御答弁をいただき、私はこの二時間は大変有意義な二時間でありました。

つたと思っておりますのでありますけれども、これから総理との間で一時間十八分やらせていただきます。チームの一番重要なものは、国鉄清算事業団の問題でございます。

この国鉄清算事業団の問題は、やはり今の年金の問題を中心としていろいろと調べておりました。一つ気がつきましたのは、どうも今の国鉄清算事業団というのは累積債務国と同じような形になっているのではないかと。後で御答弁いただきますが、要するに、たしか九千億ぐらいの利払いに對して、実は十分な土地の売却その他が簡単でございまして、三十三億の土地の売却収入が予定されておるようでありまして、果たしてそれがそのように簡単にまいるかどうか問題がござい

ます。そもそも私はずっとこの法律からいろいろな問題を関係者の皆さんに来ていただいて話を聞いておりました。一番問題に感じておりましたのは、国鉄清算事業団というこの名前に非常にこだわっているわけでありまして、というのは、清算が終わりましたらこれはなくなってしまうことではないかと。そうすると、中で働いている人は、やはり自分たちが仕事を将来に對しても何か非常に展望が開けるような仕事というのと、先ずぱりでもとかく最大限努力をしてどんどんやったら結果的には職場が早くなる、こういう問題とでは、私は、働いておる皆さんの士気に大きく関係をするのじゃないかと、こういう気持ちもいたしまして、そういう角度からいろいろと分析をして、結局私なりの構想に到達いたしました。は、要するに、この国鉄の持つております主要な土地を現物出資をして新しい民間会社をつくるというのを考えたかどうかということから実は問題を進めたいと思っております。

それともう一つ、実は午前中に大蔵大臣との間で、私が五十六年二月の大蔵委員会国債特別会計というものの論議をいたしましたときに、要するに会計が大幅帳になっておりますからどうして

も金利概念というものがこの国の会計では大変不足しておる、何とか機動的に国債の発行ができないか、金利の高いときには短期の公債を発行して泳いでいて、そして金利が安くなったときに実は長期債に乗りかえるというふうなことをしたらどうかという問題を提起しておるのであります。やはりこの国鉄清算事業団につきましても、実は国鉄清算事業団が政府保証債を発行できる道が開かれておりますので、そこで、この長期の部分についてひとつそういうものを発行して処理したらどうか、こういうふうな問題を考えて、実はきょうはそれをひとつ総理、大蔵大臣に御提案をしながら、日本の国の資産でございましてこの国鉄の土地を有効に生かして、そして収益性のある形でこれを債券化することによって、最後に残る十三兆八千億と言われておるものを最少にする選択の道はないかどうかということを実は考えたわけでござい

ます。そこで杉浦参考人にお伺いをしたのでありますけれども、実は皆さんの方からちやうだいをしておる債務というものは、長期債務が十九兆九千三百八十八億というふうに私も承知をいたしておりますが、大体そういうことでよろしいのでしょうか。

○杉浦参考人 お答えいたします。

将来にわたって全額を計算いたしますと二十五兆六千億というところでございまして、これを年度で締めくくりました最初のスタートのときの六十二年度首で調べますと十八兆余、こういうことでございまして、また今年度、六十三年度首で締めました長期債務の残高は二十兆四千億という数字でござい

ます。○堀田委員 この債務の問題が大変重要でありますけれども、もう一つこの国鉄清算事業団で重要な問題は、実は国鉄関係職員の問題でございまして、昭和六十二年二月一日現在というので再就職先未定者という者が五千二百人というふうになっておりますが、これは現在は大体どういうこと

○杉浦参考人 今先生おっしゃいました数字が一月月々以前の数字でございまして、現在時点では再就職未定者が四千七百七十三名ということになっております。

○堀委員 そこで、この四千七百七十三名というのは、法律によりまして今後三年間で再就職が決まらなければ、あとはどういうことになるのでしょうか。

○杉浦参考人 昨年の移行時点から三年間、各種の雇用対策に関する助成制度を含めまして対策の法律が期限が三年間で切れます。三年以内に全職員の再就職をやるということで今一生懸命やっておりますところでございます。三年たちますといわゆる対策の根拠法が期限が切れるという問題が出てまいります。一人も残さず三年以内に解決したいというふうには私は考えておりまして、あと二年間頑張りたいと思っております。

○堀委員 この皆さんは恐らく北は北海道から南は九州まで居住が広がっているんじゃないか、こう思うのでありますけれども、この皆さんがあと残された二年間で全部が再就職をされれば私大変結構だと思ひますし、そうありたいと願っておりますが、それがもしそうできなかったときは、あとはどうなるのですか。もう年金年齢になっている方は年金ということになるでしょうが、年金との間に差がある年齢の方は、もし仮にそうなた場合にはどうなるのでしょうか。

○杉浦参考人 法律上の身分といたしましては、そのことについて特段の規定はございません。したがって、できるだけ早く、期限は三年以内ということで再就職を一生懸命やるという以外に私の道はないわけでございます。

○堀委員 そこで総理、実はそういう厳しい条件、五千二百人が四千七百七十三名になったという、大変いいことですが、しかしあと四千七百人という者が二年間に再就職ができるかということについては、私は余り樂觀をいたしていいないわけでございます。そうしますと、この人たちの雇用の場を積極的に清算事業団がつくれるような方向

で問題を考えるということは、単に土地の処分の問題だけではなくて、国鉄清算事業団にとって大変重要な部分になる、私はこういうふうな考えておりますが、その点、総理、いかがでございますでしょうか。

○竹下内閣総理大臣 まず今までの従来の経過からお話がありました、確かに清算事業団という言葉から来る議論は、まだ立案以前に議論したことがございます。何かいかにも先行きの活力が見えないじゃないかと、あるいは余剰人員という言葉にもそういう議論をいたしました。といつて余った方々というのはいかにかというふうな議論までしたことがございますが、おっしゃる意味は十分理解できます。

今の事業団そのもので、私も法律の中身を詳しく、あるいは法律改正の要ることもあるかもしれない、あるいは再就職の場所を既存の法人に対していろいろな角度から願ひするのでなく、みづから法人設立の、法律がどうなっているかちよつと知りませんけれども、そういうことを行い、つづその四千数百の方々の明るい行く先を模索していく、こんな趣旨じゃないかと思うのであります。貴重な御意見として十分検討させていただきます。

○堀委員 事業団の法律は、杉浦参考人、土地その他についてはその処理の仕方によつて法人を使つてその土地の処理を進めるといふことも可能なるように私は理解をしておりますが、いかがでございますでしょうか。

○杉浦参考人 お答えいたします。法律の規定がございまして、出資し得る会社がどういふ対象のものかといふことで、中身は法律に書いてございまして、出資会社がございすることになっております。

○堀委員 今お答えのように、現物出資をして法人をつくるのが可能なようでございます。この法人は、ちよつとNTTのあの一時期的ような清算事業団一人株主の法人ができる、こういうことになるのか、こう考えております。

そこで、この法人で一種の借入金の財テクを少し行つてみたらどうかといふことでございします。実はこの国鉄の債務につきまして資料をいただきました。長期債務利率別残存期間内訳表といふのをちよつとだいたひにわけてありますけれども、国鉄の債務の中では一番高い金利が九%でございます。この九%は六十五億円しかございませんで、五年以下という残存期間でございします。その次が八・九から八%、これが合計一兆八千九百三十七億円でございします。これは残存は分布が非常にばらばらでございまして、一番多いところは十六年から二十年というところに九千八百九十九億といふものがございます。もう一つ、もう少し高いところが七・九から七%でございまして、これが合計で七兆三千九百一十一億でございます。全体の平均金利が大体七%程度だと聞いております。

で、この七%以上で合計九兆二千二百二十八億で全体の四六・二八%になるのであります。これをひとつ一種の繰り上げ償還のような形の処理をいたしますと、今の国鉄債務の償還の年間九千億円でございしますか、その中で約三千億ぐらいは金利の負担が減る。ちよつと国鉄が予定をしております土地売却収入の予算が三千億でございますから、まず清算事業団が政府保証債を発行いたしまして新たな資金を調達をしてその資金によつて現在の高い金利の部分を繰り上げ償還をするといふことにすれば、民間会社が土地を売らないで土地を保有してこれを有効活用しようといふのが私の考えでございますから、その際に土地を売ったと同じような三千億ずつ債務償還に充てられる資金がこれらの長期債務の借りかえによつて効率的に生まれてくる。

もちろんこのことによつて資金運用部その他にも影響が及びます。しかし問題は、その他のところは正常な業務が営まれておるところでございまして、金融機関にしても資金運用部にしても高いときのものが繰り上げ償還になったから確かに総合的な収益に影響するかもしれないが、国鉄清算事業団の場合は、さつき申し上げたような累積

債務国と同じで、利子払いのためにまた借り入れをして利子を払つていくというの形が続いていくのでは、この国鉄清算事業団は少なくとも国民に大きな負担をかけることになることは間違いないと、これは、財政全体の中で国債を減らしていくということも大変大事でありますけれども、問題は、財政全体の将来展望の中に立つて、そのような国民に負担がふえるやり方を、選択肢があるのならばそういう選択肢を使つて、新しい試みではありますけれども、今の清算事業団債によつて手に入れた費用で現在の高利率のものを償還をするといふことがまずこの問題の入り口で非常に重要な問題だ、私はこう考えておりますが、竹下総理は長く大蔵大臣をおやりになつていてこの財政、会計にはお詳しいわけでございますので、これはやはり政治の決断の問題だと私は思つております。

事務当局の皆さんにすると、これはこうなつてこうなつてこうなつていふからそれはなかなか大変だとか、いろいろあるかもしれない。しかし、本来政治といふのは、清算事業団の新しく雇用の場を待つておられる人たちに對しても重要であるし、国民全体が国の負担としてそれを背負ひ込むといふことも非常に大きな問題でありますので、いろいろ手続上は問題があるかもしれないが、私は可能な処理ができるという判断をいたしておりますので、この点についての政府側の見解を、これはひとつ大蔵大臣でも結構でございますし、総理からでも結構でございますが、承りたい、こう思ふのでございます。

○宮澤國務大臣 もう少しお待ちになつておられます構想を伺つてから申し上げた方が本當はいいのかもしれないが、今の段階でちよつと気がついたことだけ申し上げますと、例えば、事業団が持つております債務の繰り上げ償還ということになりますと政保債がございします。これは恐らく現在額面以上で流通をしておりますから、その際どういふ償還をするか、償還の方法はいかにによりましては、事業団が今後債務を負うことが非常に難

二〇

しい状況になるのではないかと思います。恐らく、当然額面以上で買上げませんと投資家には不利になるのではないかと問題があるのかと思います。

それから政府資金につきましては、実はこれは内輪のごときでございますけれども、大変高い金利のときに、例えば定期貯金等々の裏腹になっておりますから、高いもので事業団に借りてもらつておる。そういったと、それが返つてきますと、これはけさもお話のありました高いコストの運用先に資金運用部が払えないという問題になりまして、結局それを資金運用部の他の資金でカバーしなくてはならぬ。御承知の問題でございますけれども、そういうことをさしずめちよつと気がつきました。

○堀委員 おつしやるように、オーバーパーで回つてゐるに決まつておりますから、その分はそれを額面で繰り上げ償還は困難でございますし、一回そこでやつておけば、これは長期に、さつきも申し上げましたように十六年から二十年というところが大変たくさんございまして、八・九から八のところが九千八百九十九億、七・九から七のところが一兆三千六百七十七億、合計いたしまして二兆三千五百億ぐらいございまして、さつきです。ですから、長期のものがもし多少オーバーパーで償還をいたしましても清算事業団にとつては大変金利の負担が案になる、こういうことになるのかと私は考えておりまして、それが一つ。

後の構想についてやはり申し上げた方がよろうと思ひます。実は子会社の設立の目的でございますけれども、処分の中核的受け皿として、かつ株式売却を通じて債務返済を行うということが一つでございますし、事業団所有地の散逸を避けることと、事業団の中核を担う職員に雇用の機会を与えるということが一つの基本的な考え方でございます。そして、この子会社の担う役割と条件でございますけれども、設立後、可及的速やかに上場ができる方向を目指す。現行のルールでは

七、八年はかかると思ひますけれども、そういう形で株式の上場をする。また、このための前提として、高収益、高成長会社の実現を目指すなければならぬ。三番目に、今のもの前提として、現物出資による会社を設立する。最後に、設立後、現物出資以外の用地について、事業団から譲渡または貸与を受け、不動産開発を行うということ、少なくともこれは完全な民間の会社として、経営者の皆さんも民間から来ていただいで御協力をいただきたい、こういう考えでございます。

実は国鉄清算事業団の土地処分の委員会の委員長を平岩経団連副会長がなさつておりまして、御相談に参りました。一体この国鉄の土地を処分して七兆七千億という金を得ようということのようですが、ちよつと累積債務の債務をセキユリタイゼーションによつて処理をするというのは今日の一つの手法として考えられておるところでありますので、まずこの土地をそういうふうな民間の子会社に出資をいたしまして、そしてそこでその会社自身が株を發行する、あるいは先に株に転換できる転換債を發行する等いろいろな手段を通じて資金を調達しながらそれを今の債務の償還に充てていく、いろいろな方法を通じて実はこの新しい民間の子会社はかなり有効な仕事ができるだらう、私はこう考えておるわけでございます。

設立のための基本的考え方でございますけれども、将来の株式処分を考えると、子会社はできるだけ規模を大きくし、既存の上場大手不動産会社の規模と遜色のないものにするということでございます。これはどの程度かと申しますと、現在、大手の不動産会社、三菱地所、三井不動産、住友不動産、東京建物、東急不動産というのが大体大きいところでありまして、この三菱地所の事業用土地の時価評価額は八兆四千億円でございまして、これは六十二年三月時点でありまして、そうして、業績は税引き利益で二百四十七億二千万円、株式の時価総額は二兆七千三百八十八億、株価収益率はこれでいきますと大体一〇〇倍程度に今なつて

いるということですが、この一番大きい三菱地所と遜色のないような出資を受けた民間会社にするという考え方を御提案したいわけでありまして、このぐらいいなくなりますと、実はこの会社、負債はないわけでありまして、そして、その土地の有効利用を自治体とも協議をし、合理的な判断で処理ができるということになりますから、さつき申し上げました土地の乱売あるいは利用の乱立といひますか整合性のない利用というようなことで土地を切り売りいたしました場合には問題が起きてまいりますけれども、今の場合にはこれは極めて合理的な処理になるのではないかと。

私先日関西電力の芦原名誉会長にお会いをいたしましたときにちよつとこの話をいたしまして、大阪でも梅田に大きな操車場跡がある、あれもそういうふうな民間会社が保有すれば計画的な開発ができるのじやないかと思ひますと申し上げたら、芦原さんは、いや堀さんそれは大変いいことだな、あれがまた切り売りでもされて乱開発になつたら我々はとても困るなと心配してゐたのだけれども、それは堀さん大変いい考えではないかと、いふうに芦原さんも私のこの提案に答えていたでいておるところでございます。

この設立子会社の問題をもうちよつと申し上げておきますと、大量の現物出資を全国的に一時的に行うことは不可能であり、一社に限定することは難しい。一つだけつくるというのは無理だといふうに考えておられて、子会社は、事業団のすべての用地を取得し開発することは必ずしも望ましくなく、むしろ民間業者に用地開発の機会を与えることが必要である。中心になる部分は新しい会社がやることとしたとしても、その他につきましては民間デベロッパーと協議をしながら対応するということがいいのではないかと、いふうに現物出資は通常、税法上の関係から、設立時に限られ、追加現物出資はできない。現物出資の対象物件については、事業団全体の土地処分、利用計画に照らして整合的に選択される必要がある。大

量の土地を一括現物出資しにくい。こういうようないろいろな問題もございまして、ここからは十分配慮をしながら適切な対応を講じたいかがだらうか、こんなふうな思つてゐるわけでありまして。

そこで、設立子会社の事業の展開から見たところでありまして、まず開発不動産の種類は、ホテル、商業ビル、オフィスビル等でございます。事業の収益性、成長性、安定性等を考慮すれば、総合的な開発事業が適当である。二番目に不動産マーケットでございますけれども、現在の日本の不動産マーケットからすれば、東京、大阪中心の子会社設立が考えられ、その他名古屋、福岡等についても検討が必要であらう、いふうに考えております。そして、地価高騰地域、子会社方式の必要性の高い特定地域というものがあろうかと思ひますが、土地処分形態の中で、子会社方式の必要性から見ると、汐留、梅田駅周辺、大宮等の地域の事業開発を目的とした場合に子会社の設立が考えられる。こういうふうに見ておるわけでございます。そういう意味で、考え方としては、東京なり大阪なりあるいは福岡等を含めて規模の大きい民間会社を設立するというものにしてまいつたらどうだらうかというのがその具体的な提案の中身でございます。

ここで一つ、この例示をいたしまして、汐留地区の現物出資を想定した子会社の収支試算というものを実は取りまておるわけでございます。この汐留地区土地利用の想定をいたしまして、国土庁大都市圏整備局作成の汐留地区整備イメージというののございまして、これを用い、各ブロック面積を概略計測し、各ブロックの容積率を一〇〇％と想定する。これは非常に重要でございます。容積率を一〇〇％と想定する。これは非常に重要でございます。とせつかくの非常に有効な土地利用がうまく行われませんので、まずこの容積率を一〇〇％とするといふうに想定をいたしまして、そういったとオフィスビルその他のネットの用地が十二万二千平米ということになりまして、有効率が

いわけでありまして、そういう意味で土地の有効利用であると同時に地価を上げないで対応ができるということは大変合理的である。大体こういうときにすぐ処分という言葉が出るのでありますが、処分をしないでは後はないのであります。処分をした以上は収益、それが上がるようにするのが私も経済を担当しておる者の発想の原点ではないのかと考えておりますので、きょうはこういう構想をひとつ総理、大蔵大臣、杉浦事業団理事長に聞いていただきまして、総理も今お答えになりましたように、ひとつ皆さんで御勉強していただいて、いい成果が生まれることを期待したいと思うのでございます。

次に、一つ問題がございまして、さつきは大蔵委員の後半で申し上げたことなものでありますけれども、竹下総理は、ことしの施政方針演説の中でも、今度の税制改革は国民の理解と納得を得て行いたい、こうおっしゃっておりますし、そのことは宮澤大蔵大臣も実は同じようにお話しになっておられるわけでございます。私は一月二十九日の当委員会、この問題については国民の理解と納得を得るためには入り口と出口を決めないでいただきたい、こういうふうにお話し申し上げまして、大蔵大臣も御理解をいただいたと思っておりますけれども、これは総理はお聞きになっておりませんので、この入り口と出口を決めないで国民の理解と納得が先だ、こういう問題についての大蔵大臣のお考えをもう一遍ここでちょっと承りたいと思います。

○宮澤国務大臣 ただいま堀委員の言われましたことは、午前中にお尋ねがございまして私がそれについてお答え申し上げましたことの概要という意味でございますか。

○堀委員 それで結構です。

○宮澤国務大臣 午前中に堀委員からいろいろお尋ねがございましたことの中で、今後我が国の高齢化社会を考えると、医療の問題にいたしましても年金の問題にいたしましても非常に問題が

多い、政府としてはおのこの問題について昭和六十五年あるいは昭和七十年というようなことを目標にして、一元化であるとか統合であるとか、いろいろなことを検討していることはわかってはいるが、実はそれらのことはもう少しテンポを速める必要があるのではないかと。また、昭和六十五年というのは、我が国の今一種の未解決の問題、例えば国鉄の共済であるとか医療の問題であるとか、その他いろいろなことでも一つの大きな問題に達する時期にかかっていると思う。そういう中で、政府はそういう問題の将来像を明らかにせず一般間接税というようなものを提案する用意をしておるのではないかと。それについては、やはりもう少し将来像をはつきりさせた上で、そこまでは堀委員おっしゃいませんでしたけれども、そのような将来の福祉、あるいはもっと具体的には医療であるとか年金であるとか老人であるとか、そういう問題を処理する上においての国民的なニーズというものの関連で問題を提起すべきなのではないか。したがって、その点でそういう問題をはつきりさせて政府は税制改正を提案するのならばすべきである、こう言われたと思っております。

それに対して、私は、政府の立場といたしまして、従来から、高齢化社会が到来いたします、それに伴って若い人に大きな負担を背負っていただく、今からそのような社会の費用は広く薄く負担をしてもらう制度を考えておく必要がある。シャープ税制以来四十年間たちますと、変えなければならぬというところも明らかでございますが、同時にその時点は十何年先の将来が展望できる時点でございますから、この際そういう問題を含めて御提案をいたしたい。政府として、堀委員の言われますほどのくつきりした将来像を今御提案できるわけではございませんが、六十五年なり七十年なりにはそれは具体的なプログラムとしてはつきりさせたいと思っております。したがって、この時点においてそれを考えました上で税制改正というものを御提案できないかとただいま政府税

調等々で検討をお願いしているところでございす。要するに、堀委員の言われましたことは政府としても十分理解のできるところでございす。が、あと何年かいたしませんと、堀委員の言われますほどに具体的な将来像が描けない。描けませんが、そういう問題に対処しようとする意識においては私も私も変わっていかないことだと思ひます、ほぼそういうふうにお答えを申し上げたと思ひます。

○堀委員 そこで総理に申し上げたいのでありますが、国民の理解と納得ということは大変難しい問題があると思っております。今一般的に言われておるのは、不正税制をまずは正をしたらどうかという問題が至るところでよく出ておるわけでありまして、私はこの間から与党の皆さんあるいは山中税制会長とも御相談をして、ひとつ不正税制の問題を徹底して取り上げるための税の小さな委員会を当委員会に設けていただいて、そこから税制論議に入らうかどうか。

いろいろ問題がございす。一番トップに医師の税制というのが出ておまして、私も医師でございすからこの医師の税制については大いに関係があるわけでございます。しかし、それなら医師の税制だけが問題かというと、必ずしもそうではないのでありまして、例えば証券会社の外務員などというものの所得のあり方については実は標準率その他の処理をしておるのとはどうも適正な処理ができないとか、実は作家の皆さんの中にも大変まともに申告をなさる方もあれば大抵の日常の費用は全部経費になさる方もある。いろいろなところからそういうまた氷山の下のところにある不正税制のような問題もございす。

この前、京都市が寺院から税金を取るという話がございまして、これは京都市会では全会一致で実は決まったことでありますけれども、お寺の皆さんが抵抗してこれが終わらなくなったのであります。これらの寺院に参詣に行く。言葉は参詣でありまして、これに行かれる方の非常に多くの部分というのは、宗教心でお参りに行っているわけ

ではなくて、日本の極めて貴重な文化財を見学したいということで行っておられるにもかかわらず、実は宗教活動だということであらう決着になったようであります。こういう問題も、私はやはりそういう税の小さな委員会が基本的な宗教活動とは何ぞやという問題の中からきちっとしたけじめをつける税制の処理が必要だと考えております。数多くの不正税制があることはもう私もよく承知をいたしておりますので、まずそういう不正税制の論議を進めてまいりたいということと、与党の皆さんにも御相談しておりますし、野党の皆さんも、これはひとつ政府対我々ではなくて要するに議員同士でディスカッションをやりましよう。そして、この委員会には関係者は課長以下の皆さんに御出席いただいて、我々もすべてのことがつまびらかにできておるわけではございませんので、専門家に意見を聞きながら、与野党、あるいは野党同士もあるかもしれないが、そこでいろいろと論議を尽くして不正税制を正すための手だてを積極的にやってまいらうかどうか。これは、当然小委員会でありましてから閉会中審査も可能でありますので、この会期が五月二十五日に終わっても継続して処理ができる、こう考えておるわけでございます。

ですから、そういう方向を含めて考えるのであります。私が午前中に申し上げたのは、いろいろな改正問題というのは六十五年から社会保障としては費用の負担が増加する見通しでございます。特に私はきょう午前中に、老人保健法について現在の国の負担割合というのは少な過ぎるのではないかと、国が二割、地方が一割、あと七割を健康保険と国民健康保険で負担をするというのはやや適切を欠く。しかし、健康連の皆さんが言われるようにこれは全部税金でやれなどということも、私も私は了解ができません。そこで、とりあえず国が五〇%、地方一〇%、その他の皆さん方が四〇%という形では、この医療保険の問題というのは相当な期間にわたって維持ができるのではないかと。そういったと、六十五年からは

老人保健に対して現状よりも三〇%の負担割合がふえる問題がございます。

さらには、年金問題についても、昭和六十一年二月の予算委員会提議で上げたように、国民年金というものが実は定額の支払いで、それが全体の基礎年金の三分の二で、国庫負担が三分の一でございますけれども、私は年金についてもナショナルミニマムはやはり国の責任でやるべきだ。国民年金であるうと被用者年金であるうと、基礎年金は皆さんあつて、その上に自助努力として保険料を積み立てられたものが二階建てになるようなシステムにするのが憲法十四条に定めるところではないのか。

こう考えますと、それにも費用がかかります。そうして、そういう費用は六十五年から生じてくるのでありますから、まず今の税制改革の中で不正税制を正す問題とあわせて、所得減税が先行して十分ではないのか。そうして、六十五年ということとは、六十四年の通常国会でその次の問題の処理ができればいいのではないかと。ただし、過去の例でありまして、要するに減税そのものの先行はいいけれども法律は同時に処理をしてくれという御意見もあつて、そういうことはまたこれらの税の小委員会と野党の皆さんで十分議論を尽くした上で考えればいいことではないのか、こう考えております。

自民党の河本先生は十兆円の減税をやれと叫ぶるおっしゃつておられますが、ちよつとそれは日本経済の今の状況では大変困難なことではないか。やはり、私もが要求をいたしておられますよ。な一定の理解できる範囲の所得減税、それはこの前私が予算委員会申し上げた五〇%、五段階のような考え方、あわせて、けさはちよつと年金問題に就いて個人年金についての税の問題、これはアメリカ、イギリス、カナダ、西ドイツその他でいづれも最近税制上の配慮がされておりますので、これらの国では入り口で配慮しますが出口では税金を取っております。まあ取つていない国もありまして、入り口で税金をできるだけ低く下げ

て、個人年金の加入者がふえて、そうして出口ではもう所得が一定の段階で年金の状態になっているのでありますから、私はやはりその方が国民のためではないかという考えも持つております。そういうことで、減税先行でひとつこの問題の処理をされれば、六十四年経済というのにはさらに加速がして、今の六十五年の赤字特例公債の問題についていい影響をもたらすと考えておりますので、この点については総理はどのようにお考えになつておるか、ひとつお答えを願ひたいと思つてあります。

○竹下内閣総理大臣　まず、基本的に当委員会の小委員会を活用して不公平税制の議論からかかつていつたらどうか、この提案でございますが、今ちよつと思ひ出して見まして、五十二年、五十三年、五十六年、その三つとも戻し税でございますが、最初が前年度、過年度を対象として戻すというので大変な煩雑な事務で、五十六年は今年度のもので年末調整で戻してやつた。しかし、戻し税というのはやはりいかにがなものとということからして、次の年度に少なくとも論議構成が続いておる減税というふうなものが、専業主婦控除の先取りみたいな形でございましたか、行われたというふうな記憶しております。したがつて、小委員会でもどのような運営をなさるかというの、これは国会あるいは当該委員会そのものでお決めになることとさせていただきます。私はただ過去の経験は今申し述べたにとどまらせていただきます。

そこで、今度はいわば税制改革のあるべき手法としての減税先行ということ、本当は減税先行というのでも定かな定義は実はないのではないかなと思つてございまして、が、言つてみれば一つの議論としてこの案かたちというものは示して、その施行日によつて先行の問題と後行の問題ができてくる。それもかつて例もあつたこととありますけれども、それらも含めて小委員会で議論してみたいらうだという議論は、それは当該委員会へお預けするといつたとしても、今の減税先行の問題といたつたのもつて六十五年脱却のための一つ

のプラスの面になるのか、あるいはとりあえずの財源から見た場合にそれを若干延期するような状態になるのかということとは、まだ議論してみなければわからないところであるかと思つております。

が、基本的に、おつしやいました、たしか国鉄共済が六十四年まではお互いの御協力をいただいたためが立つておるがその先がどうにもならぬ、それから医療問題がやはり六十五年給付と負担をどうするかという議論が残つてゐる、それから年金に至つては七十年に一元化します、絶えずもう少し早めたらどうかという御議論もいただいておりますが、いわゆるこれだけのものが必要になつてくるということを示した上で議論しようものもあり得ると私も思ひますし、予算委員会等においてもそういう中長期展望をいふ少しは具体的なものを示したらどうかという意見もいただいておりますが、逐次そういうものを問答しながら今出してきたおつしやいう状態でございますが、きつとしたものを今出せるということとはなかなか困難だと思ひますけれども、これはやはり議論を積み重ねていかなければならぬ問題だらうというふうに考えております。

そこで、今のこの減税問題ということになりますと、最終的には今税制問題の各党協議するといふことが決まつておる段階においては、私から極めて具体的なお答えはできませんが、おつしやつた意味は私なりに理解をさせていただいたということにとどめさせていただきます。

○堀委員　実は、五十二年、五十三年の戻し減税というの、私が社会党の政審会長をいたしておりました、今議員としてここにいます早川勝君が私のスタッフで、要するに減税というもののの中では、一般的減税をいたしますと、限界税率の低い者がたくさん持つていきまして限界税率の低い人は幾らも受け取れない、言うなれば所得の高い人がたくさん減税財源を持つていつて一番所得の低いところにはいかないといふことで、実は定額減税といふものを考えたわけでありまして、これは

単に定額減税だけではなくて、マイナスタックスというところで、税金を払つていない皆さんにもひつ逆に持つていくというアメリカで一回実施したところのあるマイナスタックスを入れてやりたいたと思つたのですが、残念ながら日本ではソーシヤル・セキュリティー・ナンバーのようなシステムが確立をいたしておりませんので、マイナスタックスはできませんでしけれども、定額減税で戻し減税というのを実は二年間やりました。

当時主税局長の大倉さんが私の事務所へ来られて、先生、これは木に竹を接いだような税制ですねとおつしやつたので、私は、木に竹を接いでいるからいいのじゃないですか、法律があるときは減税が働くけれども法律がなくなつたらもとの税体系に戻るといふ意味では、要するに過去の大減税をやつたものが後年度に大きな負担をもたらしたという経験から見ても、そういう発想で戻し減税をやつたこととありますが、私が今考えておりますのは、少なくとも年末調整に間に合う時期までにひとつ減税の方の処理をせひやれば、六十三年度の減税が可能でございます。現実には年末調整その他の方は来年三月の確定申告ということでは減税の処理は及ぶわけでありまして、時期はそういう意味で限られておりました、大体私が承知しておるのでは十月末までに法案が成立すれば可能だと考えておりますが、技術的な問題ですから、主税局長、おしまいの年末調整可能な減税法案の法案成立時期というのはどこなのか、ちよつと答えてください。

○水野政府委員　年末調整は十二月の最後の給与を支給するときまでにするわけでございますが、膨大な源泉徴収義務者、またその背後にございす何千万人のサラリーマンの方のための処理でございますから、かなりの日数、事務量を要する、そうした所要の書類の印刷を手配することから始めますから、それは相当な前倒しの事務日数が必要であるといふことを聞いてございまして、ただ、具体的にはこれは国税庁が執行することとさせていただきますので、正確なことは、今申し上げて

間違えてもあれでございますので、ちよつと差し控えさせていただきますと思ひます。

○堀委員 今時間がありまから、今さら国税庁を呼んでということにはなりません、大体十月末で処理ができる、私は過去の経験からそういう認識を持っておりますので、まずそういうことでひとつ減税先行、ただし、今私が言っておりますことは、そうだからあとはどうでもいいのではないわけでありまして、今申し上げてきたような六十五年における新しい財政負担を含めて何らかの税収が必要だということは、当委員会に所属しております者としては当然考えざるを得ないことであります。

ただし、その前に、当委員会が不正税制の是正をきつとして、国民の皆さんがなるほど不正税制は正で取るものは取つてこつたなという認識の上に立つてでなければ、次の段階に進むにはかなり問題が残るか、私はこう考えておりますので、そういう問題を含めて、私どもは当委員会としての本来の任務をこれから進めてまいりたい。

この前、委員長にも御相談いたしましたし、税の小委員長の中村さんにも御相談いたしました。今山中税制調査会長は大変お忙しいということですから、それでは毎週月曜日、みんなでひとつ頭張つて、月曜日に税の小委員会をやるのなら山中さんどうですかと伺つたら、月曜日は税制調査会もやつてないから月曜日ならいいだろうというようなお話でございましたので、山中さんも参加をしていただく中でそういう税の小委員会が不正是正をきつとやつていきたい。

私どもの党の土井委員長も先般福岡で不正税制について公開討論会というようなことを言つておられましたけれども、公開討論会ではなくて、専門家が寄つて議員同士で論議を詰めていくというのには私は大変重要だと思ひますし、そこにまた参考人になつて来たいと思ひます、この間京都に出張しておりますときに、ある議員の方から、堀さん、参考人の意見聴取というのは東京だけでな

くて地方にも小委員会が行つてやつたらどうかという御提案もありましたから、大変結構です、税制調査会も地方に出て参考人の意見を聞いておられますから、それはそのようにして国民の広い意見を聞いて、私が前国会で申し上げたように、アメリカの税制改正をモデルとしながら、数多くの参考人の意見を聴取し、あわせて議員の中でデイスカッションをする過程を通じて、不正税制をかく正すべしという結論がまず先になれば、税制改革の問題というのは極めて厳しい条件がある、私はこう考えておりますが、そういう手だてで進めてまいりたいと思ひますが、そういうひとつと与党の皆さんも委員長を含めて御協力をお願いしたいと思います。

最後に、あとちよつと時間がありますので、これは当委員会のマターではないのでありますけれども、実はこの前、三月二十五日でございますが、広島高裁が、広島一区についての先般の選挙における定数訴訟が出されておりましたことに對して、二・九九の範囲は違憲ではない、こういう判決が出ております。しかし、この前のあの定数の問題のときには、抜本改革を含めて定数問題を考える、こういうことになつてゐるのであります、またこれまでのようなやり方で定数は正をやるなどということは決して望ましい方向ではない、私はこう考えております。

私は、五十五年に公職選挙法の委員会が鈴木総理に、我々がやつております社会科学の問題というのは実験ができません、私は医者でありますから、自然科学では実験で可否を確認できるのであります、社会科学はできません、我々と同じようなタイプの民族が既にそういう制度を行つていてそれがうまくいっている制度というのはある意味で実験済みの制度だから、そういう意味でひとつ西ドイツの比例代表小選挙区を導入したらどうでしょうか、まず導入したときに法律で施行は十年先と決めましょう、十年先と決めれば、現在の皆さんが半分が三分の一になつて、新しい人はそういう制度を考えて出てこられますから、十年

先施行でいいのではないのでしょうかと言ひましたら、鈴木総理は、堀さん、それは十年は長過ぎますよ、五年でいいんじゃないですかとおつしやつたけれども、何もしていただかせませんでした。それならそんなことをおつしやらなかつた方がよかつたと思ふのであります。

竹下総理は選挙法については自民党内で一番詳しい方でございまして、ひとつ竹下総理のときに政党本位の選挙制度を実現して、違憲判決などの起きないように。もう法律が通つていまして、施行が十年先でも、最高裁は違憲判決をするにはあります。既に国会は法律を決めておる、ただ施行が延びておるだけだということ、違憲判決のもらさるおそれはありません。

そういう意味で、ひとつ日本の将来に對して非常に重要な問題でございまして、今の金堀火来な人ということをやつておりましたんでは皆さんに勉強する時間がございます。余り勉強してゐると今度は落選するといふ問題が起きますので。やはり我々は、大野伴睦さんではありませんが、猿は木から落ちてゐる猿でありますけれども、我々は落ちたらただ人間で何ら発言力がなくなるわけでありまして、どうしても選挙は重要であります、それは西ドイツの比例代表小選挙区制といふのは適切な方法である。同時に政党法をつくる、西ドイツでは実は所属議員の数に応じて国が政党に政治活動の費用を与えてゐるわけであり、この間から自由民主党では政治資金規正法の改正をお考えになつたようでありまして、この国会には出ないようでありまして、財界の側はひとつパーティーを自粛してくれという声が大変高いのであります、新聞を見ておると十億円ぐらいのパーティーがここところ連続して開かれておるといふような情勢であります。その十億円パーティーが必要なのは、今は個人本位の選挙制度であるからこういうことが必要なのであります、政党本位の選挙になれば、これはもう大変様子が変わつてきて、政治資金規正法の改正などは必要がなくなるだろう、こう考えており

ますので、ぜひひとつ総理に御検討いただきたい。今幸い梶山自治大臣という大変熱心な自治大臣もいらつしやいますので、この間から梶山さんにも声をかけておられますし、後藤田選挙制度調査会長にもお話を申し上げて、これは単に私がいうのではなくて、日本の国の将来を決する極めて重要な選択なので、ひとつ皆さん御協力をしていただきたい、こうお願いをしておるところでございますが、ひとつ総理の御答弁をお伺ひしたいと思ふのであります。

○竹下内閣総理大臣 いわゆる西ドイツの下院議員選挙におきます小選挙区、むしろ比例代表小選挙区でございませうね。これは私も堀さんも日本選挙学会の会員でございまして、ともに長い間選挙学会の研さんは積んできた。だからこれは論理的に成り立ち得る議論である。しかし、お互いが承知しておるのは、選挙制度といふのは絶対といふものがない。これも随分議論してきた話でございまして、それを今度は、絶対はないけれども、論理的に構築された比例代表小選挙区といふものを仮に是といはしますと、それがいかにして現実化するかといふところに現実問題が入つてまいります。そうすると、それにお互いが気分的にも習熟するために少なくとも十年後とかいふことにしておけば、当面の二・九九倍まではよくてそれ以上はだめだ、こういうことになりまして、はあ、この次の国勢調査まではほとつとけいばいいなという安易感になると、今度はお互いが一緒になつて国会決議をしましたあの決議には合わないといふことになる。そういう矛盾は党の総裁としてというよりも選挙学会の会員として常日ごろ感じておつた問題でございまして、それこそ何か議長さんから議院運営委員長の方へ御指示があつたというやうなことも聞いておりますし、今自治大臣のお名前も出ましたが、恐らく自治省でお互い睡眠しておりまして選挙制度調査会の問題等も念頭にあるのかなどという感じが私をもつておりますが、いづれにしても国会の問題として議論が行われるであらうと期待をしております。

ただ、昔と違ひますのは、私は総理大臣になつたものですから、言つてみれば行政府の長という立場の限界から非常に慎んで答弁しますので、すゝとんと落ちるような答弁にならなかつたことはおわびを申し上げます。

○堀委員 終わります。

○越智委員長 次は、宮地正介君。

○宮地委員 きようは財確法の最後の総理質問ということでございますので、最初に六十三年年度の減税問題につきまして伺ひをしてまいりたいと思ひます。

竹下総理は去る十八日に首相官邸におきまして内閣記者会と懇談を行ひまして、六十三年年度の減税問題につきまして、いわゆる戻し税方式はよくない、税理論からすれば恒久的図柄の中に位置づけるべきである、こうお述べになつたということが言われておりますが、事実でございましょうか。

○竹下内閣総理大臣 内閣のスポークスマンは内閣官房長官でございまして、総理大臣になりまして私も気がつきましたのは、記者会見というのがございせん。そこで、官邸の記者クラブの方でいろいろ御議論なすつて、いわゆるメモあり懇談というものでお互ひの意思の疎通を図つたらという新手法が生まれまして、それは過去にもあつた先例はないわけじゃございせんけれども、その第一回を先日行つたわけでございます。非常に論理的にメモあり懇談とは何ぞやというふうなことになるますとこれは議論の外でございますけれども、その際、今おっしゃつたような、私の体験上の問題として、昨年まであつて毎年毎年の減税問題等に顔を突つ込んでおつたものから、体験上の問題として、恒久的図柄というものの中に位置づけられるのが好ましい、それから戻し税は、先ほどもちよつとやりましたが、五十二年、五十三年、五十六年ですか、いろいろな反省というものから、大筋、専門家の議論をする、まあこれはなあとこういうことになる性格だということうなお話をしたことは事実でございませう。

○宮地委員 そうしますと、このお話の延長線上にいわゆる新型間接税の導入を柱としたこれから予想される税制の抜本改革、この一環としての関係において、総理は、六十三年度減税というものはそうした抜本改革と一体の中で検討すべきと考えておられるのか、あるいは切り離してお考えになつておられるのか、どちらなんですか。

○竹下内閣総理大臣 私も国会の子でございまして、与野党閣内閣委員長の合意というふうなものをあります限りにおいて、各党間の話し合ひを静かに見守るといふ立場に立たざるを得ないというふうな思ひでございませう。

ただ、私の体験上、あのとき申し上げましたのは、そういう戻し税のある種の反省からして、たしか景気浮揚に役立つ相当規模の減税ということから始まつて、最終的に自然増収、剰余金等が確定した後、翌年度改正になりますところの専業主婦控除の前倒しというふうな、恒久性の一環として位置づけられる改正をみんなで工夫して考えたことがある、したがつて、減税問題を考えるときには、やはりことしだけの問題ではなく恒久的な一環として考えた経験が間違つたとは思つていないというふうな表現で、私注意して物を言ひますから、そういうふうな受けとられたらどううというふうな思ひでございませう。

○宮地委員 三月三十日の与野党閣内閣委員長の合意は、これは尊重していくということですね。

○竹下内閣総理大臣 これは天下の公党の申し合ひでございませうから、その結論を静かに見守るという立場にありつても、結論に対しては当然最大限尊重しなければいかぬことだと思つております。

○宮地委員 そうしますと、この合意内容は、御存じのように、六十三年度減税、このための法律案というものは今国会会期中に処理をするように最大限努力する、こうなつていますね。政府の、行政府の長として現段階でどの程度御努力されておるのでしょうか。

○竹下内閣総理大臣 これは、その限りにおいて、今行政府が受け身の立場にあるわけでございます。すなわち、各党間協議の図柄に基づいて作業を命ぜられてやるわけでございますから、したがつて、作業に入つておられますという状態にはなつてございませう。各党からこういう資料を持つてこいとか、いろいろな要請のあることに對して忠実にその職務を果たすというのが現段階ではなからうかなというふうな思ひです。

○宮地委員 特に六十三年度の自然増収の問題については、総理はいつも、この六月にならないとその見通しがはつきりしないという御発言がいろいろいひおきされております。しかし、まあ竹下総理は大蔵大臣を長くおやりになり、財政についてはベテランの経験ある総理大臣である。言うなればプロである。我々も大蔵委員会の委員を長くさせていたでございませう。過去の税収の実績とか、経済環境の状況、こういうものを見てまいりますと、正確に、一〇〇％精密にはわかりませんが、この時期になれば大体大方の自然増収の方向というものは、これはアバウトですが、わかります。既に、六十三年度の当初に比べると、恐らく自然増収は六兆円を超えるのではないかと。第二次補正以後におきまして、かた見積もつても二兆三千六百億ぐらい、特に法人税が非常に好調で一兆二千二百億、源泉所得税でも六千億、申告所得税で二千六百億など、かたく見ても二兆三千六百億、大体二兆三千億ぐらい。これには有取税の税収の分は入つていませんから、そういう有取税関係も、最近の株式の状況を見ていいますと、恐らく相当見込めるのではないかと。ざつと見て第二次補正以後二兆五千億ぐらいは、アバウトですけども、自然増収というものは見込める予想というものが我々から見ても十分に考えられる財源ではないか。総理のおっしゃる通りに正確にきちつとするには、それは六月にならなくてはわからないと思ひます。

そこで、やはり政治家としての総理大臣、また我々も、大蔵委員会の委員として、政治家の一人

としても、そうした一つの、アバウトでありますけれども、ある程度の自然増収というものの見込みが見えてきた。そうすると、この自然増収を今後どのように活用していくべきか。筋論からすれば、第一義的にはやはり赤字国債の減額にこれを回す。もう一つは、今や国民の、特にサラリマンを中心とした多くの方々の六十三年度減税に対する強い要望、期待というものもあるわけでございます。特に、今回の春闘などに見られますように、勤労者国民の大多数はやはり減税というものに大変期待と要望が強いわけですね。そうしますと、六十三年度の特例国債の発行限度額の中でこの六月三十日までの特例国債の発行の残されてる部分というものが約一兆一千億をちよつと超えているぐらいである、このところを減額というところで少し手当てしたとしても、減税と両立できるのではないかと、この自然増収をすべて赤字国債の減額に回すことはいかかるといふかな、やはり減税財源としてもこの自然増収というものは活用すべきではないか、私はこういう感じがしてゐるわけですが、総理、率直にその点についての御意見、総理としての御決意、この辺の所見をお伺ひしておきたいと思ひます。

○竹下内閣総理大臣 もし訂正願うとしたしましたらば、後から大蔵大臣なり事務当局から訂正してもらふこともあるかもしれませんが、今審議いただいている財確法というものを毎年毎年財確法で御審議いただくというものは、赤字公債というものは財政法上の建前から発行すべきものではない、だから一年、一年で頼みますから発行させてください、言うならばそういう姿勢で、毎年の間とか向こう何年間ということをやめて、毎年毎年出してこれをお願いしてきたわけですね。したがつて、そのことはやはり大事なことでと僕は思ひます。

そこに今度は財政家としての良心というものがある存在してくる。そうすると、財政家の良心としては、それほどまでにしてお願ひする赤字公債であ

るから、幸いにして出納整理期間内発行という制度が認められておるわけでございますから、自然増収というようなものが仮に見込まれるようになったら、まず発行を予定しておつたものを発行しないで済ませていくという財政家の良心が働いてくるわけです。それを今までもいろいろお願いをしてきたわけでございます。

もう一つは、おっしゃったように、法律の建前から利払いあるいは償還財源に充てるための半分を下らざるものを国債整理基金特会へ入れる、こういうことで、今までその都度いろいろなことをお願いしてきたわけですから、したがって、出納整理期間内発行というものを、多少は発行しておいて結果としての剰余金を少し余計出すかという踏み込み方は、財政家の良心、そして毎年毎年お願いする財確法の建前からいくなかなかとれぬことだという感じを、本日は私は、財政再建、その第一年のときの大蔵大臣さんであつたわけでございますから、そういう感じは今でも持ち続けておる。分析してみますと、やはりそういう考えが私にはあるな、こういう印象は持つております。

減税問題の重要性というようなことは意見をいいたしまして、そういう財政家としての良心の場合、今までの経過、今日の財確法の審議からしても、やはり出納整理期間内発行というやうなもの、予測されるものが出さなくて済むという状態になつたら、まずそれを発行しないで済ます、後世のツケ回しをそれだけでも少なくするというのが財確法の建前からいへばそんなことかな。失礼に当るやうな言葉もあつたかも知れませんが、昔の名前で出ています、こういうことで、昔から論議しておりましたので、ついそんなお話をしたわけでございます。

○宮地委員 今の答弁は大蔵大臣の答弁ですね。昔の大蔵大臣の竹下大蔵大臣であれば私も結構だ。やはり国の最高責任者、総理大臣になつたわけですから、その辺は財政のことは十分わかつておりますけれども、国民が今那辺に大きな期待を

しているかという、減税という問題にも勇断すべきではないか。これ以上言つても恐らく回答は出てこないと思いますが、意のあるところを酌んでおいていただきたいと思ひます。

大蔵大臣に伺いますが、先ほど申し上げましたように当初予算から比べると六兆円という大変な自然増収がもし考えられてくるとしたら、これは税収見積もりに対して少し大蔵省は甘過ぎるのではないか。今度六十三年度は税収見積もり大丈夫なのか。同じようなケースをこれから心配するのですが、ある程度税収見積もりは誤差があることは結構ですが、過去においては逆に穴があいたなという経験もあつて慎重に慎重過ぎる上なのか。もし六兆円という自然増収が当初予算から比べて出るとしたら、これは今後一考を要するのではないかと、こう思うのですが、大臣、この点についてどうでしょう。

○宮澤内閣総理大臣 それは、御指摘のとおり、税収見積もりは弓と同じことでございまして、的の上へ外れましても下へ外れましても同じやうに問題だと思ひます。上に外れたから下に外れたからよかつたというわけにはまいらないと思ひるのでございます。

ただ、ここに来てまして、宮地委員も御承知のやうに、弾性値でいいますと二・一であるとか一・八であるとか非常に異常な数値が出ておりますものですが、殊に昭和六十一年度の場合最終の三月月ぐらゐに突然税収がだつとふえておりまして、昨年の五月最終日には法人税だけで四兆八千億、一日でございまして、これは金利の関係で一日というのとは違ふのでございまして、四兆八千億、一日で入りました、これは法人税全体の三七%か何かでございまして、そういううちよつと予想しないやうなことが起こつてまいりました。

昨年度は経済情勢は余りよくなかつたので法人は悪いと私は思つておりましたけれども、いへば財テクとか土地の値上がりとか有価証券の売り買いが多かつたとか、そういう一過性の要因があつたといふことをいろいろ考へておりまして、六十

三年度はそういうことも考えながらや用心深く見積もりをいたしておるわけなんでございまして、ちよつとおつしやいますやうにどれが税収の平均的なベースであるのかといふことを少し見失いかけておることは事実でございまして。少し時間をかけて検討いたさなければならぬのでございましてけれども、ただ、六十三年度につきましてはそういう異常なことがいつまでも続くわけではないといふやうに考へまして見積もりはいたしておるつもりでございまして。

○宮地委員 ぜひもう少し国民がわかりやすく信頼のできる税収見積もりというものを十二分に精査して今後対応していただきたい。これは強く要請しておきたいと思ひます。

総理、税制の抜本改革の法案、これはいつごろ提出するお考えなんでしょう。

○竹下内閣総理大臣 これは、当初、国会が始まりますと、提出予定法案といふものを議院運営委員会へ政府として官房長官が出かけてお示しする。その中の区分としては、検討中のものに税制改正法案が位置づけられておる。と申しますのは、これはくどい話でございましてけれども、要するに、政府は税制調査会に諮問をした。そうすると、税制調査会には従来から、大体余りまくら言葉をつけないで、あるべき税制のあり方、こういうやうな諮問をしますから、お願いしたものに對して期限を付したり、急いでください、遅くしてくださいと言ふべき筋合いじゃない。したがつて、いつ出てもそれに対応できるという姿勢を持つていなければいかぬといふことから、検討中のもの、こうして位置づけをしていただくわけでございます。したがつて、今日も正確に言へば検討中のものという位置づけがなされておる。

そして、答申等をいただくことになりまして、それに基づいて、その答申の濃密の度合いによつては違ひますが、立法作業に入つて提案する準備を整えなければいかぬ。非常に一般論でございましてけれども、今は大体何月何日ごろとかいふことを、税調へお願いしておる立場にある私から申し上げることはちよつと難しいな、それがリーダーシップがないと言われればそれもまた甘んじて受けるべき、私なりにそう言われた方がありがたいなとも時には思ふこともございまして。

○宮地委員 山中党議長の会長さんは、来月二十日ごろまでに取りまとめ可能なやうな御発言。総理も、先ほどの内閣記者会の懇談会でも、やる気になれば今国会中でも提案できないこともない。あとは総理の決断の問題だ。次の臨時国会をにらんでの問題もあるかと思ひますし、あるいは今政府税調が全国的に公聴会などをやつておる。いろいろな国民の声が集約されてきておる。総理大臣としてどの辺にいわゆるタイミングを合わせるか、こうした決断の段階に入つておるのではないかと。今みずからリーダーシップがないといふことで早くもお逃げになりましたが、この点について総理の率直なお考えをもう一度伺つておきたいと思ひます。

○竹下内閣総理大臣 今宮地さんが予測された二十日とかあるいは政府税調がこの月末にはというやうな進みぐあひ、私も全く知らないわけじゃもとよりございませぬ。そういうのをもちろん横目でにらんでおることは事実でございまして、確かに召集権は政府にございまして。会期の決定は国会そのもので決めたことだ。そうすると、その辺は、国会関係の皆さん方にいいますか、各党間のそれぞれの立場はあつても、ニュアンスというやうなものも参考にしなければ、現実の政治としては、ただ法律どおりに、提案権はございまして、はい、それをどう始末するかは国会でございまして、召集権は私です、会期を決められるのは国会ですといふ硬直した形だけでも物が決まらぬわいな、こう思つておるところでございまして。

○宮地委員 総理の特徴、まことに意味不明でございまして。端的に伺ひますが、朝日新聞や日経の世論調査でも、大型間接税六〇%反対、こういうことで大型間接税についてはいまだ国民の大多数の方の反対の立場が世論調査でも出ておるわけですが、過

去二回政府は一般消費税、売上税で失敗し、三度目の正直を今ねらっているわけですが、総理、こうした各新聞社の世論調査の実態というものを、こらんになつて今率直にどういう御感想をお持ちでしょうか。

○竹下内閣総理大臣 よく言われます新税とは悪税である、これは一般的によく言われるわけですが、ざいですが、しかし、私は傾向的に見てみますと、大体国会で税制の議論が一番多くなったのがちょうど十一年くらいになると思うのでございます。したがって、確かに今二回失敗したじやないかという御指摘もございましたが、そのことがまた国民の次元で税制議論を引き出す大きな環境づくりにはなつたというふうに思っておりますので、これから一生懸命議論をしていただいたものを成案を得ましたならばなおのこと、国会の議論を通じて、また国民にも理解の度合いというものが進んでいく性格のものではないかなというふうに考えております。

○宮地委員 いろいろと竹下流のやり方で根回しが始まっているようでございますが、やはり国民の声というものを無視して強引に突っ走ることはできないと思ひます。やはり民主主義のルールからしても、主権在民主義であるという今日の憲法からしても、ぜひこの大型間接税導入問題については国民の声を率直に受けとめ、そしてこの問題は政治的パワーによつて抑え込むというようなことは断じてやってはならない、私はこのように思うわけでございますが、もう一度総理のこの点についての御所見を伺つておきたいと思ひます。

○竹下内閣総理大臣 具体的なこの案につきましては、今後検討が尽くされていくべきものであるというふうに思つておりますが、原則論としてお話ししました、そもそもの立派な政策も国民の理解と協力を得ずしてその実効を上げることはできないわけでありまして、ましてや議会制民主主義というものがあつて、議会制民主主義というものは政権の交代ということもあり得るわけで、私の立場に宮地さんがなれることもあり

得る、お互いが野党になることもあればというところを考えたならばこの国会という土俵の上でいろいろ議論を尽くしていくべきものであるという考え方は、基本的に私も幼少のころから教わつてきております。

○宮地委員 きょうは、総理が久方ぶりに大蔵委員会へ参りましたので、当面する重要課題何点かについてちよつと御質問させていただきますと思ひます。御存じのように、けさ六時過ぎ、アメリカにおきましていわゆる包括貿易法案が下院で可決をされました。賛成三百十二、反対百七、いわゆる三分の二を超えた賛成者で可決をされました。まさにこれは大統領の拒否権の発動を拒否する三分の二を超えたそうした状況でございます。今回のこの包括貿易法案の中は、スーパースーパー一条とか関税法三百三十七条あるいは東芝制裁条項など、大変厳しい保護主義の強い傾向にあるわけでございます。場合によつては、アメリカの時間でございますが、明日の上院あるいは来週の二十五日の上院でも可決は間違いない。問題は三分の二以上の可決になるかどうか、ここがこれから大きなポイントになつてくるわけでありまして、この問題はわが国にとつても今後非常に大事な問題であるう。

まず最初に、本日のこうした下院における可決、これをどのように受けとめておられるか、総理の所見を率直に伺つておきたいと思ひます。○竹下内閣総理大臣 この法律の内容、他の問題もございしますが、今宮地さん指摘された点等考えてみますと、これは、自由主義経済、自由主義貿易を基調とする我が国にとつて保護貿易主義の具体的ないろいろのものが盛られておるといふことは好ましいことではないというふうに考えております。他国の国会のごときでございますから、それを余り論評することも一定の節度を守らなければならぬと思ひますけれども、私は先日G7に参加された宮澤大蔵大臣からいろいろ情報等を聞いておつて、きょうあたりの新聞を見てみますと、民主

共和両党の中に、いわゆる企業がやめる場合に事前通告期間を設けなければいけませんという問題とそれから直接投資に対するデイスクロージャーの問題、その辺がむしろ議論の中心になつて、今御指摘なすつたような問題は、議論のちよつと外とでも申しますか、横の方に置かれた議論ではなかつたかな、これは感想でございます。他国の国会のことをとくく論評するわけのものじやございませぬが、そんな感想を受けておりますので、今後いろいろな変化が生じてくるではないかなというように印象を率直に持つたというのが私自身もきょうのニュースを聞いてからの感じでございます。

○宮地委員 特に大統領の拒否権の発動あるいは可決された後の法案の修正あるいは運用、こういうものに日本府としてレーガン政権に対して何らかの根回しといひますか要請といひますか、そういう働きかけをするお考えはお持ちですか。○竹下内閣総理大臣 一つは、行政府に対する我々の意見を申し述べるというところは、これは絶えずやっております。それから、これは絶対一つは、国会に対して、我が国の大使館等がそれぞれ接触もあるでございまして、けれども、お互いの議員外交、この間も宮地さんがやつてお帰りになつた議員外交というふうなもので、国会内への働きかけ、こういうことは引き続きやつていくべきものであるというふうに考えております。

○宮地委員 保護主義のアメリカのこうしたものが台頭してきますと、当然貿易摩擦という問題で、そのあたりを今度はEC諸国とかあるいはアジアの諸国が対日本との貿易問題で大変警戒をしてくる。そういう意味では、EC諸国やアジアの諸国と連携をとりながらレーガン政権に対してこうした大統領拒否権の発動等について日本政府としても積極的な働きかけをしていく必要性というものがある関係の中からもおのずと出てくる。その最初のきっかけは、やはり総理が軍縮総会でニューヨークに行かれたとき、レーガン大統領にお会いできるのか、あるいはそのチャンス、あるいは

はトロン・サミットなのか、定期的に早いとなれば軍縮総会のようなものか。レーガン大統領にお会いしたときにこの問題について要請するお考えでございますか。

○竹下内閣総理大臣 このアメリカの国会でなされた議決に対しては拒否権を発動していただかない、そういうお話は、その時を得るまでもなく我々としてはしつちゅうそういう意見は申し述べておるところでございます。ただ、今具体的な日時を例示ささいましたが、国連軍縮総会の際にはちよつと米ソ首脳会談と一緒になるんじゃないかな、そんな感じがしておりますので、いわゆる首脳会談は行つた機会はあるいはないのじやなからうか。トロン・サミットにおいては当然お会いするわけでございしますが、時期的な問題もございしますけれども、双方行政府は保護貿易主義の台頭を抑えようという合意は絶えずしておるわけでございますから、その線に立つての要請とでも申しますか、そうしたことは当然のこととしてやるべきものであるというふうに考えております。

○宮地委員 ぜひ、場合によつてはレーガン大統領とホットラインで電話でも、このタイミングを逃することなく、保護主義の台頭に対してはやはり何らかの歯どめとして、具体的には大統領拒否権の発動あるいはその後の法案の運用等について、そうした積極的な総理としての外交を展開すべきではないか、国益の上から見ても、あるいは世界の貿易の拡大、こういう点から見ても、やはり取り組むべきではないか、私はこう思ひますので、強くこの点については御要望をしておきたいと思ひます。

さて、またこうした問題が今当面する牛肉、オレンジの自由化問題にもやはり非常に関係をしてくると思ひます。二国間のいわゆる話し合いで決着をというところで政府は今取り組んでいるわけでございしますが、昨日あたり、アメリカのSMUSSTRの次席代表と農林水産省の眞木局長ですか、この辺の話し合いの中で、いわゆる

課徴金問題、これが今非常に大きな問題でござい
ますが、アメリカ政府は当然課徴金導入反対、
そういう中で、価格調整金の問題について段階的
に解消していこう、こうした問題について、この
スミス次席代表だと思いますが、アメリカ側から
この価格調整金については今後存続の方向に理解
を示した、こういうようなことが言われているわ
けでございします。

きょうは農林水産省の担当を呼んでおりません
ので、総理にはこの辺の問題もよくお調べの上御
出席いただきたいということでレクもしておいた
わけですが、この点について、総理、どういうよ
うなお考えをお持ちでしょうか。

○竹下内閣総理大臣　そもそも論ではございま
せんが、日米首脳会談をやりましたときの合意とい
うものは、要するに拡大均衡の中で物事の解決を
しようや、そうしなければ日米双方がいわゆる共同作
業でそういう摩擦は解決していこうじゃないか、
そこで、そのためには速やかにテーブルに着く
ことであるというところまでが私とレーガン大統
領との間、ところが、なかなかテーブルがでな
かった。それは自由化前提云々という問題からで
ございしますが、佐藤農林水産大臣が参りましてか
らテーブルはできた。そこで、今そのテーブルの
上での作業が高級事務レベル協議で日本で行われ
ておる、こういう段階になるわけでございます。

だから、この今の課徴金の問題からあるいは政
府支出等を伴う調整金の問題から、についての御
議論でございしますが、私の立場から申し上げます
ならば、今交渉が継続中である、したがって、経
過は非公開、結果は公開という外交交渉の中で私
なりの感想を述べるといふことは、差し控えさせ
ていただきたいというふうに考えます。

○富地委員　政府あるいは自民党内におきまし
ても、この価格調整金が存続できるのであればあ
えて輸入課徴金の制度にこだわらなくてもいいの
かな、こういうような御発言もやはり出てきてい
るようです。そうすれば、またアメリカの方でこの
価格調整金存続を認める理解があるなら、自由化

問題の決着も、これも非常に明るくなってきた。
これは期限が限られておるわけで、今月中にも再
度佐藤農水相がアメリカに行くようなそういう準
備も進めておられるようでございますが、やはり
この自由化問題に対しては、つまるところは、総
理の決断というものが非常に迫られてくると思う
わけですね。この点について、総理のそのそそう
した決断をされる時期が整っているのではないの
かな、いつまでも事務レベルに任せておいていい
のか、もうそろそろ限界が来ているのではない
か。恐らく私は、スミスさんがこの価格調整金
を理解を示したということであれば、これはや
はり大きな一歩前進になってくる。あとは国内の
生産農家とのいろいろな調整問題があるわけでご
ざいしますが、総理、この点についてどういう御決
断をお考えになつておられるか、ちよつと御所見を伺
つておきたいと思ひます。

○竹下内閣総理大臣　交渉事でございしますので、
みづから決断する時期というのはみづからが決め
なければいけぬという気持ちは私も持つておりま
す。

ただ、今御例示なさいました価格調整金の問題
につきましましては、今まで一般論として議論して
おりましたところのいわゆる課徴金というものは、
ガットでもう一遍議論をすべきだというのが、こ
れはアメリカとECの間でよくある問題でござい
ます。したがって、いわゆるガットの場における
議論になると、価格調整金と課徴金問題は
ちよつと違った場所での議論になるわけござい
ます。したがって、これにかかわるべきことだとい
うふうな性格には必ずしも受け取れないのかなと
いうふうに私は感じておりますが、恐らく眞木・
スミス会談は続いておることでございますし、よ
うございしますか、あしたまででござい
ますか、ちよつとその辺の感想に立ち至ることは
御容赦をいただきたいということでありまして、

○富地委員　農水省から塩飽経済局長が見えてお
ります。この辺の、ちよつとさうきょうの状況
を説明してください。

○塩飽政府委員　お答え申し上げます。
先ほど来、総理の方から、現在行われておりま
すスミス通商代表部の次席代表と外務省あるいは
農林省の事務当局との二国間の協議の内容につい
て基本的なお立場のお話がございましたが、本件
につきましましては、三月に前回の四年間の協定が切
れてから、テーブルに着くべく努力をいたしてお
りまして、三月の末に佐藤農水大臣がワシントン
におきまして四回にわたりヤイター代表と協議を
重ねた結果、引き続き二国間による協議をやるう
という合意ができてまして、その合意の枠内で現在
たまたま東京におきまして日米高級事務レベル協
議が行われておりますので、その合意を活用しな
がら事務レベルの協議を行つているところでござ
います。

ただいま委員の方から価格調整金あるいは輸入
課徴金等についてのお尋ねがございましたけれど
も、本件につきましましては、確かにアメリカの方か
ら、牛肉の自由化後の日本がとりまます国境調整措
置のあり方につきましまして、大きな期待といひま
すか、あるいは懸念といひますか、そういうものを
表明しつつ、そういったものに言及がなされてい
ることは事実でございますが、私どもは牛肉、オ
レンジは自由化が非常に困難であるという立場を
踏まえつつ現在協議をやつておりますので、具体
的な話し合いの中身についてはこれ以上申し上げ
るのは控えさせていただきますと思ひます。

○富地委員　この点について、先日、我が公明党
におきまして、矢野団長を中心に訪米をいたしま
して、ヤイター代表ともお会いする機会がござい
ました。政府に対しての大変厳しい御意見もあつ
たようでございます。昨日委員長から総理にその
点お話しされたかどうか私確認しておりません
が、四年前にやはりヤイターさんがこの問題につ
いて日本政府に対して、今後の自由化問題に対し
て早期に具体的に対策を講じるように、こういう
ことで話し合いをし、政府もそれを了解した。と
ころが、この四年間日本政府は何ら自由化問題に
ついての対策を講じられてこなかった。まさにこ

れはもうガットに対してのパネルをやる以外にな
い、大変なお怒りのお話があつたということを私
は訪米団から聞いております。

今回の問題が非常にシビアになつておるとい
うのも、やはりそうした外交上の信義という問題
が非常に底流にあるのではないかな。やはり政府が
約束したことに対しては誠実に信義を守る、そう
した根本的なところに根差しているのではない
か。大変私は危惧している一人でございます。こ
の点について、総理、竹下外交というものは、世
界に貢献する日本、こういうことでデビューされ
た竹下内閣でありますから、外交上の信義という
ものは最優先で当然守つていかなければならな
い。日本は何か口先だけでその場をしのげば後は
というふうなことであつては、私は国益を損ずる
と思うわけですね。今回の牛肉、オレンジ問題の底
流にそうしたものもあるやに伺つておられるわけ
でございますが、総理としてその点の程度御認識な
のか、お伺いしておきたいと思ひます。

○竹下内閣総理大臣　交渉事でございしますから、
双方がそれぞれの立場の上に立つて議論するわけ
でありまして、いやしくも交渉事、これは正式な
交換公文でございしますとか、例えばサイドレター
とかいろいろなことがございしますけれども、そう
いう中に、確たる約束と申しますか、今日の時点
が信義に大変にもつておるといふことがござい
せん。したがって、今お感じになつた問題も私に
は理解できる問題でございしますが、そもそも外交
交渉とはそれこそお互いの信義の上に立つて進め
るべきものであつて、信義を裏切るといふような
指摘を受けてはならないと常日ごろから考えてお
ります。

○富地委員　総理は特にこの四月の二十九日から
はヨーロッパ四カ国訪問にお出かけになるわけ
でございます。その後、先ほど申し上げましたよう
に、国連の軍縮、そして、トロント・サミットと
非常に重要な外交日程がこれからあるわけござ
いまして、そういう中でやはり世界に貢献する日

本を一つの大きなテーマとして竹下内閣は内政、外交に汗をかいているわけでございます。竹下総理というのは人間性の立場から見ても非常に信義の厚い総理と私は信頼している一人でございまして、ぜひこれは外交においても、信義ということとは外交の最も大事なポイントではないかと私は思いますので、今後外交の日程をこなす中で、たとえきさいな約束でも約束をした以上は全力で信義を尽くして、日本の信頼、信用というものを高める御努力をぜひお願いしたいと思っております。

そこで、特にヨーロッパ諸国に対する歴訪のねらいと目的、この辺をまずお伺いしておきたいと思っております。

○竹下内閣総理大臣 私は、過去、サミットの出席が五回ございまして、今度のイタリーの新首相は存じておりませんが、他のサミットメンバーについては存じ上げております。しかし、首脳としてお会いするのは初めてでございますので、それぞれ二国間の、あるいは対E.C.等のお互いの忌憚のない意見を交換をする中で個人的信頼関係をまずは確立しなければいかぬというふうに思っておりますのでございまして。

その個人的信頼関係の確立ということには、当然、話題としては政治、経済、そうしたいろいろな問題が出てまいりまして、そして、私自身が今大変な御鞭撻をいただきました、世界に貢献する日本という立場からするところの考え方等も意見交換の中で申し上げてみたいというふうに考えておるところでございます。

ただ、一つだけ、四カ国と申ししても一つはパチカンでございますが、これはやはり平和の象徴という形で一番先御訪問申し上げたいと思っておりますが、フランス、E.C.につきましては、フランスの選挙中でもございまして、したがって、国連総会後もう一度訪問をして一通りの訪問を終えたいというふうに考えております。

○宮地委員 時間も参りましたので、最後に、その際、特に英国のサッチャー首相との会談で、いわゆるウイスキーなどの酒税法改正問題が当然議

題となると思うのです。今六十三年度税制改革改正案の方針の中にも出ておりますが、この点についてはある程度数字を検討して準備されてサッチャーさんにお会いする考えがあるのか、この点を伺っておきたいと思っております。

○宮澤内閣総理大臣 これは私の責任の事項でございますので、既に政府としてはことしのお正月の税制改正大綱の方針をはっきり決めたわけでございます。なお、その後時間もたちましたし、総理も訪欧、訪英されることになりましたので、やや具体的なその後の進展につきまして、あらかじめ事務当局を先方に接触させましてさらに詳細に説明をいたしておきまして、総理の訪英に備えるつもりでございます。

○宮地委員 時間が参りましたので、終わります。

(委員長退席、中川(昭)委員長代理着席)

○中川(昭)委員長代理 玉置一弥君。

○玉置委員 竹下総理には久々の大蔵委員会でございまして、何となく我々も昔からの続きをやっているような感じもするわけでございまして。

まず一番最初に、やはり大蔵委員会でございまして、財政運営についてお聞きをしていきたい、かように思っています。

当初、六十年赤字国債脱却ということをやられておりました。それが六十五年に延びたということとで、たしか延ばされたのも竹下総理だと思っておりますが、ことしから来年等の財政収入等の感じを見ておりますと、どうやら六十五年に脱却できそうだが、こういううめどがついたようでございますが、その辺、延ばされた御本人として、大体のめどがついたということとどういうふうにお感じになつておられるか。

それから、先ほども出ておりましたけれども、六十一年、二年の税収等の急激な伸び、この辺を含めて今の感じをまずお伺いしたいと思っております。

○竹下内閣総理大臣 玉置さんから、最初は五十九年脱却目標であつたわけですが、六十五年脱却

目標、それは絵にかいたもちではないかというように御叱正を賜ったことを想いましたと、本日可能性を前提の上に置いて御質問いただけるといふのは大変な幸せである、まずこういうふうに思うわけでございまして。これは、要するにN.T.T.売却収入の活用等によりまして財政運営上の工夫が図られ、そして引き続き経費の削減というふうな努力をこれから続けていくならば、その実現の可能性はこの当時から比べると大変大きなものになっておるといふような問題意識は持つております。もとより御指摘なさいました民間の御努力等によりましての結果として生じた自然増収というものにも支えられておることも事実でございます。

○玉置委員 非常に順調に回復をしてきた日本の経済でございまして、昨年の特に予算の審議のころ、六十二年の二月、三月、その当時は円高不況の影響が非常に大きくて、当分日本の経済は立ち直らないのではないか、むしろそういう感じがありました。ただ、貿易摩擦だけは日増しに強くなつてきている、何とか内需拡大をやらなければいけない、こういうことであるという努力をされてまいつたわけでございまして、いつの間にか知らない間にというむしろそういう感じで経済が回復をしてまいりまして、それになおさら四月に総合経済対策というものがございまして、新たに公共投資の追加等がありました。

我々大蔵委員という立場から考えていきますと、一方では赤字国債減額でゼロになるといふめどがつきました。ところが、公共債といふますか建設国債、四条債ですね、この辺がまだまだ相当続いているのではないかと、こういうふうな感じがするわけですね。今までの赤字国債を含めたいわゆる国債の発行残高というのは、先ほどから話が出ておりますように百六十兆円、それに政府の長期債務といふものが二十九兆円くらいあります。合計で百八十九兆円現在あるわけでございますが、大蔵省から出ております仮定計算例でいきますと、昭和七十六年にこの国債発行残高が二百兆円

を超える、こういう計算になっております。

我々が大変心配をいたしますのは、例えば今までの公共事業、これがずっとほぼ横ばいのペースでやつてまいりましたけれども、昨年から急激に上積みされる、こういうことになりました。実は、一般公共事業で見えてまいりますと、五十六年から五十七、五十八年がほぼ六兆三千億円台ということで横ばいのペースになっておりまして、六十年、六十一年、六十二年と漸減になってきています。それでも六兆円台確保ということとございまして、今度は急遽七兆二千億円を超える、こういうふうなことになるまして、そうなるまいりますと、我々のこの間からの議論の中で、社会資本といへども六十年償還でそこまでライフサイクルのあるようなものは少ないのではないかと。むしろ技術革新やあるいは生活環境の変化等によつて社会資本といへども六十年のサイクルを待たずしてやはり変えていかざるを得ないだろう。そういうふうな考えていきますと、余りにも安易に赤字国債、建設国債を発行するというのは後世に逆に負担を残すことになるのではないかと、こういう話を時々しているわけでございまして、そういう面からいきますと、建設国債を減額していかなければいけないだろう。

それからもう一つは、内需拡大という意味で、減税も含めて六兆円に上る六十二年度の大幅な追加があつたわけでございまして、その当時と今と比べて、景気の上昇の加速度あるいは税率等で見て非常に景気の回復感といえますが、こういうものが違うわけでございまして、財政運営という面あるいは経済運営という面から見ても、公共事業を逆に今度は絞り込んでいかなければいけないのではないかと、こういうふうにお感じになっておられるか。

(中川(昭)委員長代理退席、委員長着席)

そういうふうに見た場合に、今後建設国債というのは減額の方向で行かれるのかどうかというのが一つ、それから、公共事業がどういう方向でやるか。それからもう一つは、六十二年を見てみ

ますと、先ほど申し上げましたように、当初は日本の国内の景気が非常に低迷しておりまして、その対策ということで八〇・一％という前代にない公共事業の前倒し発注をやりました。我々、その年、では下期どうするかという心配をしたのでありますが、それは追加補正ということでありました。これがどういう形でやられていくのか、またどういうふうな修正されていくのか、その辺もお伺いをしたいと思います。

○竹下内閣総理大臣　まず、いつの間にかあるいは知らないうちによくなった、そういうことじやなく、これは玉置さんがおれが鞭撻したからなつたというふうな思っていた方がいいと思います。

そこで、建設国債といえども利払いを伴いますから、その発行は可能な限り圧縮していかなければならぬ、これは当然のことでございます。したがって、本当は将来の公債依存度等の具体的な目標、仮に赤字国債依存度がなくなりまして、そういうものがあつていいじゃないかというふうな御意見もあるかと思ひますけれども、今はまだ六十五年度赤字公債償還からの脱却という大目標に向かって進んでいるところでございますので、今そこまで長期的な展望を申し上げる段階にはない。

それからもう一つ、おっしゃいました六十年というの、道路が百年でございまして、耐用年数を決めてやつたわけでございますけれども、そのおっしゃる意味もわかつてくるわけでございますが、と同時に、もう一つ御指摘ありました公共事業の執行方針につきまして、おっしゃつたように大変な前倒しをやつた。それで今勢いが加速しておりますから、いわば平常な状態であつてもこの上昇気流は維持していける、こういうことになろうかと思つております。したがつて、いわゆる今抑制するという状態ではなくて、非常に前倒しにもなれておりますが、平常時にもなれてきておりますので、物価の動向、去年一時資材が上がりましたが、ああいうことを絶えず細心の注意を

払いながら適切な執行をしていくことによつてこの状態を続けていきたい、漠然とそんな考えを申し上げたわけでございます。これは公共事業執行に関する会議というものの責任者は大蔵大臣でございますので、大蔵大臣から答えたいだいた方が適切かと思ひます。

○宮澤国務大臣　今総理のお答えになられたとおりでございます。せんだつても閣議ではないわ自然体でいったらいかかというのを申し上げております。

○玉置委員　自然体という話、我々も聞いているのですけれども、自然体ほどわかりにくいものはないわけでございます。だから自然体というものはどういふものかなというのでございしますが、自然体というのは大体どういふ範囲を自然体というのか、ちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○宮澤国務大臣　大体、過去の実績を見ますと、七割をちよつと上がるか下がるか、その辺のところろが自然体でいたしました年の平均のようでございます。

○玉置委員　ということは、八〇・一までいきましたものを一応六十年ごろのペースに戻す、六五とか七〇とかいろいろありますけれども、大体七〇前後と見ていいわけですね。わかりました。

昨年のちよつど夏場に建設資材が非常に高騰いたしました。特に木材が二倍を超える。あるいはコンクリートパネルというのですか、コンパネという板がありますけれども、これも商社が買い占めをする。私もその当時、どこの委員会をやつたか忘れましたけれども、大蔵委員会かな、非常に高騰している、だからむしろ通産省なり農林省で指示を出すように、こういうことを申し上げたのです。諸外国の様子を見ておきますと、例えば昨年のブラックマンデーまでは非常にインフレ傾向にあつたわけですが、逆に言えばブラックマンデーがインフレをある程度抑え込んだというふうなお話がございますが、日本の場合には昨年の株価に既に金融筋の指数が上がつてきておりまして、今いろいろ資材関係等の状況を見ておきますとや

はり値上がりの傾向にある、こういうふうな思ふわけでございます。

そういう意味では、公共投資のこれからのいろいろな方向が資材関係なりあるいは物価そのものに大きく左右してくる、こういうふうにも思ふわけ、より適切な発注といひますか、量の規制、抑制といふことをやつていかなければいけないと思ひます。例えば、私大変心配しますのは、昨年あれだけ上がつているときに何らそういう手を打たないで公共投資大幅追加といふことを発表されて実行してきたことがございしますので、その辺の昨年の例を踏まえて、もう一度、政府当局として公共投資に對してもつと配慮していただければどうか、特に物価面についての配慮がしていただければどうかといふ話も伺ひたいと思ひます。

○宮澤国務大臣　昨年確かに御指摘のようなことがちよつとございまして、経済企画庁を中心に各省庁よく協議をしてその辺のことを対策を立てておりました。また、通産大臣から、例えば鉄鋼メーカーとかに對してはまず在庫の放出、それから形鋼なども上がったものでございましてから多少生産をふやすといつたようなことを御指導になりました。これは我が国の経済がこれだけ稼働率が低うございしたので余り問題にならずに対処できましたのと、従来なかつたことでございますがNICSからの輸入がございまして、これがかなり相場を冷やしたといふこともございまして、まあまあたたいまその点は、やや上がりましたが、落ちついてまいつたと思ひます。

それから、御指摘のように型工であるとか鉄筋工であるとかいふ人たちは、これは何といつても長い間御用がなかつたものですからやむを得ないことでございしますが、減つてきておられるようでありまして、そういうところの賃金が上がつておる。しかし、工法もそういう人々がなければならぬで多少の工夫があるそうでございます。総体的に見まして今技能工の賃金上昇はどうもなかなか避けられないようでございますけれども、資材関

係はNICSの関係もあつて落ちついてまいつたといふことではないか。ただし、その点は御指摘のような問題を常に気をつけておらなければなりません。建設省初め発注官庁では十分御注意をしておいたいておりますし、また自然体云々と申しましたのも、そういう観点からもそこが正しいところではないかと思つておるわけでございます。

○玉置委員　一時期、今でもそうでございけれども、大工さんの日当が一日二万円とか、あるいはことしじゅうにはとてもじゃないけれども建てられないといふぐらゐの仕度量がある、そういうお話も聞いております。逆に見れば来年以降どうなるのだといふ大変な心配がある。というのは、土地が非常に高騰してしまつて、ある程度手当てが終つたところだけはやつていけるけれども、新しいところについてはなかなか採算がとれないといふところでは手はつけられない、こういう話も聞いております。今年度中は比較的良好に推移をするけれども、来年以降の落ち込みは特に住宅に関連してかなり激しいだろう、こういう見通しがあるようでございます。そういう面から考えますと、今景気がいい業種と来年も引き続きいいのと思ひのと、大分変わつてくると思つたのです。そういう目で見ていきますと、絶えずそのときの流れに沿つた対策をぜひお考えをいただきたい、かように思ひます。

今確かに公共事業そのものがピークだと思ひますが、これからこういつまでも高いレベルが続くとは思ひません。一方で海外からの参入のお話がございます。この間小沢官房副長官が参られまして話をされてまいりました。そのときはNTTの部分で何とかしようじゃないか、こういう話があつたと聞いております。それともう一つは、関西新空港、あの辺に對して非常に海外の方が乗り気である、こういうふうなお話を聞いておりました。我々がこれから考えていかなければいけないのは、ふえてくる間はいいわけでございますが、例えば公共事業を縮小していくようなときに海外の参入が果たして得られるかどうかといふような問

題点があります。それから、発注方式につきましても、向こうの場合にはいわゆるコンサルタント的な業種が多いわけですが、日本の場合は請負契約、完全につくり上げるまでやるというような業種になっておるわけでありまして、そういう面では日本の建設業とあちらの建設業では若干分野が違ふような気がするわけですが、そういうものを踏まえてどういふような形で参入を認めていかれるのか、その辺についてもし大体的方針があればお聞かせいただきたいと思います。

○竹下内閣総理大臣 直接の責任者ではございませんので不正確な点が多少あるかもしれませんが、日米首脳会談の際に、お互いが共同作業で問題解決しようというときに、出た問題が科学技術協定と公共事業参入問題と牛肉、オレンジ。その二つが片づいたわけですが、向こうからの言葉をかりますならば、公共事業問題がなぜ一年半もおくれおったか。そうしますと、今いみじくも御指摘がありましたように、コンサルタント的なものを指名するのと、それから工事施工者そのものを指名する、そういう指名の相違があります。はなから、確かにあるのをご存じです。

最初には公共事業という概念から、我々は簡単に、公共事業とは、はい、国または地方公共団体が発注する工事、こういう定義づけを行いますし、ある人は、いや、公共事業とは公共に用するものすべてだ、こんなような、その辺からだんだん詰まってきたりまして、ただ、これができた背景の中に、御案内のように日本のいろいろな工場等が企業進出してまいります。そうすると、日本の大手さんはコンサルタントももちろんできるわけですが、それが行つて、そして向こうの施工者を集めたりしておやりになる。そうするとそこに大変な実績ができるわけですが、例えばマクドナルド・ハンバーガーが建つからといってアメリカから業者が来て設計するわけでもございませんし、したがって向こうは実績というのがないわけですが、随分

古い話になりますけれども、名神高速のときに世界銀行から金を借りまして、そのときに一度参入の機会を与えたことがございますが、日本の制度に習熟していないので途中で御辞退に相なつた、こういうことがあつたわけでございます。

したがって、今度の場合はそういう実績の相違がある。日本はまるで内外無差別だ、しかし実績という主義ですから、それがなければいけません。したがって、こちらは実績主義で十分向こうに実績を持つてゐるわけでございますから、相互オープンな形で行うためにはやはりなれていただかなければならぬ。習熟と申しております。そこで、それにはどういふものかという点で、いろいろ議論してみますと、関西空港の問題、これは別途の意味で解決しておるわけでございますが、そういう方式で、特に飛行場なんかはマーシャルプラン以来向こうさんは得意でございますし、日本はつくつた数は少ない。そういうそれぞれ得意とする分野で少なくとも参入できるような枠組みというものを話し合ひの中でつくり上げたということでございますので、その枠組みの中で競争もございまして、実績としては今後の問題でございますけれども、そういう形で大体物が解決してきただけで、外国企業がこれの枠組みを活用して積極的な企業努力を行わなければ、実態としては実績は今後の問題ではなからうか、こういうふうにお考えおとるところでございます。

○玉置委員 参入は公共事業全体の枠の中で考え、なおかつ競争原理が働く、こういうふうな理解していいわけですね。

○竹下内閣総理大臣 例えは御例示になりましたNTTのインテリジェントビルなどというのは、公共事業とは言えないかもしれませんが、が、そういうものに対しては、非常に魅力を持つて、NTTさん、そういう設計等々参入させて自由競争するのはいいじゃないか、こういう考えをお持ちになつておる。これを政府が勇気づけるとも申しますか、こういうことをする。公共事業全体と

いうようなこと、原則的には内外無差別になつておりますけれども、実績も存在してないわけでございますから、やはりいろいろ念頭に挙げられたような将来の予測されるプロジェクト以外の、いわゆる我が国が感覚でわかります一般土木工事とでも申しますか、そうしたものに参入するという機会はあるけれども、現実問題としてあるいは希望はないかもしぬなという感じがございまして、

○玉置委員 時間がなくなりましたので、本日は税制の方でちょっと聞きたいのですけれども、あとは一言ぐらしか聞けないと思ひますので、ちよつと分野が違ひますけれども、ペルシヤ湾問題についてお聞きしたいと思います。

多分後の外務委員会ですけれども、思ひますけれども、我々大蔵心配しますのは、イラク・イラン戦争ということ、中東同士のいろいろなところから逆にアメリカがそこへ参入をする、こういうふうになりました。我々の目から見ると、ペルシヤ湾というのは公海でございまして、公海上で機雷を敷設したりいろいろなことが今まで行われてきた。これに対して、いろいろな国々が努力をして排除してきただけでございますが、予想以上に大変エスカレートしてしまつた現状、これから例えば日本のエネルギーを考へていく場合、非常に不安になるわけでございます、また船舶の安全性等も含めて日本としては何らかの手を打つていかなければいけない、こういうふうにお考えおとるわけですが、総理としてはいかがお考えか、お伺いしたいと思います。

○竹下内閣総理大臣 十八日に、米国はイランの機雷敷設等に対応した措置としてイランの海上油田施設を攻撃、その後イランがアラブ首長国連邦の海上油田施設を攻撃したと伝えられるなど、ペルシヤ湾をめぐる情勢は緊張をいたして参ります。我が国といたしましては、従前から申し上げておりますように、イラン、イラク両者に対しての外交関係が存在しておる。したがって、国連決議に基づいて国連事務総長の調停に対して積極的に参加しないというのを言ひ続けて今日に至

つておるわけでございます。これからもうした外交努力というものを基本的には続けていかなければならぬ課題であるというふうに思つております。

ただ、私どもいつも感謝しておらなければいけません。あの地帯で日本の海員組合の皆さん方が汗を流しながらやつていただいております、それが少なくとも外交努力でその危険の感じ方が少しも少ないような努力は、またしていかなければならぬ課題だというふうにお考えおとります。

○玉置委員 終わります。

○越智委員長 次に、矢島恒夫君。

○矢島委員 私は、財産法案に関しましては総理の御意見などお聞きしたいのですが、時間が二十四分間でございますので、一番伺いたいところから入らせていただきます。

いわゆる課税ベースの広い間接税、私どもは大間接税と呼んでおりますけれども、総理は十七日静岡県の熱海市のホテルで開かれました自民党の婦人部活動者研修会で講演されて、「六つの懸念」の問題で、所得に対する逆進性についても、課税最低限の引き上げや社会保障費で措置し、そういう調和の中で中和できる。私ここで聞きしたいのは、ここで使われた「中和」という言葉なんですけれども、どういう意味で総理お使いになったのか、その点をちよつとお聞きしたい。

○竹下内閣総理大臣 元来、間接税というのは、その論理的な構築の中には逆進性は存在しておる、しかし、他の総体的な税の仕組みとか財政出動の中でそれらの懸念は打ち消されるといふと表現が少しきついですから、したがってなるほどというふうな理解してもらえろという意味を含めて中和という言葉を使ったのでございます。

○矢島委員 打ち消されるという形ですと少し強いのでは御答弁いただいたわけですが、総理も、旧制中学校時代ですか、化学をやられたと思うのです。それで、リトマス試験紙を使いながら酸性の溶液とアルカリ性の溶液、これをまぜていきま

いうように勉強されたと思うのです。この二つの種類の違うもの、異質のものがまじり合うことによって結局その特性とか性質とか作用だとかそういうものが失われる、これが中和という言葉の意味かな、こんなふうな思ふわけです。そういうふうな考えますと、この逆進性というのを、社会保障あるいはまた課税最低限の引き上げ、こういうもので果たして中和できるかどうか、どうも問題があるんじゃないかというので、その点についてこれからお聞きしていきたいと思うのです。

まず社会保障の問題についていえば、社会保障につきましては今日までいろいろと改悪されてきた。例えばお年寄りの医療費が有料化されてしまふ。これをまた無料に戻すということになれば、これは一定の社会保障のさらにまた回復になつてくるだろう。あるいは年金につきましても、年金額の増額というようになことをきちんと言われるならば、その緩和の一部にはなるだろう。中和するという方向に行くだろう。例えば健康保険の本人一割負担、これも十割給付に戻すよというのなら、これもまた話は中和の方向かなと思ふのですが、今の財政状況を考えると、一応六十五年の目標達成というように言われておりますけれども、その後非常に厳しい財政状況であることについては変わらないうけであります。しかも高齢化社会という言葉が使われるとおり、そういう社会保障によつての中和というのは本当にできるだろうか。

それからもう一つは、課税最低限の引き上げによつて中和をするのだ、こういうお話のようです。現行法を考へてみますと、また政府税調の素案あるいは政府税調や自民党税調で論議されてきている内容、あるいは国会での論議、こういうものを踏まえてみますと、おのずと頭の中に置いて考えますとはつきりしてくると思うのですが、その第一は、今現在所得税が課税されていない人、いわゆる納税義務者ではない人にもこういう間接税が導入されれば事実上払わなきゃならなくなり

ますから増税になる。負担がふえるわけでありまふ。こういう人に対しては所得税の課税最低限の引き上げは関係ないわけなんです。中和しようもない。言うなれば、酸性だけでアルカリ性全然なし、こういう状況ではないかと思うのです。それからもう一つ、所得者の課税対象の中で中所得者層の問題ですけれども、私、一昨日大蔵委員会、いろいろと仮定を置かなきゃなりませんので政府税調等の素案を基準にいたしましていろいろと計算をしてみたわけなんです。実際に中和という現象がどの程度の所得から中和されるだろうかとこののを調べてみまして、年間収入十分位階級別を例にとりましてお話ししたのですけれども、その計算によりまして、やはり第八分位のちよつと上ということになりますと年収八百万円前後のところ、一つの中和現象は起きてくるだろう、それよりも低い所得の方については中和されない、こういう事態が出てきているわけなんです。

それからもう一つの問題としては、最高税率を大幅に引き下げるということになつていくわけですから、高額所得者は相当な減税になるだろう。結局、今の中和されるであろう八百万円以上の方々、こういう方々につきましてもは五割の間接税でもあるいは一〇割の間接税でもそれほど痛みがあらわれてこない。むしろ第十分位で千五百万円以上の方々になりますと二十万三千円からの減税という試算を、私の試算ですが、やってみました。

こういうことを見てもみますと、所得税減税によつて逆進性を中和するといつても、そのことは不可能ではないだろうか。高額所得者がやはり優遇されるのではないか。この点について総理のお考えをお聞きしたいと思います。

○竹下内閣総理大臣 私が予算委員会では六つの懸念というものを言ひ出したわけでございまして。今のこの計算上の問題になりますと、いわば税率をどうするかとか、そういう具体的な問題に入ると思ひますので、それについて私から

ら厳密な数字を挙げての答えをする用意は少なくともいたしておけません。

私が申しておりますのは、いわば現行税制の累進構造の緩和が見込まれております、そういう中で中堅どころの中和はあり得る、そうしていわゆる社会保障、税そのものに所得再配分機能がもともとあるわけでございまして、そのものは社会保障制度等を含めた財政全体で中和されるということをお問答の中でやつていけばだんだんわかつていただけるんじゃないか、こういうことを申したわけです。

ただ、参議院の予算委員会でも申しましたので、あえて挑戦する意味では決してございせんが、社会主義国というのは本当は全部間接税であるという論理は一応あり得ると思ふのであります。国有事業であるとしたら、国有企業と云へば、企業という言葉を使えば利潤の追求ということになりますから、あるいは法人所得税になるかもしれません、あるいは法人所得税になるかもしれません、国有事業の中でのいわばすべて末端の価格に転嫁されておるとすれば、社会主義社会というのは、最初は、全部と云へば、大体内間接税で構成されてくる。それこそまさに広い間接税で構成されてくる。それに所得再配分機能というものの議論が出て、そこに所得税という思想が入つてきて変化して、そうして今度は所得税というもののなかで、なかなか勤労所得の中におきまして、言つてみれば五割は負担するのが限界じゃないかという限界説が出たり、そういう形で進んでおられますから、したがって、現状においてそういう総合的な税体系と成出、財政出動などによつてそういう懸念は中和されていくべき問題ではないか、こういうふうな申し上げておるわけでございまして。

○矢島委員 参議院での論争を私もここでやるつもりはございせんが、あのときは恐らく参議院でマルクスのことまで出て御論議されたと思うのですが、私のお聞きしたいのは、中和という問題、今おっしゃられたようなことでお考えだということ

とですが、今度の素案を見たときに、まず一つは、今まで税金のかからなかつた人がかかつてしまふ。つまり、納税義務のない層、こういう層もやはり大型間接税の導入によつて税金を払わなければならない。それから中堅所得層というところも、これは先ほど何%にするかという問題がありますから一概に言へませんが、いずれにしても相当低く抑えることがないと、課税最低限はうんと上げる、それから税率はできるだけ少なくするということを思い切つた形でやらない限りは、これは私の計算によりまして、中堅サラリーマンが恩恵を受けるというよりもむしろ間接税によつての支出が増大する。そういう中であつて高額所得者は相当の減税になるではないか、こういう矛盾があるんじゃないかという点を、いわゆる課税最低限の引き上げとそれから今度素案の中に出ております税率の六段階への変換、こういうものの中であらわれてくるこの点を指摘したわけなんです、この点についてはいかがですか。

○竹下内閣総理大臣 いわば数字的な問題はそういう比率の問題等にも影響するところではございませうけれども、総合して申しました場合に、この刻みに当たつてくるのかな。そうすると、刻みが、最高税率が下がつてくればそれをしていゆる金持ち優遇、こういう論議であつたとすれば、それはそれなりの立論になるんじゃないか。私も、経済の活力、すべてお互ひに生きる活力というのは、やはり努力して一生懸命でやればそれに対する努力と報酬というものがバランスしてくるという意味においては、べらぼうと言われる限界というのがあるからこの六段階の最高税率のところにあるんじゃないかという認識を持っておりますので、基本認識が違うのは仕方ないと思ひます。しかし、結果から見ますと、今のような問答をしていただきますと、聞いておる国民の皆さんが、なるほどな、どつちの言っていることも一理あるが、竹下が言っていることがいいのかな、こういうふうな思つていただけるんじゃない

かと私は思いますので、どうぞますます御議論をお願いいたします。

○矢島委員 国民が竹下総理が言っていることがいかに思うか私が言っていることがいかに思うかは、それは国民の皆さんの御判断でございまして、もう一つつけ加えますと、簡易ということで六つの段階にしていこうとお考えを今お答えになりました。素案によりまして、五百四十二万円の層までが一〇％ですから、言うなれば〇・五％から二％というわずかな差しか税率の中に出てこない。ところが高所得者になりますと、今まで七〇％であったものが六〇％に現在なつた。さらに今度はこれが五〇％になつていく。こういう数字上から見てもいわゆる金持ち優遇ではないかな。

それからもう一つ、所得税の累進性緩和による税率変更で一兆三千億円の減税という大蔵省の試算が出されております。これがどういう層、階級にどのように配分されるかどうかという点を考えてみたわけですが、申告所得税の部分で二千万円超の階級の人は人員分布でいきますと二・二六％、わずかな部分でございすけれども、減税割合、つまり一兆三千億円がどういうふうに分けられるかという割合は三九・三二％、つまり四〇％近くがそういう方々の減税分に充てられる。これは私の計算です、ひとつ大蔵省にお願いするわけなんです、この一兆三千億円の試算が出てゐる中で、課税所得別に減税額を計算する、つまりいわゆる減税配分表といひますか、こういうものを資料として御提出いただきたいと思うのですが、委員長。

○水野政府委員 ただいま税制調査会は最終的なまとめに向かひまして鋭意審議が続けられてゐるところでございます。税率につきましては、改正案の一例としてあのような六段階のものを提示しておられますが、これはあくまで一例でございまして、またその中でもそれぞれの刻みについて意見があるというふうに言われております。それから今回の素案の考え方の一つの特徴は、前回の抜

本改革のときにつきましては控除の引き上げということにつきまして余り取り上げておりませんでしたけれども、今回は国税、地方税を通じ相当控除の引き上げあるいはその引き上げ方につきまして突っ込んだ議論をしておられるところでございます。したがひまして、この税率の改正によるものだけをとり上げての御議論は、今の段階では、それだけの議論にとどまりまして、今の税制調査会の御審議の様子からいたしますとやや部分的な議論になるのではないかな。まさに先ほどのお話の逆進性の点にも大きく関連する控除の引き上げ、これからまとめられるところでございますので、それは全体像がまとめられたところでの御議論をいただいた方が全体をとらえる御議論になるのではないかな。税率だけのものではございましてややそこは問題があるかなという感じがいたします。

○矢島委員 ですから、人的控除の引き上げということが言われたり、私の試算も思ひ切つて七万円ぐらゐは人的控除を引き上げるといふことで試算はしてみよう。ただし、そういうものはいづれも仮定の問題だ。ただ、主税局長にお願いしたのは、そういうことではなくて、現在一兆三千億円は一応試算した、改正案の素案も、一応六段階というものの素案の段階でいろいろと議論があるけれどもという前提ですが、六段階に素案のとおりやつた場合、どういふような減税配分になつてくるかという試算はできますかということですが、

○水野政府委員 この税率の素案でございまして、これは課税所得階級別の税率の変化を御提案されておるところでございますから、これによりましてところの変化と申しますのは、年収階層なり所得階層なりとの結びつきはそこで課税所得に全部置きかえられてまいりますので、その課税所得階級の中での税額の変動というものが出てまいります。一般に言われますところの所得階層なり収入階層別の変動と申しますか増減というものと直接結びつけられるかどうか。全く課税所得の中での機械的な変動にとどまるのではないかな。それ

はどのような御議論の材料になるかということにつきましましては、あの税率表、課税所得階級別の税率の変化というものはそれだけの問題として、それだけの試算として取り上げるのはややいやかなという感じがするわけでございます。

○矢島委員 ややいやかなという感じだと言ふのですが、私の時間があるうへにとどまらなつてまいりますので、その問題についてはまた後ほど論議しながら、総理、できるだけいろいろな資料の中で論議していくというのには基本的な重要なことだと思ふのです。ただ、現在の段階では税調の方でということですので、その後またそういうような資料の問題についてはぜひ提出をお願いするといふ機会もあるうかと思ひます。

あと一、二問しかできない時間になりましたので、これもやはり総理の発言でございすけれども、先ほど私が申し上げました熱海の婦人部活動者研修会です。「欧州の例を参考にしなければならぬ。欧州では低いところから出発し、所得税減税をしては間接税率を上げてきた」、こういう発言があるという報道があるのですが、これは事実でございすでしょうか。

○竹下内閣総理大臣 ちよつと正確には記憶しておりませんが、一般論として欧州税制を私も大蔵大臣であった当時お互い議論しました場合に、最初粗っぽく入つていった、それが逐次整備されるときにはいつでも所得税の減税、そして付加価値税の税率アップ、こういうふうな傾向で来たではないかという議論はした経験はございす。

○矢島委員 いずれにしろ、まず導入するのに導入しやすく広く薄くやつておいて、税率というものをいつでも上げられるのだというふうな発言にとらえている新聞もあるし、いろいろでございすけれども、先に間接税率導入ありき、こういう方向へ今行つてゐるという点を私指摘せざるを得ないわけなんです、その点についてはいかがですか。

○竹下内閣総理大臣 広く薄く国の基本に関するものは可能な限りみんな出そうや、こういうことは

とは私も十分に理解しております。が、初めに間接税ありきというのではなく、初めに税制改革ありき、こういうことで今日に議論が至つておるのではないかなというふうな考へております。

○矢島委員 時間がなくなりました。いづれにしろ、初めに大型間接税ありきということではいろいろと作業が進められてゐるという点、同時に、先ほど来逆進性の中和という問題について、私もそれぞれの内容について質問したわけですが、残念ながら十分私納得するような御回答になつていない。またの機会にはぜひそういう問題についても総理と論議を聞きたい。

時間ですので、終わります。

○越智委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○越智委員長 この際、本案に対し、中村正三郎君外四名から、自由民主党提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。大島理森君。

昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対する修正案
(本号末尾に掲載)

○大島委員 ただいま議題となりました昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対する修正案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

御承知のとおり、この法律の施行期日は、原案では「昭和六十三年四月一日」と定められておりますが、既にその期日を経過いたしておりますので、これを「公布の日」に改めることとするもの

であります。

以上が、本修正案の趣旨及びその内容であります。

何とぞ、御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○越智委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○越智委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。杉山憲夫君。

○杉山委員 私は、自由民主党を代表し、昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案及び同法律案に対する修正案に賛成の意見を述べます。

本法律案は、今般成立いたしました昭和六十三年年度予算とまさに表裏一体をなす重要な財源確保に関する法律案でありまして、昭和六十三年年度予算の円滑な執行を期するため、その早期成立がぜひとも必要なものであります。

すなわち、第一に、特別公債の発行であります。昭和六十三年年度予算につきましては、まず歳出面において、既存の制度、施策の見直しを行い、特に経常経費について一層の節減合理化を進めるとともに、内需拡大の要請に配慮し、一般公共事業費について、NTT株式の売り払い収入の活用等により、前年度当初予算に対し約二〇％増という高水準が確保され、さらに、限られた財源の重点的、効率的な配分に努めております。

他方、歳入面においては、税外収入について可能な限りその確保が図られております。しかしながら、このような歳出歳入両面にわたる厳しい見直し等政府の努力にもかかわらず、昭和六十三年度においては、なお財源が不足するため、三兆千五百十億円の特別公債の発行を予定するに至っておりますが、財源確保のためには、必要かつやむを得ない措置と考えるものであります。

○越智委員長 次に、上田卓三君。

す。

第二に、国債償還率繰り入れ等の停止であります。

国債の償還については、基本的には、現行の償還制度の仕組みを維持するのが適当と考えますが、昭和六十三年度においては、NTT株式の円滑な売却により、定率繰り入れ等を停止しても現行償還ルールに基づく国債の償還に支障は生じないものと見込まれております。昭和六十五年までに特別公債依存体質からの脱却を目指し、公債依存度を引き下げるといふ目標達成に向けて努力を傾けなければならないことを考慮すれば、一時これを停止することはいかたがうなところであります。

第三に、政府管掌健康保険事業に係る繰り入れの特例であります。現下の極めて厳しい財政事情にかんがみ、このような会計間の財源調整により、一般会計の負担軽減を図らざるを得ないものであります。なお、本特例措置につきましては、後日、健康勘定の収支状況によつては減額分に相当する金額を繰り戻す等の適切な措置を講ずることとしており、政管健保の適正な事業運営が確保されるよう配慮されております。

以上、本法律案に盛り込まれている各措置は、いずれも昭和六十三年度の財政運営にとつて必要な財源を確保するものでありまして、現下の厳しい財政状況の中で、国民生活と国民経済の安定に資するための措置として必要不可欠であるものと考え次第であります。

また、修正案は、事の性質上当然の措置であります。最後に、私は、政府が引き続き行財政改革を一層推進し、我が国経済の着実な発展と国民生活の安定、向上を図るため、財政の対応力を一日も早く回復するよう努力されんことを切に希望いたします。本法律案及び修正案に対する賛成討論を終わります。(拍手)

○越智委員長 次に、上田卓三君。

○上田(卓)委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました昭和六十三年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案並びに修正案について、反対の立場から討論を行うものであります。

まず最初に指摘しておかなければならないことは、今国会の当初から与野党間で懸案になっていた所得税を中心とする今年度減税案が、政府自民党の極めて不誠実な対応によつて、いまだに具体的な成果を得ておらず、実施のめどすら立っていないことである。

社会、公明、民社の野党三会派の要求する二兆九千四百億円の減税を実施するということは、三月八日の与野党国会対策委員長会議で確認され、その後も与野党間で再三確認がなされております。減税の規模、財源等については与野党政策担当で決めることとし、三月三十日の与野党国対委員長会議では、六十三年度減税のための法案は今国会の会期中に処理するよう最大限努力するとの点で合意を見ております。

しかるに、竹下首相は四月十八日の記者会見で、税制の抜本的改革の名のもとに、減税法案だけを切り離して今国会に提出する考えはないとの意向を表明したのであります。これは、これまでの与野党合意を全く無視する約束違反でありました。昨年春、国民がこぞつて反対する中で廃案となつた売上税の教訓を無視して、何が何でも新型間接税の導入を図ろうとする竹下内閣の姿勢は到底容認することはできません。

今国民が心の底から求めているのは、大型間接税による大増税ではなく、大企業、大資産家優遇の不公平税制の改革による減税なのであります。与野党合意に従つて大幅減税を今国会中にぜひとも実現するために、政府・自民党の特に誠実な対応を望むものであります。

さて、周知のとおり、本年度予算での赤字国債の発行減額幅は計画を上回る一兆八千三百億円となり、大蔵当局は、赤字国債を一九九〇年度にゼロにする財政再建目標はほぼ射程内に入ったと得意顔であります。しかし、その多くは最近の急速な景気拡大による税収増とNTT株売却の臨時収入に助けられたものであり、決して大蔵当局の手柄とは言えません。むしろ政府、大蔵省のかたくなな緊縮財政政策が、これまで、いたずらに内需を冷やし、日本経済の輸出依存体質を強め、結果として財政再建をも困難にできたことの方が問題であります。

また、赤字国債の発行ゼロは近い将来達成されたとしても、この十年來の緊縮財政の中で積み重ねられた財政のツケ回し、一會計からの厚生保険特別会計への繰り入れ削減、国家補助の一律カットと地方自治体への転嫁、防衛費の債務負担行為など、その総額は十一兆円以上に達していることも忘れるわけにはいきません。

私も、財政再建を進めるためにも、積極財政で我が国経済を内需主導型の安定的成長の軌道に乗せ、税の自然増収を確保するとともに、不公平税制の是正を図ることが重要であると主張してきました。そろそろ緊縮財政を卒業するときに来ております。

宮澤大蔵大臣の持論は資産倍増論であります。が、国民生活の基礎を長期的視野に立つて整備する社会資本建設を中心に置いた財政計画を今こそ明確に打ち出すときが来ています。大幅所得減税や高齢化社会に対応する福祉の充実などとあわせて、中身のある内需拡大策が求められているのであります。

税制改革について言えば、現行直接税の中に存在する多くの不公平、例えば有価証券譲渡所得、土地譲渡益などキャピタルゲイン、さらには資産に対する課税の適正化や法人税の各種引当金、準備金などを全面的に見直しが必要なのであります。

我が国の直面している政策課題にまともにこたえようとせず、小手先の対応で現状を糊塗する財政運営では、国民の要求にこたえることはできません。これまでの財政経済危機をもたらしした政府・自民党がみずからの責任を全く棚上げし、ま

たしても大型間接税で国民に負担を転嫁しようとしていることに對して、我が党は重大な決意を持って断固これと闘うということを強調して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○越智委員長 次に、日笠勝之君。

○日笠委員 私は、公明党・国民会議を代表して、昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に對し、反対の立場から討論を行うものであります。

以下、本案に対する主な反対理由を申し上げます。

第一に、財政再建が進んでいるというものの、その実態は、国民生活や地方財政へ負担のしわ寄せを行っていることとあります。景気回復と土地暴騰、財テクブームに伴い法人税、相続税、有価証券取引税等の税収入も上がり、これを受けて六十三年度の赤字国債発行は三兆一千五百十億円で減額されました。財政状況は、表面的には改善されているように見え、政府も六十五年赤字国債脱却の目標に向け自信を深めているようでありますが、その実態は、マイナスイノベーションの福社、文教予算の伸びを圧縮した上でのことであり、また、歳出削減による後年度負担への繰り延べや特別会計への移管が行われています。今日、後年度負担の繰り延べは、地方への負担押しつけを含め、実に約十一兆円余にも上っているのです。

六十三年度においても国債償還のための繰り入れを停止しており、政府は減債基金制度には支障がないとしていますが、減債財源として頼っているNTT株式の売却収入にはおのずと限度があり、減債基金制度については厳しい状態であると言わざるを得ません。減債財源が不足しているため、昨年に引き続き借換債の発行が新規財源債の発行を上回っております。特例公債の借りかえについては原則行わないとされていたにもかかわらず、今や借換債の発行が恒常化している状況に追い込まれているのであります。また、政府管掌健康保健事業への一般会計からの繰り入れのうち六

百五十億円を削減しており、四年連続の措置であります。これらの措置は、単なる財源あきりであり、後年度へ負担の先送りにはすぎないのであります。

第二に、本来的な財政再建を怠り、大型間接税を画策していることとあります。本来の財政再建は、単に赤字財政の削減だけでなく、資源配分、所得再配分、経済の安定など、その機能を十分に果たせるような財政システムを構築することであり、まず所得税の不公平感の是正に取り組み、行政機構の効率的な縮減や行政制度の抜本的な改革を図っていくことが重要であります。しかるに、政府は、いまだ行政改革は不十分、不公平税制の是正もなされてないにもかかわらず、安易に税収を得られる大型間接税導入を画策しております。

不公平税制の是正と積極的な行政改革によって歳入、歳出の両面を思い切つて見直していくべきであります。その取り組みを怠り、安易に大型間接税を画策する政府の姿勢は、長期的にも健全な財政運営とは思われません。

今日まで政府は、財政赤字の削減を国民の実質負担増に任せ、実効ある財政見直しを怠つてまいりました。歳出の厳しい見直しを行うとともに、歳入においても国民の納得のいく公平な税制改革を目指すべきものであります。また、実効性のある積極的財政再建計画を策定し、健全な財政運営を図っていくよう強く要求し、本案並びに同修正案について反対を表明し、討論を終わります。(拍手)

○越智委員長 次に、安倍基雄君。

○安倍基雄委員 私は、民社党・民主連合を代表して、本委員会が審議が行われてまいりました昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案及び同修正案に對して、反対の立場から討論を行おうとするものであります。

もちろん、このいわゆる財確法は、財政を運営する上に必要な技術的な法律であり、借換債の発行など、やむを得ない法案であるという一面はあ

るのであります。その基礎となる財政運営の基盤において批判すべき点が多く、我々としては、こうした内容の法案を提出せざるを得なくなつた財政政策そのものに對して、反対の立場をとらざるを得ないのであります。

第一に、毎年繰り返されるこの財確法の審議に示されるように、我が国の財政再建についての長期的なビジョンとその目的を達成するための具体的なスケジュールが明確でないこととあります。「増税なき財政再建」のスローガンが掲げられてから久しいのでありますが、その実効が上がらないままに、国債の多額の借りかえと新規発行が繰り返されております。このその場しのぎの財政運営が我が党が批判する第一の点であります。

第二は、行政改革による歳出削減が十分行われていないこととあります。一応、電電、国鉄、専売の民営化は行われました。しかし、歳出の再検討のうち最も大切な補助金の整理については、思ひ切つた措置がとられていないのみならず、相次ぐ海外からの市場開放要求等に伴い、関係産業に新たな補助金を考慮するという傾向が生じつつあり、つまり外交の失敗を財政措置でしりぬぐいしようとする傾向が懸念される状況であります。

第三に、この行革と関連し、地方の行革がほとんど行われていないこととあります。地方の時代と申しますが、これは決して、国が社会保険その他について年々負担が増大する反面、地方、特に一部の富裕自治体があり余る財源を得て放漫財政を続けてよいということではありません。国と地方の財源と事務配分の見直しが急務であると考えます。

第四に、政府が、減税よりも公共事業という考え方のもとに、公共事業投資の投資効果を十分吟味しないままに、投資レベルの上昇のみに重点を置いていく点であります。

公共投資を一時的に拡大しても、最近のように地価上昇が著しい現況のもとでは、投資効率を吟味しないままの公共投資の効果は疑問であり、一部業界を援助することとなります。また、

こうした投資はカンフル注射のようなもので、次年度にこのレベルを低下せれば、内需拡大の効果をもち得ません。むしろ、内需依存型の経済への移行には、減税の方が効果的とも言えます。この点の吟味が十分行われておりません。

政府は、この秋に大型間接税の導入を意図しているようであります。我々は、その前に、徹底的な行革と、不公平税制の是正と、これによる減税を行い、また間接税を導入するのであれば、その前に国民の信を問うべきであると主張しております。この財確法に象徴される政府の財政運営の基本方針は、こうした我々の要求から隔たること遠いと言わざるを得ません。

以上の理由をもつて我々はこの法案に反対の立場をとらざるを得ないことを明らかにして、私の反対討論を終わります。(拍手)

○越智委員長 次に、矢島恒夫君。

○矢島委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案及び同修正案に對し、反対の討論を行います。

反対する第一の理由は、財政危機を引き起こした政府・自民党、財界の責任とその根本原因についてであります。

今日の深刻な財政危機は、石油ショック後、政府・自民党が財界の要望に沿い、極めて無謀な国債の大量発行による財政ばらまき政策を強行したことから引き起こされたものであります。さらにこの数年間、政府・自民党が財政再建を図るとして進めてきた臨調行革路線の諸施策の実行、それは軍拡優先、大企業率仕の財政、税制の仕組み温存、強化、その国民への犠牲の加重であります。

陰

カットなど、つまり押し入れの中の汚れた物は膨大な額に達し、さらに同年度末の国債残高は百六十八兆円と、国の借金体質は深刻化の一途をたどるのであります。

本法案は、このような破綻を招いた政府・自民党、財界の責任とその根本原因を棚上げし、そのしわ寄せを国民の財産の食いつぷしや、いづれ国民負担となる赤字国債の恒常的な大量発行や借りかえなどで、全く責任のない国民に現在及び将来にわたって肩がわりさせ乗り切ろうとするもので、到底容認できるものではありません。

第二の理由は、国民本位の財政再建の方途に背を向け当面を糊塗する安易な財源確保策であり、財政危機を一層加速、深刻化させるものであります。

今日の財政危機のもとでは、歳出面では軍事費の異常突出や大企業奉仕の不要不急経費に徹底したメスを入れ、また大企業などに対し低金利の国債借りかえを求め国債費を軽減すること、歳入面では大企業、大金持ち優遇の不公平税制の抜本是正を行うなど、国民本位の財源確保策こそとるべきであります。ところが、本法案はそれに全く反したものであります。

三兆一千五百十億円の赤字国債の増発は、財政危機を深刻化させる根本原因であり、さらに同借りかえは、当面の負担を軽減するものの、将来にわたって国債残高の累増と利払い費の急増をもたらす、財政危機の重圧を二十一世紀へ向け永続化させるものにほかなりません。七年連続の国債整理基金定率繰り入れ停止措置は、減債基金の枯渇を早め、結局は財政破綻を加速、深刻化させるものであります。また、四年連続の政管健保国庫補助削減措置は、健保大改悪による受診抑制と患者負担の結果であり、黒字が出たからといってその積立額から安易に国庫に引き上げるやり方は、改悪の屋上屋を重ねるもので、断固認めることはできません。

第三の理由は、本法案が大増税を企図し、大軍拡と大企業奉仕を貫き、国民犠牲の反国民的な六

十三年度政府予算の財源対策であるからであります。

六十三年度政府予算は、レーガン核戦略に追随し、GNP一%連続突破の歯どめなき大軍拡の推進、民活の名による大企業関連支出の拡大の反面、福祉、教育予算を厳しく抑え込み実質マイナスとし、農業、石炭、中小企業などを経済構造調整の名のもとに切り捨て、あるいは破綻に追い込もうとするものであります。さらに、公約に違反し、最悪の大衆課税である新大型間接税導入を企図している予算でもあります。

かかる反国民的な予算、施策のための財源確保策は断じて認められないところであります。以上で、私の反対討論を終わります。

○越智委員長 これにて討論は終局いたしました。

○越智委員長 これより昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案について採決に入ります。

まず、中村正三郎君外四名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○越智委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

しとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。玉置一弥君。○玉置委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしましたして、案文を朗読し、趣旨の説明をいたします。

昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対する附帯決議（案）
政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 我が国経済の着実な発展と国民生活の安定・向上を図るため、可及的速やかに特例公債依存体質から脱却するよう引き続き歳出の徹底した見直し、削減に最大限の努力を払うとともに、財源対策としては、中長期的観点から対応を図り、財政の健全化をすすめること。

今後とも公債の償還に支障なきよう、所要の償還財源の確保に努め、もって公債に対する国民の信頼の保持に万全を期するとともに、日本電信電話株式会社の株式売却収入を社会資本の整備のために活用するに当たっては、国債整理基金の円滑な運営に支障が生じないよう十分留意すること。

一 現下の内外社会経済情勢にかんがみ、均衡かつ調和ある経済発展を図るため、引き続き適切かつ機動的な財政・金融政策の運営に努めること。

一 為替相場の我が国経済に与える影響が極めて大きいことにかんがみ、今後とも各国との政策協調等を通じて、安定した為替相場の実現に努めるとともに、円高メリットが国民生活の向上に十分反映されるよう配慮すること。

以上であります。

何とぞ御賛成賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○越智委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。宮澤大蔵大臣。

○宮澤国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきまして、政府といたしましては、御趣旨を踏まえまして配慮してまいりたいと存じます。

○越智委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕
○越智委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕
○越智委員長 次回は、来る二十六日火曜日午前九時四十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

昭和六十三年五月十四日印刷

昭和六十三年五月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K